

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業
児童育成支援拠点事業の実施状況の把握と
事業促進に向けた調査研究
自治体向けアンケート調査結果

2026年3月

株式会社日本総合研究所

実施概要

項目	概要
調査対象	市区町村
回答数（速報値）	1084自治体回答
調査方法	こども家庭庁より都道府県に調査依頼し、都道府県より全市区町村に調査依頼（Webアンケート、またはエクセルで回答）
調査時期	2025年10月8日～10月28日
主な調査事項	<p>【自治体概要】</p> <ul style="list-style-type: none">自治体名、連絡先、要保護・要支援児童数、本事業実施有無、量の見込み算出状況 <p>【児童育成支援拠点事業実施自治体】</p> <ul style="list-style-type: none">基礎情報施設概要職員配置状況・研修支援内容利用対象者支援の流れアセスメントの状況個人情報の取り扱い外部機関との連携財団等からの助成課題 <p>【児童育成支援拠点事業未実施自治体】</p> <ul style="list-style-type: none">事業検討状況事業開始にあたっての課題

出所：株式会社日本総合研究所作成

結果の概要

検討・報告事項	調査結果及び、示唆 ¹⁾
1 事業実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 回答した自治体のうち、児童育成支援拠点事業を実施している割合は約7%と低い水準にある。 事業実施率は人口規模によって異なり、小規模自治体はさらに実施率が低い。
2 量の見込み算出状況	<ul style="list-style-type: none"> 量の見込みをそもそも算出していない自治体が7割強となっており、算出を行っていない理由は、「対象児童の定義を定めていない」の回答が多い。このことから、「対象児童」の考え方について、算出自治体における手法・考え方を例として示す等によって、説明を充実させる必要があると思われる。 国が提示する方法で量の見込みを算出している自治体における対象児童の算出は、ニーズ調査の実施、相談件数・支援実績の活用、児童相談所・要対協等何らかの機関で把握しているリスクのある児童数の活用、虐待通告件数・ネグレクト件数の活用、等の方法がとられている。 国が提示する方法以外で量の見込みを算出している自治体における量の見込算出は、ニーズ調査、要対協・要保護児童の人数、類似事業の実績値、施設定員、などを算出根拠として活用している。
3 (実施自治体) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体において支援の「必要性を示す」ことに苦労した自治体が最も多く、本事業の必要性をわかりやすく説明する補助が必要であると思われる。 事業の実運用においては拠点の人材確保に苦労している自治体が4割強となっており、人材不足が運営上の大きな課題となっている。
4 (実施自治体_施設ごと) 施設基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営事業者は「こども・若者の居場所提供事業者」が最も多い。施設定員は10名～19名程度。実施要綱に記載の通り、朝夜まで終日営業している施設がボリュームゾーンである。 長期休暇中の課題として人員体制の確保が難しい自治体が半数弱存在し、他事業・他施設からのフォローやボランティアの活用で運営している。 スティグマ対策として施設・空間の使い方・動線管理や利用時間・曜日の工夫、利用者・関係者への理解促進・説明等の工夫がとられている。
5 (実施自治体_施設ごと) 人員配置状況・研修	<ul style="list-style-type: none"> 施設の人員確保方法として拠点勤務者・利用者からの紹介が最も多い。 長期休暇期間中の開所においては既存人員に多くシフトを入れてもらうよう依頼し、運営している。 人材定着の工夫として制度・環境・働きやすさ(シフト等)の工夫やコミュニケーション・相談しやすい職場づくり等の独自の工夫がとられている。 研修は行政・自治体・教育委員会主催の研修や民間財団・団体主催の研修や、施設運営事業者内の研修を活用している。
6 (実施自治体_施設ごと) 支援内容詳細	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援について児童の状況にあった十分な学習サポートを行うことが困難である施設が半数であり、学校の先生に依頼するなど学校と連携・協力といった工夫を実施している。 食事については約300円～400円程度で提供されており、拠点内で職員が調理している割合が6割強となっている。 9割以上が学校(96.2%)と連携しているが学校内で本事業の周知・理解が十分に進んでいないことが課題となっており、連携をスムーズに進めるため、市町村が学校・教育委員会等に事業説明を行い理解・周知を実施する等している。 保護者の支援については児童を支援している職員が担当しており、児童の様子や送迎の際の声掛け等の支援を行っている。 送迎支援を行う施設は6割強である。
7 (実施自治体_施設ごと) 利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用者について、小学生～中学生の利用が多く、80%前後の施設で利用がある一方、16歳以降の利用がある施設は42.5%である。 本事業を利用している児童は、経済的困窮・ひとり親家庭などの背景を抱えていることが多い。 18歳に到達した後の支援として同拠点で継続的に支援している施設が3割弱、一方で特段支援を行っていない施設は4割強となっている。児童が18歳に到達した後の取り扱いについて、事例等の共有が必要であることが窺える。 児童が抱える障害・困難や課題として学習の遅れ、発達障害が9割弱の施設で挙げられている。

Note: 1)水色ハイライト表記は示唆を示す

出所：児童育成支援拠点事業アンケート結果を基に株式会社日本総合研究所作成

結果の概要

検討・報告事項	調査結果及び、示唆 ¹⁾
<p>8 (実施自治体_施設ごと) 支援の流れ・個人情報の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利用にあつたの相談については学校や保護者からの相談、母子保健・児童福祉機能からの相談が多い。 • 利用決定においてアセスメントを実施する施設が9割強となっている。 • 利用決定前と利用決定後で児童に関わるより詳細な情報（サポートプラン等）が施設に共有される。
<p>9 (実施自治体_施設ごと) 外部機関との連携・財団等からの助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者が個別ケース会議に参加している施設は多く、外部機関の連携において学校、行政、地域・複数機関連携の工夫等、連携先に合わせた連携の工夫を実施している。 • 本事業開始前に助成を受けていた施設は3割強であり、移行においては事業目的・利用対象者に関する課題、財政・予算に関する課題、運営・実施体制に関する課題等が挙げられている。財団助成からの移行に際して頻発する課題の対処方法について、事例等により対処の方向性を一定示すことが必要である。
<p>10 (未実施自治体) 事業検討状況・事業開始にあつたの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 未実施自治体において、実施の検討を行っていない自治体が半数近くあり、具体的な検討を行っていない自治体を含めると8割超である。一方で、今後取り組みたい支援として、子育てに不安等を抱える家庭への支援、不適切な養育環境にいる児童への支援と回答した自治体は半数以上ある。 • 事業開始にあつたの課題として、サービス提供事業者の不足、市町村側のリソース不足、利用可能な拠点不足が多く挙げられている（小規模自治体においては特に課題として挙げられている）。このことから、特に広域連携の手法や事例を共有する等によって、委託事業者や施設の確保を支援する取組の必要性が窺える。 • 未実施自治体の中には、主に放課後児童健全育成事業、放課後子供教室事業、地域こどもの生活支援強化事業、等の類似事業の実施によって本事業のニーズを満たしているという自治体が一定数存在した。国としては、特に上記のような主な類似事業と本事業の目的・役割の棲み分けを明示的に示すことにより、自治体において実施要否の判断を下しやすくなるよう促す必要がある。
<p>11 (未実施自治体) 国/都道府県への要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国・都道府県への要望として、財政支援、事業実施事例等の情報提供、事業運営・体制の整備支援、事業要件の緩和、人材・事業者・施設の確保支援、等が挙げられている。

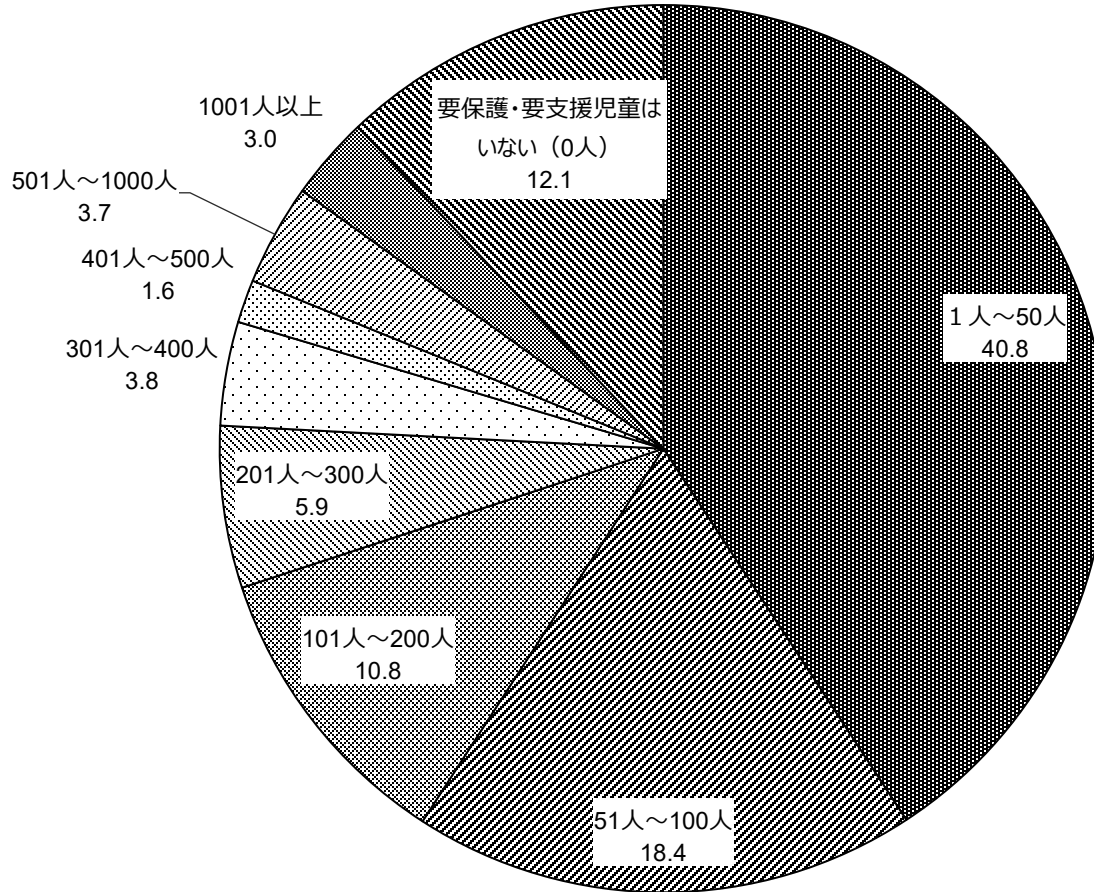
Note: 1)水色ハイライト表記は示唆を示す

出所：児童育成支援拠点事業アンケート結果を基に株式会社日本総合研究所作成

要保護・要支援児童の人数

要保護・要支援児童の人数は50人以下が40.8%である。

Q3. 貴自治体における要保護・要支援児童の人数をご記入ください。【数値】
(n=1084、%)

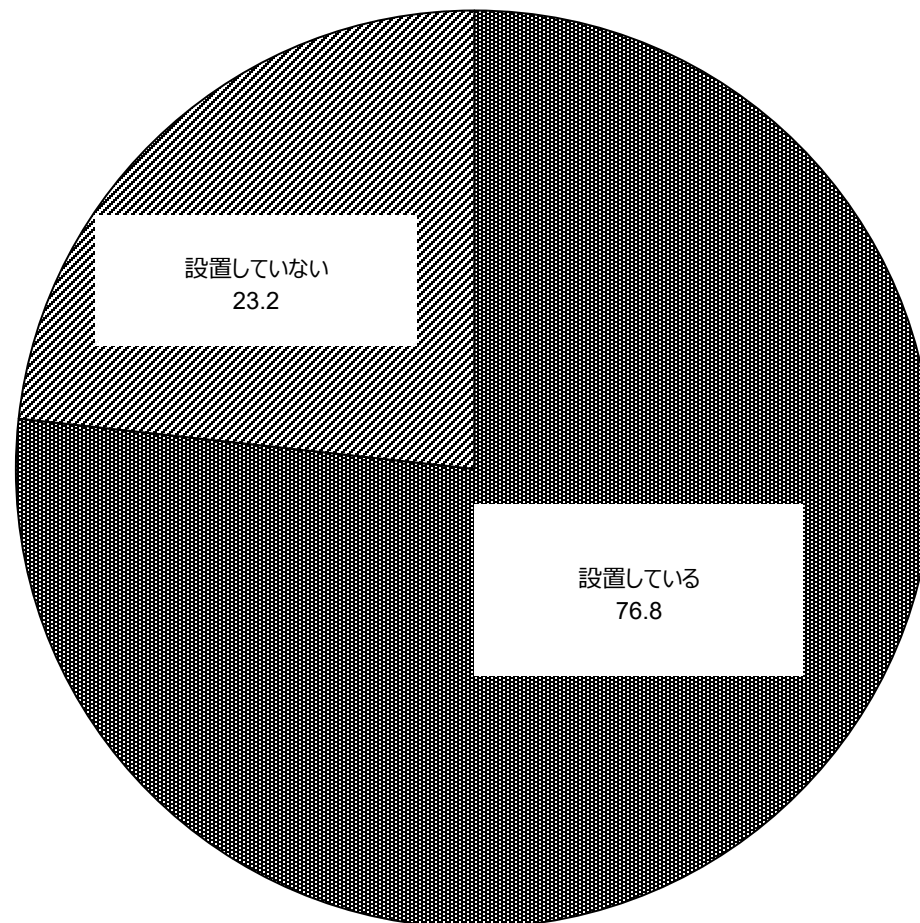


出所：株式会社日本総合研究所作成

こども家庭センター設置状況

こども家庭センターの設置率は76.8%である。

Q4. 貴自治体はこども家庭センターを設置していますか。【単一回答】
(n=1084、%)

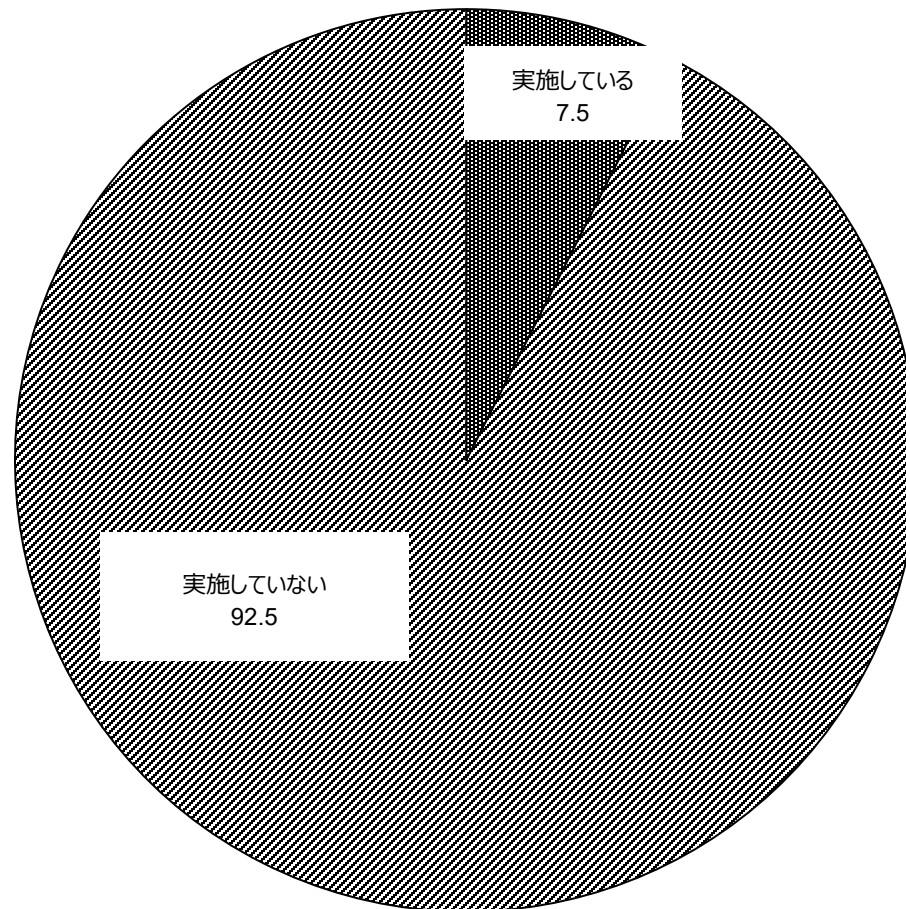


出所：株式会社日本総合研究所作成

児童育成支援拠点事業実施状況

児童育成支援拠点事業を実施している自治体は7.5%である。

Q5. 貴自治体は児童育成支援拠点事業を実施していますか。【単一回答】
(n=1084、%)

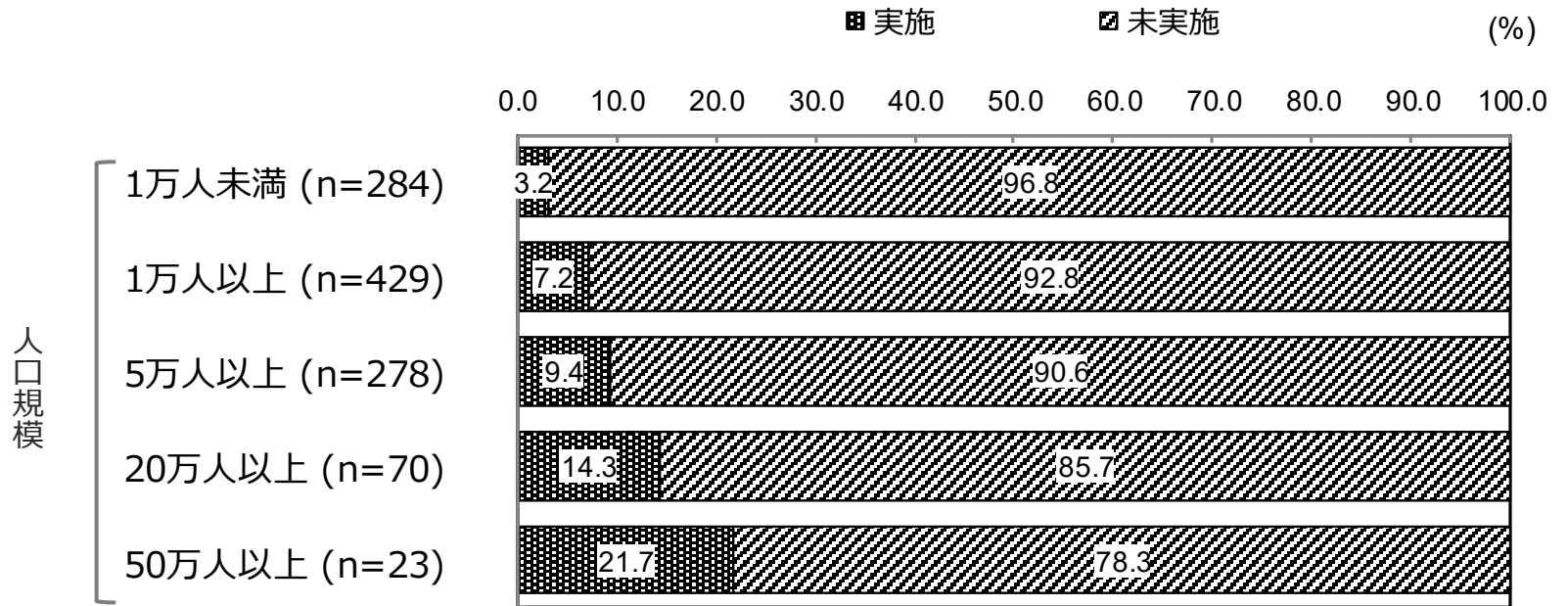


出所：株式会社日本総合研究所作成

児童育成支援拠点事業実施状況×人口規模

人口規模が大きくなるほど、児童育成支援拠点事業を実施している割合が高くなる。

Q5. 貴自治体は児童育成支援拠点事業を実施していますか。【単一回答】
(n=1084、%)

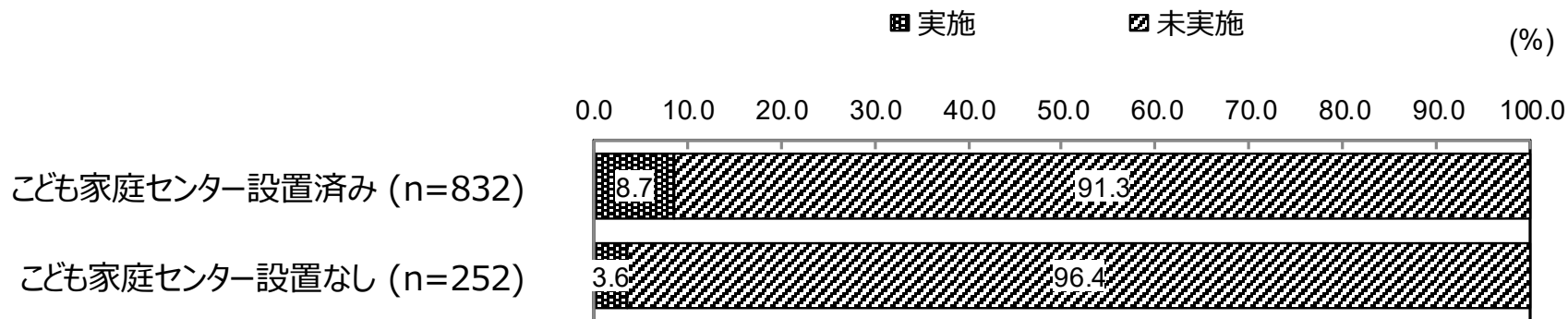


出所：株式会社日本総合研究所作成

児童育成支援拠点事業実施状況×こども家庭センター設置状況

こども家庭センター設置済み自治体の方が、児童育成支援拠点事業を実施している割合が高い。

Q5. 貴自治体は児童育成支援拠点事業を実施していますか。【単一回答】
(n=1084、%)

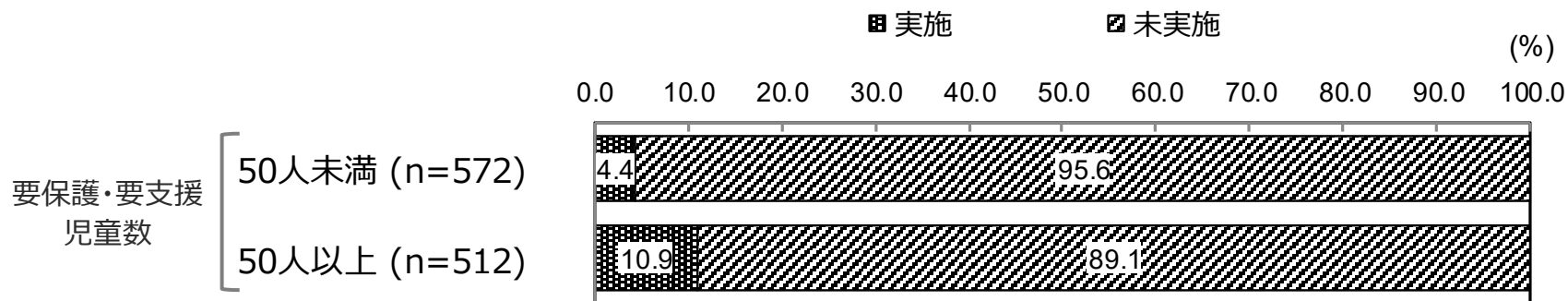


出所：株式会社日本総合研究所作成

児童育成支援拠点事業実施状況×要保護・要支援児童数

要保護・要支援児童数が多い自治体の方が、児童育成支援拠点事業を実施している割合が高い。

Q5. 貴自治体は児童育成支援拠点事業を実施していますか。【単一回答】
(n=1084、%)

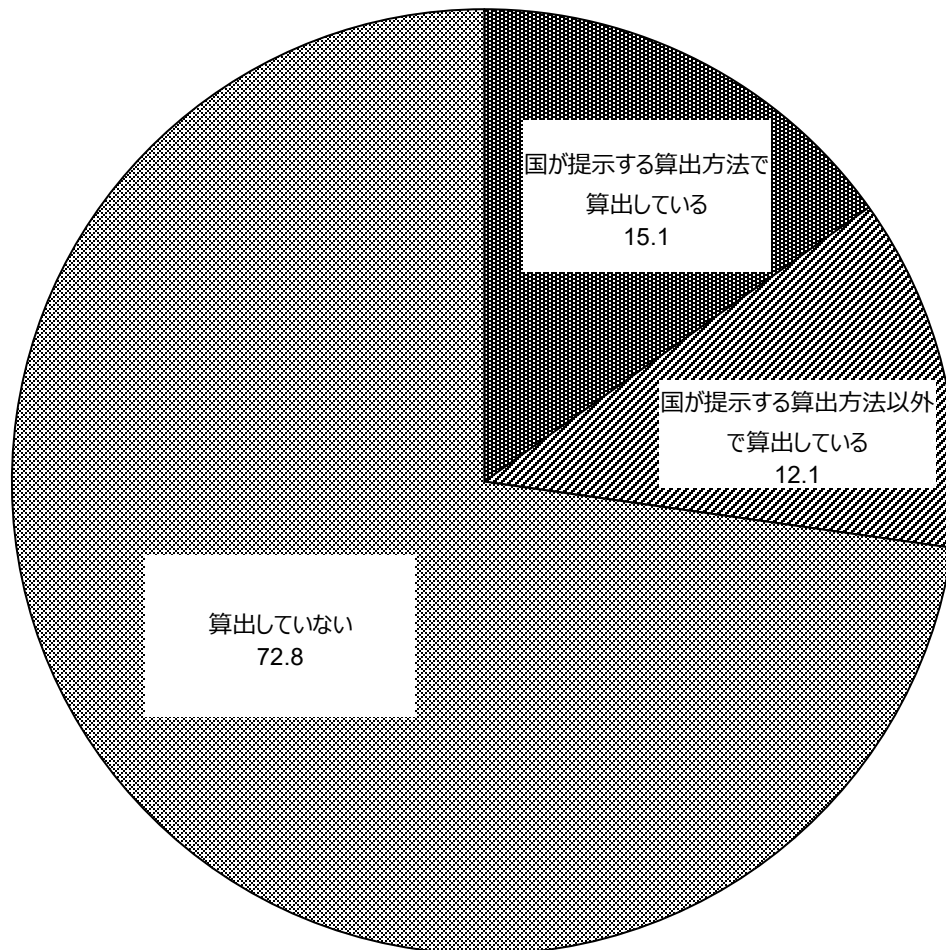


出所：株式会社日本総合研究所作成

量の見込みの算出状況

量の見込みについて国が提示する算出方法で算出する自治体が15.1%、それ以外の方法での算出が12.1%である。

Q6. 本事業に関する「量の見込み」の算出状況をお選びください。【単一回答】
(n=1084、%)

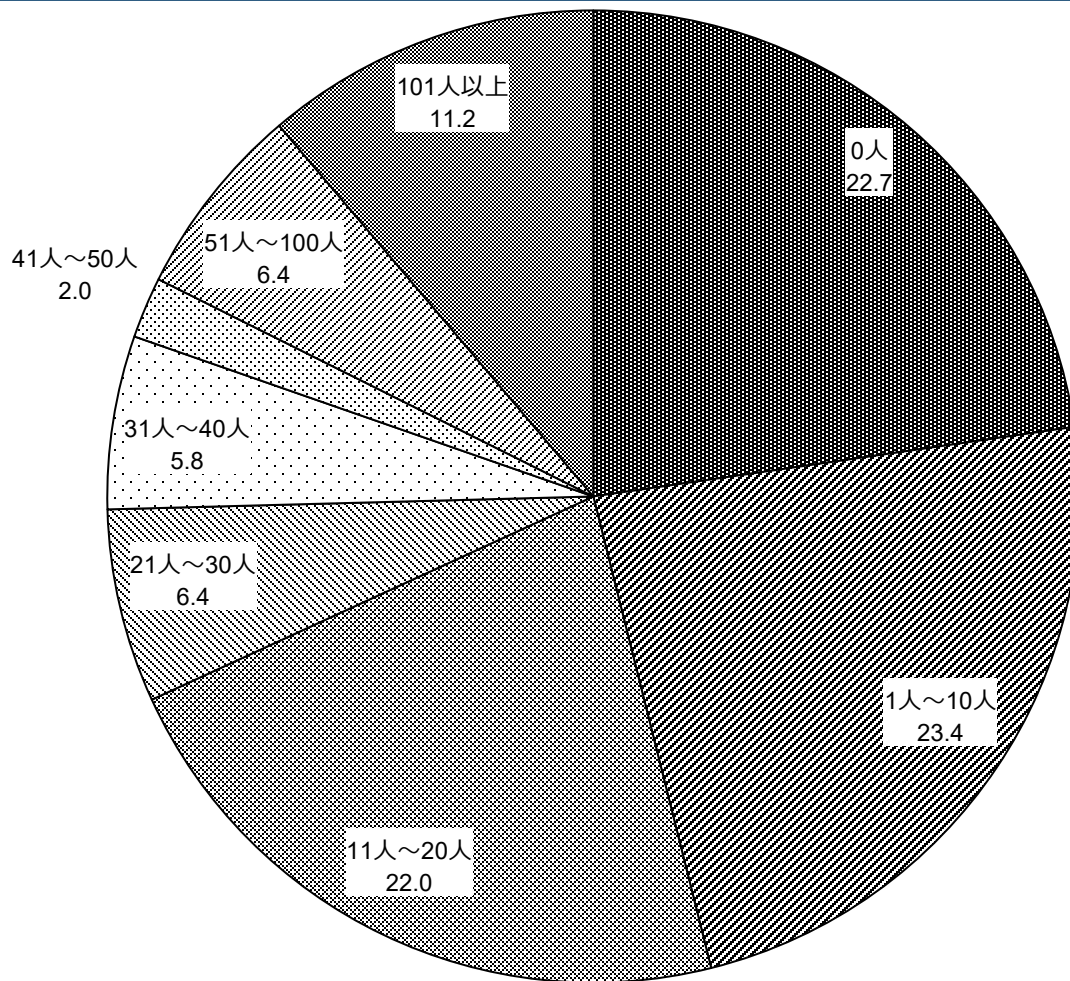


出所：株式会社日本総合研究所作成

量の見込みの算出結果 単純集計

量の見込みを算出している自治体のうち、量の見込みが0人となる自治体が23.3%、1人～10人が23.7%、101人以上を見込む自治体が11%である。

Q7. Q6で「量の見込み」を算出された自治体にお伺いします。令和7年度の量の見込みについて具体的にご記入ください。【単一回答】
(n=295、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

量の見込みの算出結果 人口規模別・分析

量の見込みは小規模自治体ほど少ない傾向にあり、量の見込を0と算出した自治体も、小規模な自治体ほど多い傾向にある。

一方、量の見込を0と算出した自治体の要保護・要支援児童数は、それ以外の自治体と大きな差はない。そのため、当該自治体では量の見込みが適切に算出されていない可能性がある。

Q7. Q6で「量の見込み」を算出された自治体にお伺いします。令和7年度の量の見込みについて具体的にご記入ください。【単一回答】
(n=295、%)

人口規模別 量の見込み平均

人口規模	量の見込み 平均 (人)
1万人未満 (n=47)	39
1万人以上 (n=129)	26
5万人以上 (n=85)	45
20万人以上 (n=24)	65
50万人以上 (n=10)	170

人口規模別 量の見込を0とした自治体の割合

人口規模	量の見込を0とした自治体の割合 (算出自治体中)
1万人未満 (n=47)	51%
1万人以上 (n=129)	25%
5万人以上 (n=85)	13%
20万人以上 (n=24)	0%
50万人以上 (n=10)	0%

量の見込0/それ以外自治体別 要保護・要支援児童数の平均

量の見込み	人口規模	要保護・要支援児童数の平均 (人)
	0人と見込んだ自治体 (n=66)	
0人と見込んだ自治体 (n=66)	1万人未満 (n=24)	10.7
	1万人以上 (n=32)	58.1
	5万人以上 (n=11)	224.8
それ以外 (n=175)	1万人未満 (n=23)	11.1
	1万人以上 (n=98)	74.4
	5万人以上 (n=74)	205.7

出所：株式会社日本総合研究所作成

量の見込みの算出方法 国が提示する方法で算出している自治体 回答概要

対象児童児童の設定は国の手引き、実績・アンケート、推計式、専門的評価、要保護・要支援児童の管理数値等を用いている。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】(n=164)

■「国が提示する算出方法で算出している」を選択した自治体 回答概要

1. 国が提示する算出方法に従っている

- 国の提示する算出方法で算出している
- 国の提示する算出方法のとおり、相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計を計上
- 国の手引きに従い、6歳～17歳までの推計児童人口に、対象児童数を6歳～17歳までの全児童推計人口で除したものを乗じて算出

2. 自治体が保有する統計・実績データを用いて算出（要対協ケース数等）

- 要対協登録ケースの対象年齢児童数、管理台帳の掲載件数などによる抽出
- 要対協登録児童（要保護・要支援）数
- 児童相談所・要保護児童対策地域協議会の管理児童数から算出
- 不登校児童・生徒数や要保護・要支援児童数の実態より算出
- ネグレクトや虐待相談件数など具体のリスクやケースで設定
- 新規虐待通告件数のうち、6歳以上のネグレクトの過去3年平均件数などを用い算出
- 各年度の相談件数・支援実績に基づいて算出（例：令和5年度相談対象児童、過去5年間の実績値の推移等）
- 担当課・相談員等が支援に入っている家庭の児童数

3. ニーズ調査等による本事業利用が望ましいと判断した数

- 家庭に課題のある児童数、教育委員会等関係機関との連携で抽出
- 相談員等が相談対応している児童のうち、本事業利用が望ましい児童の総計
- 支援員・相談員、スクールソーシャルワーカーが「利用が望ましい」と判断した数
- アンケート・事前調査結果に基づく（例：ニーズ調査、自主調査による推計）

4. 対象児童なし

- 事業未実施／ニーズなし／対象児童数は0で設定
- 本村においてニーズがないため、対象児童数の設定方法について詳しく定めていない
- 対象となる相談事例が確認されていないことから0人として設定

5. その他の工夫・調整・現状反映

- 利用率見込み等乗じて算出
- 過去の利用状況や今後の変動を考慮した調整
- 実際の支援状況・児童数の伸び率・家庭背景等を反映

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

国が提示する算出方法で算出するを選択した自治体 自由回答（1/4）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】（n=164）

- 令和7年度の6歳から17歳までの人口2,737を対象児童数に設定した。
- 令和6年度の利用実績
- 令和6年9月末時点で利用が望ましいと判断した児童数
- 令和6年3月末の6歳以上の要保護児童数 約300人。担当ケースのうち本事業の実施が必要と思われる児童数の割合が10%であるため、 $300 \times 0.1 = 30$ 人とする
- 令和5年度相談対象児童
- 令和5年度のネグレクトの相談件数56件と不登校の相談件数10件（いずれも6～17歳に限る）のうち約25%とした。
- 令和2年から令和6年までの各4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。
- 類似事業の利用者数から算出。
- 量の見込み = 推計児童数 × 対象児童数 ÷ 6歳以上の児童数
- 利用者支援事業（こども家庭センター型）の支援プラン作成対象児
- 利用が望ましい児童数を元に設定
- 要保護世帯、虐待相談を受けた子ども、児童相談所から市へ引き継がれたケースをはじめ、小中学校（スクールソーシャルワーカーや教員）と連携して得られた情報を参考に、予防を含め支援を必要とすることが見込まれるものを対象児童数として算出している。【推計児童数（人）】×【対象児童数（人）】÷【6歳以上の児童数（人）】
- 要保護児童等の取り扱いをしている児童のうち、本事業の利用が望ましい児童数
- 要保護児童対策地域協議会台帳における、区役所単独のケース、または区役所主担当とする共有ケースのうち、虐待種別がネグレクトである小学生の数
- 要保護児童対策地域協議会実務者会議に掲載されていた人数
- 要保護児童対策地域協議会における進行管理児童の情報をもとに、市教育委員会との連携を図りながら、対象児童数を設定
- 要保護児童対策地域協議会における管理児童を対象児童として設定。
- 要保護児童対策地域協議会において支援対象としている児童のうち小学生の人数を設定
- 要保護児童対策地域協議会で進行管理している者のうち、当該事業の利用が望ましいと判断した実人数
- 要保護児童対策地域協議会で管理しているこどものうち、相談員が本事業の利用が望ましいと思った児童。母の養育能力の低い家庭や、家庭にも学校にも居場所がない児童等。
- 要保護児童対策地域協議会でケース管理をしている児童のうち、本事業の利用が望ましい（安全・安心な場所の提供が必要）と考えられる小・中学生の人数
- 要保護児童対策地域協議会ケース管理人数
- 要保護児童数 = ①施設又は里親委託中の児童 + ②児童相談所が主担当のケース + ③市が主担当のケースのうち①に関しては適切な環境で対応中なので除外した。
- 要保護児童及び要支援児童のうち、本事業の支援対象となる見込みの児童を抽出。
- 要保護児童のなかから抽出
- 要保護児童のうち小学生以上で支援が必要な数
- 要保護児童・要支援児童に、相談員が相談を受けている児童を加えた人数
- 要保護児童、要支援児童のうち、本事業の利用が望ましい児童数
- 要保護・要支援登録台帳より設定
- 要保護・要支援児童数の実績数
- 要保護・要支援児童やその他相談対応児童の中で、本事業の利用が望ましいと考えられる児童を計上する。
- 要保護・要支援児童の中から利用が望ましい児童数を推計した。
- 要対協登録児童（要保護・要支援）数
- 要対協登録ケースの対象年齢児童数 + こども家庭センターに相談実績があり、家庭環境に問題がある児童数を抽出。
- 要対協管理ケースのうち、本事業が対象となる家庭背景や状況が窺えるケースをピックアップした。
- 要対協の登録児童数を対象児童として設定した。
- 要対協の児童数
- 要対協が把握している対象児童数の割合（対象児童数 / 6～17歳人口）が今後も継続すると想定し、推計6～17歳人口に乗じて算出。
- 要対協（進行管理台帳）で管理している人数を参考に設定

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

国が提示する算出方法で算出するを選択した自治体 自由回答（2/4）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】（n=164）

- 本町の過去5年間の実績値の推移等を鑑みつつ設定しました。
- 本村においてニーズがないため、対象児童数の設定方法について詳しく定めていない。
- 本事業の利用を見込まれる児童がない
- 本事業の前に実施していた利用者支援事業対象児を参考とした。
- 本市の要保護児童対策地域協議会における子ども虐待受理した件数から特定妊婦の人数を差し引いた数
- 本市の要支援児童数を勘案し、利用が望ましい児童の考え方を踏まえ、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の対象数や不登校の対象数を基に算出（設定）している。
- 本業の利用が望ましい児童がない
- 不登校児童・生徒数や要保護・要支援児童数の実態より算出
- 必要事業量は、対象児童数、推計児童数等から算出し設定
- 年齢毎の要保護児童の人数としている。
- 当市では、こども家庭センターにおいて要保護・要支援児童への対応をしており、児童育成支援拠点事業を直ちに創設する段階にないため、当該事業を要する対象児童数を0としています。
- 登録実績数を基に推計
- 担当課で支援に入っている家庭の児童数としている。
- 単位（人） 1号認定196 2号認定271 3号認定142 年度末の見込数値を基に国の算出方法に従い算定
- 対象児童数をR6.4.1時点での本市の「小学生以上の要支援児童・要保護児童」の2割で算出。
- 対象児童数は令和6年度当初の要対協ケース児童数から算出
- 対象児童数は0と見込んで設定
- 対象児童数は、要対協の進行管理台帳に掲載している児童のうち、6歳から17歳で生活環境が不適切な児童で、かつ、子ども食堂や学習支援を利用しているが、さらに居場所が必要と思われる児童とした。
- 対象児童数：相談支援員が相談対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の総計
- 対象児童数（R1～R5要対協管理台帳に登録された平均値88件×R6.4.1時点の0～17歳人口における6～17歳の割合67.8%）
- 対象児童は要保護・要支援児童
- 対象児童はR5年度末の要保護・要支援児童の世帯数（要保護児童・要支援児童のうち、およそ半数を見込む）
- 対象となる相談事例が確認されていないことから、0人として設定したもの
- 村に住所がある子供を対象としている
- 相談総件数の内、育成相談件数の割合
- 相談支援等が相談を含め対応している児童のうち、当該事業の利用が望ましい児童
- 相談支援員等が対応している児童のうち、養育環境に課題があり、利用が望ましい児童数
- 相談支援員等が相談を含め対応している児童の中で本事業の利用が望ましい児童の総計（不登校児童×10%+要対協×10%） Q7について、本市はR7年度の量の見込みについて設定しておりませんので、R8年度の量の見込みの人数を記載しております。
- 相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましいと考える児童の数
- 相談支援員等が支援で関わっている児童数から算出
- 相談支援員が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計。
- 相談員が対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の数とした。
- 推計児童数（R7：6～17歳推計人口）×対象児童（R4福祉行政報告例ネグレクトケース数）÷全児童数（R4：0～17歳人口）
- 新規虐待通告件数のうち、6歳以上のネグレクトの過去3年平均件数を算出し、そのうち半数程度の利用を想定して算出した。
- 児童相談所の一時保護等の介入数
- 児童虐待対応件数及び家庭児童相談（養護相談）件数の1/3
- 児童育成支援拠点事業の利用が望ましいと思われる児童の総数
- 児童育成支援拠点事業に位置付けている事業の登録実績に算出時直近の伸び率を乗じて算定
- 児童に関する相談件数等に基づき設定
- 事前アンケートの回答により算出
- 事業を実施していないため、対象児童数は0で設定している。
- 事業の利用が望ましい児童の数の割合×6～17歳の推計児童数
- 事業の利用が望ましいと思われる児童を設定

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

国が提示する算出方法で算出するを選択した自治体 自由回答 (3/4)

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】(n=164)

- 支援が必要な要保護児童の人数
- 支援が必要となりうる児童や家庭の状況を踏まえて算出した
- 市要保護児童対策地域協議会で管理登録している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の数
- 市要保護児童対策・DV防止対策地域協議会が管理している児童の人数
- 子ども総合センター及び子ども家庭支援センターで対応中の児童のうち、本事業の利用が望ましい児童数
- 子ども家庭支援員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。
- 子ども家庭支援員が対応している児童のうち、ネグレクト、家族関係不和、身体的虐待、心理的虐待疑いのある児童を【C】として計上した。
- 子ども家庭支援員が相談対応している児童とした。
- 子ども家庭支援センターが把握している、本事業の利用が望ましい児童数を対象児童数として設定した。利用が望ましい児童の判断は、「量の見込みの算出等の考え方」に記載のとおり、一時保護が解除され児童相談所から市町村に指導委託や行政移管等で引き継いだ児童や虐待相談を受けた児童等を対象としている。
- 子どもの居場所利用児童数
- 子ども・子育て支援事業計画二ーズ調査と題し、町内就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者に対して調査を実施
- 国の提示する算出方法のとおり、相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計を計上
- 国の提示する算出方法で算出している。対象児童数は、本事業の利用が望ましい児童の総計をおおよそ把握した。
- 国の提示する算出方法で算出。ただし、令和7年度施設整備・令和8年度事業開始の予定であり、かつ対象児童全員が利用につながるのかわからないため、利用率見込みを乗じて算出した。
- 国の手引きに従い、6歳～17歳までの推計児童人口(A)に、対象児童数(C)を6歳～17歳までの全児童推計人口(B)で除したものを乗じて算出しています。(A×(C/B))
- 国の算出方法に同じ
- 国の算出方法とアンケートによる実数を照合し設定している。
- 国が示す「一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管等引き継いだ児童、虐待相談を受けた児童等、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の数」に基づき担当所管が設定した。
- 現状での協力依頼数+6か月以上続くネグレクト件数をもとに算出
- 現在までの支援状況において、当事業の利用が妥当であると判断された人数。
- 計画策定時、業者と相談しながら算出
- 教育委員会や学校等の関係機関と連携を行い、家庭の養育環境に課題のある児童を算出した。
- 虐待相談を受けた児童のうち、担当課で直接支援をしているこどもの数より算出
- 虐待や養育困難で継続指導中の児童数を対象児童数として設定した。
- 気になる家庭の児童
- 各年の人口推計(6～17歳)に、子ども家庭支援センターにおいて対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童数の割合を乗じて算出
- 過去の実績および今後の児童数の変動をもとに算出しました。
- 過去5年間の相談を行った児童数で設定を行う
- 一定の割合を求め、対象児童数を求めた。
- 一時保護になった児童のうち入所になった児童と6歳未満を除く
- 一時保護が解除され児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、養育環境等に課題を抱え本事業による支援が必要な児童数
- スクールソーシャルワーカーや教員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所: 株式会社日本総合研究所作成

国が提示する算出方法で算出するを選択した自治体 自由回答（4/4）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】（n=164）

- ども家庭センター関わりのある児童のうち、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とする。
- どもや保護者からの相談や、市の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本業務による支援が必要であると市が認めた18歳未満（18歳到達後に継続的に支援が特に必要と認められる者を含む。）のかたで、本事業の利用者は、支援対象者のうち、ども家庭センターが支援計画を作成し、利用決定をした者である。
- Q 6 例示と算出方法は同じではあるが、令和 7 年度から B & G 財団のども第三の居場所事業の準備を進めているため、児童育成支援拠点事業は令和11年からを予定している。
- Q6に記載のとおり算出した
- Aの推計児童数とBの6歳以上の児童数が同数であると見込み、定期的な見守りを要する児童数から算出。
- 6歳から17歳の推計人口×対象児童数/6歳から17歳の推計人口 対象児童数が1人なので1人で算出
- 6～17歳推計児童数×対象世帯数/6～17歳全児童数
- ①要保護の中高生世代の増加率過去3年間平均11.4%を算出。ただし、人口減少の傾向を考慮し、推計値では5%増を見込む。②うち「ネグレクト」及び「心理的虐待」の割合、過去3年間平均53.9%を算出 ③令和6年度～11年度の要保護の中高生世代数（5%増）を算出 ④うち虐待種別「ネグレクト」、「心理的虐待」の件数を、過去3年間平均53.9%の割合を用い算出 → 当該数値を「利用が望ましい児童」（量の見込み）と見込む。”
- ①計画期間中の各年度のども数を推計 ②アンケート調査結果に基づき、どもの年齢別に家庭類型と今後のサービスの利用意向（率）を算出 ③②で推計したどもの年齢別・家庭類型別のサービス利用意向（率）に、①で推計した各年度の推計ども数を積算して見込量を算出 ④③で算出された見込量と、過去の利用状況・利用実績等を参考に、見込量の調整を行う

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

量の見込みの算出結果 国が掲示する算出方法以外で算出する自治体 回答概要

国の算出方法以外の自治体は、ニーズ・実態調査、要対協・要保護児童の人数、実績値・過去事例、推計・独自計算式、施設定員、他事業の実施状況などを算出根拠として活用している。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】(n=131)

■「国が掲示する算出方法以外で算出している」を選択した自治体 回答概要

1. ニーズ調査等による本事業利用が望ましいと判断した数

- ・ ニーズ調査、要対協の現状等から推計
- ・ 実際に要保護児童対策地域協議会などで居場所の支援が必要と思われる児童を選択した人数
- ・ ニーズ調査に基づき必要数に応じて算出
- ・ 子ども計画策定のためのニーズ調査票より算出
- ・ 利用者希望把握調査等から算出
- ・ 事業の利用が見込まれていない
- ・ 人口規模や地域性を鑑み、事業実施が難しいため0で算出

2. 要対協/要保護・要支援児童の実人数・ケースベース

- ・ 計画策定時点の要保護・要支援児童の家庭状況を踏まえて算出
- ・ 支援対象ケースの中で、事業利用につながる見込みのある数
- ・ 要対協でフォローしているケースの中で本事業が必要と思われるケースを確認して算出
- ・ 要対協の人数より利用人数を算出
- ・ 要対協管理児童において、本事業を必要とする人数（対象児童数）を抽出
- ・ 要対協台帳ケースから利用見込みのある児童を抽出した
- ・ 要対協登録児童のうち、本事業の対象と思われる人数を計上
- ・ 要保護児童対策地域協議会で把握している、本事業の利用が望ましい児童の数を設定
- ・ 要保護児童対策地域協議会及び子ども若者支援地域協議会において登録している児童のうち、対象となる児童の実人数を集計

3. 要対協ケース・要保護児童数等の統計に独自の利用率を乗じて算出

- ・ 令和2年度から令和5年度の児童虐待の平均発生率×就学時の総数
- ・ 対象年齢（6～17歳）の0.1%
- ・ 児童の数の実数が分かる部分はその数値を使い現在の利用割合に合わせて算出
- ・ 現在の児童数に現状の要保護児童・要支援児童数の割合に利用見込みにより算出
- ・ R5要対協のうち6～17歳で利用が望ましい人数 15人 不登校児童数の1割 18人 15+18=33人
- ・ R2～5年までの児童虐待対応件数…平均発生率に各年度の児童数を乗じて計算

4. 実績値・過去事例等参考

- ・ 令和5年度からの実績値により算出
- ・ 類似の事業（学習等支援事業）を参考として算出
- ・ 他事業補助金を活用して設置している拠点型こどもの居場所の利用人数
- ・ 前年度に実施した見守り強化事業からの変更だったため、実績値に基づいて算出
- ・ 自主事業として実施していた令和元年の開所以降の実績値から推計
- ・ 現在、別の補助金を活用し、こども自立支援事業を実施、令和7年度の見込みは0人
- ・ 過年度の実績をもとに算出
- ・ これまでの利用実績を参考としている
- ・ B&G子ども第三の居場所事業運営補助を受けて実施中、登録人数「20名」で計上
- ・ 他事業で対象者を賄っているため、本事業の対象者は0と見込んだ

5. 施設定員・運営計画ベース

- ・ 1施設定員15名であるが実質約半分を受け入れている..
- ・ 居場所の拠点施設を1箇所としており、ガイドラインの定員20人として算出
- ・ 開所日数200日×1.8人（1日あたり）=360人日
- ・ 児童育成支援拠点事業の定員を対象児童としている
- ・ 参加人数×設置数
- ・ 児童育成支援拠点事業の定員数
- ・ 未実施であるため、1か所の定員数20名規模で設定
- ・ 拠点数と定員により算出

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

国が提示する算出方法以外で算出するを選択した自治体 自由回答（1/4）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】（n=131）

- 令和9年度事業実施として計画に見込量を算出している。算定は令和6年度の要保護児童対策協議会の世帯数30世帯と児童数62人から利用が望ましい児童数や令和7年度以降の推計児童人口を勘案して算出した。
- 令和9年度より事業開始のため令和9年度以降について算出（令和7・8年度は算出していない）県の虐待発生比率に基づき見込を算出
- 令和8年度設置予定の拠点の定員が確保量に対し、見込量は人口児童数増減割合を乗じ、利用見込数により
- 令和7年度以降は、令和5年度実績と令和6年度実績（アウトリーチ中の人数含む）の平均値とした
- 令和7年度は算出していない
- 令和6年度の実績を勘案し算出
- 令和6年度に全区のこども関係部署に調査を行い、対象者数を算出しています。調査にあたっては、あいまいな状況設定では回答が困難であるということから下記のような条件設定をしたうえで回答を依頼しています。「要保護児童等進行管理台帳の登録児童（6～15歳または小1～中3）のうち、他の事業や支援と比較して「基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けるなどの支援を行う事業」に繋げる優先度が高い児童は何人いますか。」なお、要保護児童等進行管理台帳に登録されている児童だけが対象とは考えていませんが、調査の実施にあたってはこのような方法しかなかったというのが実情です。当事業の対象にすべき児童に関しては、この人数で決して収まるものではないと考えています。
- 令和6年度4月時点の要保護児童数
- 令和5年度からの実績値により算出
- 令和4年度から試行的に事業を実施しており、本事業は人口推移との連動が弱いことが想定されることから、実績を基に量の見込み（利用児童生徒数）を算出。事業展開の見直し等を踏まえ、計算に依らず固定値を当てはめている。（参考：令和4年度実績 37人、令和5年度実績 46人）
- 令和2年度から令和5年度の児童虐待の平均発生率×就学時の総数
- 令和11年度開始予定としているため、令和7年度から令和10年度までの対象児童数を0と設定。令和11年度は養育環境等に課題がある児童数から勘案し、5人と設定している。
- 類似事業との整合を図りつつ、量の見込みを1か所と算出。
- 類似の実施済み事業として把握している人数にて推計
- 量は見込まれていませんが、事業の必要がある場合には適切な対応がとれる体制を確保します。
- 利用登録人数の実績を基に設定
- 利用者希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し当該算出方法（量の見込み＝推計児童数（人）×対象世帯数（世帯）／6歳以上の児童数（人））により算出することになっているが、令和6年度現在市において直営での事業実施は考えていないこと、また、委託での実施についても実施可能な事業者がないことから、計画期間中に実施可能な事業者を開拓し実施することとする。2027（令和9）年度からの事業実施を目指し、1施設の定員が20人であることから、量の見込みを20人とする。
- 利用が望ましいと考えられる児童数を勘案した量の見込みに対応している
- 要保護児童等のうち対象になり得る3名を算出
- 要保護児童台帳登録者（小学生以上）において、相談種別が「ネグレクト」または「養護その他」の児童数内、利用が見込まれる数
- 要保護児童対策地域協議会及び子ども若者支援地域協議会に登録のある児童のうち、利用が見込まれる児童の実人数を集計
- 要保護児童対策地域協議会及び子ども若者支援地域協議会において登録している児童のうち、対象となる児童の実人数を集計
- 要保護児童対策地域協議会の把握する要支援及び要保護の対象となる児童数及び不登校にかかる情報を勘案して、想定児童数を設定。
- 要保護児童対策地域協議会で把握している、本事業の利用が望ましい児童の数を設定した。
- 要保護児童の現状から利用対象者を推計
- 要保護児童・要支援児童の人数から算出
- 要保護児童、要支援児童数から見込んだ
- 要保護・要支援児童の対象者数から見込みで算出
- 要保護・要支援児童のうち学童期以降で利用が望ましいと考えられる者を対象児童数として算定した。
- 要対協登録児童のうち、本事業の対象と思われる人数を計上した。
- 要対協台帳ケースから利用見込みのある児童を抽出した。
- 要対協受理件数や支援状況など、町の現状及び国の事業内容に基づき対象児童数を算出
- 要対協管理児童において、本事業を必要とする人数（対象児童数）を抽出し、推計児童数を乗じて見込みを算出した。
- 要対協の人数より利用人数を算出した。
- 要支援・要保護家庭など各家庭の養育状況や家庭環境などから見込まれる人数を計上
- 要対協でフォローしているケースの中で本事業が必要と思われるケースを確認して算出した。

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

国が提示する算出方法以外で算出するを選択した自治体 自由回答（2/4）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】（n=131）

- 未実施であるため、1か所の定員数20名規模で設定
- 本町の人口規模や地域性を鑑み、事業実施が難しいため0で算出している
- 本町の児童育成支援拠点の利用対象が小中学生なので、その年齢で算出。
- 本事業を令和10年度に開始予定としており、今後のニーズや対象児童を把握していく。
- 本事業の利用が望ましい児童の推計（要対協ケースのうち）
- 本市の実績に応じて延べ人数で算出
- 本市では、すべてのこどもたちが通える居場所を目指しているため、地域こどもの生活支援強化事業により居場所を設置しています。そのため量の見込みは、要保護児童だけでなく、昨年度の居場所利用児童数に基づき、年々の増加を見込んで算出しています。
- 補助事業により実施しており、実施事業者の実績推移を基に推計している。
- 必要に応じて実施を検討することとしているため、概算値とした。
- 当町では、本事業を令和10年度より実施予定としております。事業開始までは、現行の児童福祉事業や他機関のサービスを組み合わせることにより対象児童へ支援を実施するため「量の見込み」は0人と算出いたしました。
- 当市で要保護児童・要支援児童として登録のある児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の数で見込み量を算出
- 定員数（確保量）15人に対しての実績から算出した。充足率9割前後で推移していることから定員数と同数としている。
- 地域の実情に応じた算出方法を用いています。
- 第三期子ども・子育て支援事業計画作成時において、当市が実施している公民館等を活用した学習支援事業を利用している児童生徒の数。
- 対象年齢（6～17歳）の0.1%
- 対象児童数で算出
- 対象児童の絞り込みができなかったため
- 他事業で対象者を賄っているので、本事業の対象者は0と見込んだ
- 相談員の対応している世帯のうち利用が望ましい要対協登録児童（小中高校生）で支援の必要性や利用率見込みを考慮し算出
- 前年度に実施した見守り強化事業からの変更だったため、実績値に基づいて算出した。
- 人口推計による出生数見込み及び類似事業の実績をもとに算出
- 受理ケースの内、本事業の利用が適当と認められる児童数と施設の受け入れ体制を考慮して算出
- 実利用人数より算出している。
- 実態等を考慮し量の見込みを設定
- 実施となった場合、想定される数値を児童福祉担当で算出
- 実際把握している児童で利用が見込まれる数で算出
- 実際に利用が必要な対象児童数を受け入れ可能な定員数とし、受け入れ可能な定員数に人口減少率を乗じて算出
- 実際に要保護児童対策地域協議会などで居場所の支援が必要と思われる児童をピックアップした人数
- 自主事業として実施していた令和元年の開所以降の実績値から推計している
- 児童数に応じて算出
- 児童虐待の継続件数の内、一人親・不登校・ネグレクト（乳幼児除く）の人数 320件中10名10名*（週1日*4週）*12か月
- 児童育成支援拠点事業は未実施ですが、類似の事業（学習等支援事業）を参考として算出した。
- 児童育成支援拠点事業は、地域における放課後児童の安全で健全な活動拠点の確保を目的とするものであり、計画期間中の量的見込みについては、年度変動の大きい利用児童数ではなく、拠点整備の進捗を的確に把握できる施設数を指標とした。
- 児童育成支援拠点事業の定員数
- 児童育成支援拠点事業の定員を対象児童としている。
- 児童育成支援拠点事業の実施予定がないため、0としている。
- 児童育成支援拠点事業の実施以前より類似事業を実施しており、当該事業は市域全体でなく一部地域のみを対象としていた。当該事業を児童育成支援拠点事業として再構築することを念頭にいたため、児童数（Q6のA及びB）は当該地域の所在する行政区の児童数（6～11歳）を用い、対象児童数（Q6のC）は当該事業の利用者数を用いて算出した。
- 児童育成支援拠点事業と同様の取組を行っているこどもの居場所における平均利用児童数を根拠に算出
- 児童育成支援拠点の整備予定等から見込み量を算出
- 児童育成支援拠点の受け入れ可能児童数（定員）にて算出
- 児童の数の実数が分かる部分はその数値を使い、分からない部分は出生数を15人とし、現在の利用割合に合わせて、全児童数を当てはめた

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

国が提示する算出方法以外で算出するを選択した自治体 自由回答 (3/4)

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】(n=131)

- 事業の利用の可能性、体制を整えたときに支援可能と予測される人数
- 事業の利用が望ましいと判断される自動を抽出し、量の見込み（年間実人数4人）を設定。
- 事業の委託先候補となる事業所に聞き取った中で、見込量を算出
- 施設の面積のキャパシティに合わせて設定した。
- 支援対象ケースの中で、事業利用につながる見込みのある数
- 支援ケースから算出
- 市内3ヶ所あることも家庭センターへ事業の内容を見て利用できそうな児童の人数を出してもらった。
- 市で把握・支援している要支援児童数を加味して利用人数推移を算出。
- 子ども計画策定のためのニーズ調査票より算出
- 参加人数×設置数
- 国の提示する算出方法に基づき、ニーズ調査により算出した数値に、利用実績を勘案した補正を行うて算出したもの。
- 国の提示する算出方法で算出したのち、実際の利用についての想定をし調整した。
- 国が提出する算出方法で算出し、相談支援員が相談を含め対応している児童で本事業の利用が望ましい児童の割合として比較検討し算出した。
- 国が提示する算出方法だと実績対象児童数に合わなくなる。本市の児童数は減少傾向にあるが、対象児童数は横ばいとなっているため、過去複数年の実績対象児童数をベースに算出している。
- 個別に対応している実績からの集計
- 現状利用が見込まれる世帯の把握数から算出
- 現在拠点が無いことから、実施に向けて今後の体制整備や可能な範囲を踏まえ、目標数値を設定した。
- 現在の児童数に現在の要保護児童・要支援児童数の割合に利用見込みにより算出
- 現在、別の補助金を活用し、子ども自立支援事業を実施している。その為過去の実績を基に算出を行った。※別事業での実施のため令和7年度の見込みは0人となっている。
- 現在、日本財団の子ども第三の居場所事業を実施しており、事業の登録目標人数が20名である。令和9年度からの自立化に当たり、自動育成支援拠点事業として検討しているが、引き続き同規模の人数を見込んで算出している。
- 現在、市が事業協定を締結している市内子ども第三の居場所（NPO法人運営）をR8年度から市の児童育成支援拠点事業へ移行予定のため、当該事業所の利用実績を鑑み設定。
- 計画策定時点の要保護・要支援児童の家庭状況および各家庭へ保健師等が介入できているか等を踏まえて算出
- 計画策定時点で、相談や情報提供等により把握していた事業対象者数見込み
- 区の他事業の利用世帯数を元に算出
- 近年の利用者を踏まえ、過去5年間の最大値とした。
- 拠点数と定員により算出
- 居場所の拠点施設を1箇所としており、ガイドラインの定員20人として算出した。
- 学校や保育所、母子保健担当の保健師からの情報により対象者の把握、推計を実施。
- 開所日数200日×1.8人（1日あたり）=360人日
- 過年度の実績をもとに算出
- 類似補助金を活用して設置している拠点型こどもの居場所（4箇所）の利用人数
- ニーズ調査に基づき必要数に応じて算出。
- ニーズ調査から算出。
- ニーズ調査、要対協の現状等から推計
- これまでの利用実績を参考としている。
- この事業に現在想定される該当児童の人数を設定した。
- こども家庭センターにおいて不登校相談を受けている児童のうち、支援機関につながっていない児童数から実施事業所の受け入れ体制を考慮して算出
- アンケートや町の状況からの推計

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

国が提示する算出方法以外で算出するを選択した自治体 自由回答（4/4）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q8. Q6で『国の提示する算出方法で算出している』を選択した自治体は、対象児童数の設定方法について、『国が提示する算出方法以外で算出している』を選択した自治体は量の見込みの算出方法について、具体的にご記入ください。【自由回答】（n=131）

- R6年度は、児童実績18人と利用予備群48人の希望日から、1日平均33人の利用ニーズがあると算出。R7年度のニーズ量は、R6年度のニーズに、虐待対応件数の過去3年平均伸び率（1.04）と児童人口減少率（0.983）を乗じて推計している。
- R5要対協のうち6～17歳で利用が望ましい人数 15人 不登校児童数の1割 18人 $15 + 18 = 33$ 人
- R5～R6年度 対応延べ人数
- R3年度から令和5年度における要保護児童対策地域協議会ケース6歳以上の児童数の平均値
- R2～5年までの児童虐待対応件数及び児童家庭相談のうち育成相談の件数に各年度の6～17歳児童数を除し、平均発生数を積算。その平均発生率にR7～11年までの各年度の6～17歳児童数の推計を乗じて計算した。
- B&Gこども第三の居場所事業運営補助を受けて実施中。補助要件となる目標登録人数である「20名」で計上。
- 1 施設定員15名であるが実質約半分を受け入れていることから、 $7.5人 \times 20日 \times 12ヶ月 \times 2拠点$ で算出した
- $1098人（令和7年度不登校児童数） \times 10\%（利用率） = 110$ 【参考】R6年度児童育成支援拠点事業実績…94人（拠点人数（登録者数+待機数）） $\div 939人（不登校人数） = 10\%（利用率）$
- 【量の見込み（人）】=【A推計児童人数（6～14歳）】 \times 【C対象児童人数（6～14歳）】 \div 【B児童人数（6～14歳）】+【推計児童人数（15～17歳）】 \times 【C対象児童人数（6～14歳）】 \div 【B児童人数（6～14歳）】
- (1) 利用実績に基づき、5か年分の利用率を算出 (2) 令和7年度以降の推計人口に利用率を乗じて量の見込みを算出
- 令和6年度の利用が望ましい児童数の6～17歳人口に対する割合を基に計画期間における利用率を設定し、計画期間の6～17歳推計児童数を乗じて算出している。

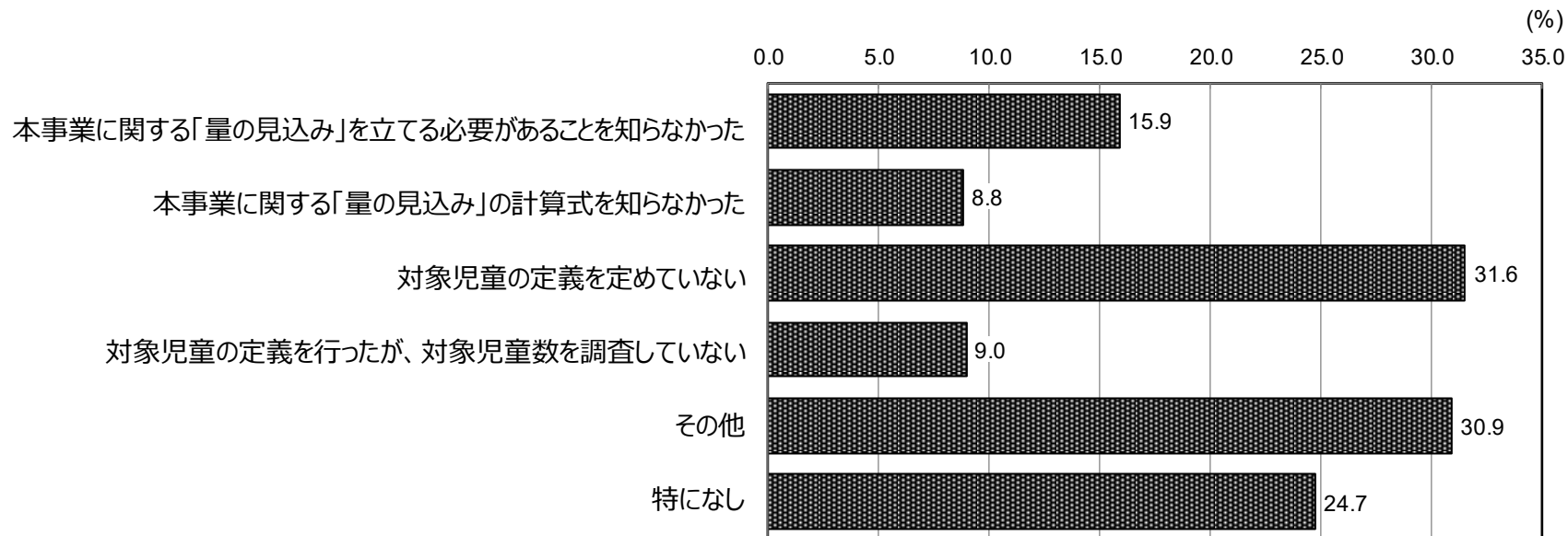
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

量の見込みの算出を行っていない理由

量の見込みを算出していない自治体のうち、対象児童の定義を定めていない自治体が31.6%である。

Q9. 算出を行っていない理由について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=792、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

量の見込みの算出を行っていない理由 その他回答 概要

量の見込みの算出を行っていない理由は、事業実施未定・検討中、対象児童が少ない・いない、他事業で対応、リソース不足等の理由で算出を行っていない、等が挙げられる。

Q9. 算出を行っていない理由について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=235)

■ 量の見込みの算出を行っていない理由 その他自由回答 概要

1. 事業未実施／実施未定

- ・ 本事業を行っていないため
- ・ 実施予定がないため
- ・ 本町未実施のため
- ・ 現時点で事業実施の見込みがないため
- ・ 事業実施が未定のため

2. 今後検討するため

- ・ 本事業の提供体制の検討を進めている状況
- ・ 今後、検討していく
- ・ 事業実施の検討段階のため

3. 対象が少数・該当者がいない・ニーズがない

- ・ 対象児童が少数であるため
- ・ 現在対象児童はいないため見込みは行わない
- ・ 該当するケースが極めて少ないため
- ・ 対象となる児童が少数のため
- ・ 対象児童がいないため

4. 他事業（既存施策・類似事業）で対応／補完

- ・ 類似事業により居場所が整備されている
- ・ 他類似事業により補完のため
- ・ 既存のサービス等で対応
- ・ こども食堂や学習支援等のこどもの居場所づくりの支援を推進している

5. 実施体制・人的リソースが不足

- ・ 実施体制の確保が困難であるため
- ・ 人材不足等により事業の実施が困難であるため
- ・ 市で事業を実施するのが難しいため
- ・ 小規模自治体のためマンパワーや資源の確保が難しい

6. 事業支援対象者の定義が未確定

- ・ 対象となる児童の定義を検討中
- ・ 作業時点で事業イメージがつかめておらず算出できなかった

7. その他個別理由

- ・ 別途算出しなくても対象児童がわかるため

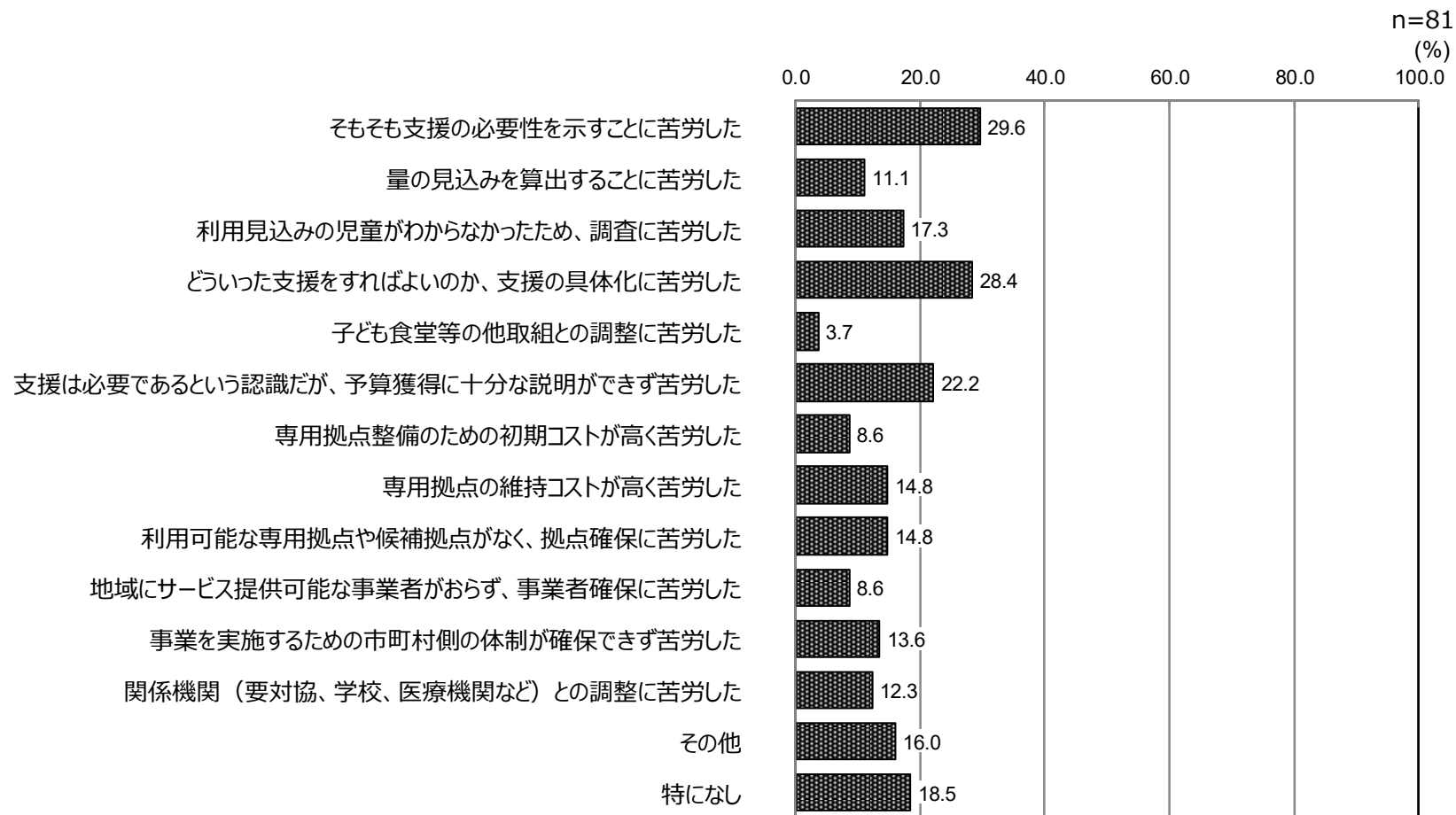
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 企画立案～予算確保の課題

支援の必要性を示すことに苦労した自治体が29.6%と最も多く、次いで支援の具体化に苦労した自治体が28.4%となった。

Q11. 本事業の企画立案～予算を確保するにあたり苦労した点・課題について当てはまる内容をすべてお選びください。【複数回答】
(n=81、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 企画立案～予算確保の課題

その他の自由記述の回答結果は以下の通り。

Q11. 本事業の企画立案～予算を確保するにあたり苦労した点・課題について当てはまる内容をすべてお選びください。【複数回答】
(n=81、%)

- 実施場所の決定、事業の必要性に関する議会への説明
- 本市では、令和3年にひきこもり傾向にある児童生徒の安心して過ごせる居場所を計画することとなり、令和4年に有識者会議を立ち上げ、検討を重ねた結果、令和5年4月に上記拠点を開設しました。その後、児童育成支援拠点に合致することから、令和6年4月から本事業として始動しました。
- 実施事業者との予算に関する調整
- 既存事業を児童育成支援拠点事業として再構築したため、新規事業の立ち上げや実施場所の確保に関する課題は特になかった。
- 前事業で利用していた児童の中から、本事業の対象となる児童の選別に苦労した。
- 昨年度より町内にある児童養護施設の担当者と協議を実施。令和7年度より事業開始ができた。
- 新規に取り組む事業だったが、検討や協議する時間が足りなかったように思う。
- 拠点が一ヶ所しかないため、遠方地域の児童が利用しにくいこと。
- 拠点開設に向けてB&G財団より金銭面を含む様々なサポートを受けられたので、円滑に進めることができた
- 元々、別の事業で児童育成支援拠点事業と同内容のものも併せて実施していた。
- 事業を継続するにあたり財政的に厳しい部分はありますが、必要性は認識しているため、民間団体と協力しながら実施しています。
- 近隣市町村に実施しているところが少なく事業内容を決定するのに苦労した。

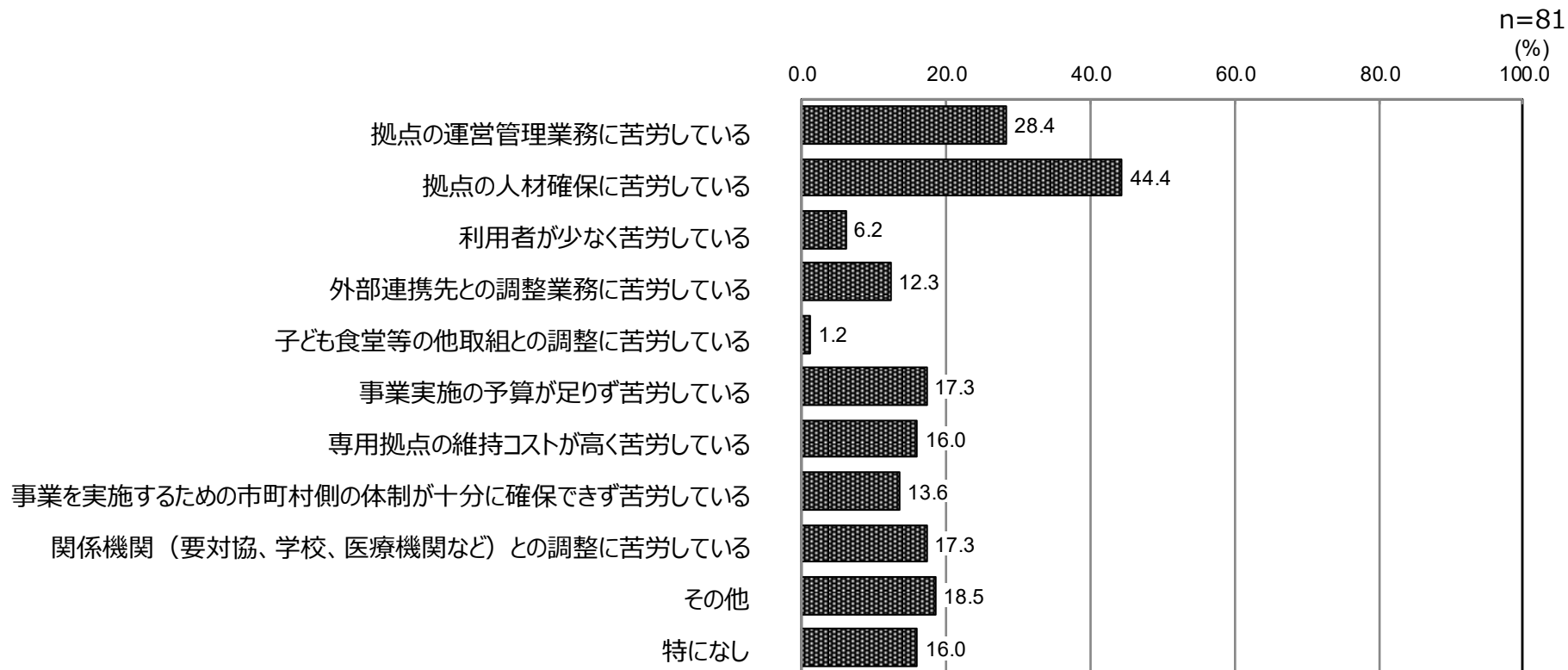
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 事業運用上の課題

事業運用においては拠点の人材確保に苦労している自治体が44.4%と最も多く、運営上のボトルネックになっている。

Q12. 本事業を運用するにあたり苦労した点・課題について当てはまる内容をすべてお選びください。【複数回答】
(n=81、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 事業運用上の課題

その他の自由記述の回答結果は以下の通り。

Q12. 本事業を運用するにあたり苦労した点・課題について当てはまる内容をすべてお選びください。【複数回答】
(n=81、%)

- こども等のアウトリーチ
- 利用につなぐまでの保護者へのアプローチに苦慮している。
- 本事業の利用が適切と考えられる対象者にはなかなか外に出ない児童が多く、スムーズな利用につながらないため、その調整に苦労している。
- 今後民間事業所へ委託していく予定（7年度中）
- コストが高く、予算の維持が課題
- 対象児童の認定
- 児童支援計画について拠点事業者の経営陣、拠点現場で働く職員、市との間で支援方針や方向性の理解統一が難しく苦労する時がある。
- 要対協ケースの児童の割合を増やしていきたいところであるが、当該ケースの保護者の理解が得にくく、利用に結びついていかない点が課題である
- 被虐待児の中には発達障害を持つ児童も多く、個人の特性、愛着面の問題にも配慮した支援・安心安全な居場所を運営することを考えると、1日の利用者の人数を安易に増やせない。
- 令和7年10月より開始。送迎支援の体制構築に苦慮している。
- 対象者への効果的な周知
- 事業者による支援計画の作成・サポートプランとの連携
- 事業の継続と新規拠点の開設(新たな担い手の開拓)

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 国・都道府県への課題・要望 まとめ

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q13. その他事業の実施にあたっての課題や国や都道府県への意見、要望等ございましたらご記入ください。【自由回答】
(n=81、%)

1. 対象児童・保護者に関する課題

- ・ 養育環境に課題を抱える児童の居場所確保はできているが、保護者のネグレクト（養育放棄）が助長される懸念がある。
- ・ 課題のある家庭の児童ばかりが利用しているため、子ども同士のトラブルや不登校児童の増加などがみられる。
- ・ 支援家庭（保護者）や学校との関わり方が難しく、過度な関与が拠点への依存につながる。
- ・ 申請や面談、支援計画など保護者に求める手続きが多く、利用のハードルが高い。
- ・ 利用児童の制限や専用スペースの確保がスティグマにつながる可能性があるため、対象要件の緩和／拡大を望む声あり。

2. 施設・運営に関する課題

- ・ 支援が必要な児童に対する個別対応が必要であり、職員への負担が大きい。
- ・ 児童の特性に応じた支援のため職員の増員、個別対応が必要（加算などによる人員増強希望）。
- ・ 職員配置・人材確保が困難であり、特に小規模自治体では人材不足が深刻。
- ・ 事業委託において事務作業日も補助対象にしてほしいという要望。
- ・ 規模に応じた職員配置や受入人数に応じた加算、開所日・閉所日どちらも補助対象とすることへの要望。
- ・ 1日あたりの定員基準（現状20人）と他モデル（10人以上）との乖離があり、現場の体制整備に支障。
- ・ 虐待対応が開所時間外に及ぶこと、人員不足や関係機関との連携の難しさ。
- ・ 長期休暇中の人員配置が難しく、別事業として実施予定。
- ・ 利用者の特性に配慮した組み合わせや専門的支援を行う人員確保が必要。

3. 財政・補助金に関する課題

- ・ 補助金の上限額・基準額の引き上げや継続、補助率向上への希望。
- ・ 国・県の補助割合増加を要望（財政難の市町村でも事業継続・拡充ができるよう）。
- ・ 運営経費の多くが人件費であり、最低賃金引上げや昨今の人件費高騰が事業運営に影響。
- ・ 運営費（基本分）や加算、補助金の積算根拠の明確化。
- ・ 子ども・子育て支援交付金の単価引き上げ。
- ・ 安定的な運営・人員確保のため、継続性のある補助金制度の運用。
- ・ 固定資産税や専用車両の税金減免制度創設の要望。
- ・ 新規開設時の経費補助単価の改善。

4. その他

- ・ 小規模自治体では「支援が必要な児童が通う場所」というレッテルが貼られる懸念。
- ・ 支援が適切に行われるためには、1日の利用人数を制限する必要がある（3～5名が適当との意見）。
- ・ 他自治体の事例集や取り組み例の情報提供が求められている。

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 国・都道府県への課題・要望

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q13. その他事業の実施にあたっての課題や国や都道府県への意見、要望等ございましたらご記入ください。【自由回答】
(n=81、%)

- ・ 養育環境に課題を抱える児童の居場所として確保することが出来ているが、保護者のネグレクトが助長される可能性があることが懸念される。他自治体の取り組み例など事例集などがあると良い。
- ・ 様々な環境の子どもが利用していれば、子ども同士で遊び学び合う場面も多くあるが、課題のある家庭の児童ばかりが利用しているので、ストレスから児童同士でのトラブルになりやすかったり、特性のある児童や他者とのコミュニケーションが苦手で不登校になったりしている児童も多く、ほぼ全員、個別対応が必要なため、職員の負担が大きい。特に特性のある児童の受け入れには加算などで職員の増員が出来れば有難い。
- ・ 本事業を利用するために保護者がすること（申請、面談、支援計画、サポートプラン等々）が多くあると、保護者の敬遠に繋がる可能性があるため、もう少し簡素化ができればと思います。
- ・ 補助金の上限額をあげて欲しい。委託する際に人件費が高つくため。
- ・ 補助金の継続
- ・ 対象児童の制限の緩和
- ・ 送迎加算の拡充など補助基準額の引き上げを希望します。
- ・ 人材の配置に係る予算措置をお願いしたい。
- ・ 新規開設に係る経費への補助単価の改善
- ・ 小さな自治体では事業実施のための人材不足に苦慮している
- ・ 持続可能な支援施設となるよう、引き続き補助等による支援をお願いしたい。
- ・ 児童育成支援拠点事業は、支援家庭（保護者）や学校とどこまで関わるのか、判断が難しい。やり過ぎると人員も足りないし相手（保護者や学校）は拠点に依存してくる。
- ・ 児童育成支援拠点事業についての要件の見直し（利用児童を限定することや専用スペースの確保を行うことは、スティグマの問題が生じる可能性が高く、支援の必要な児童の利用に繋がらない可能性があることや、対象要件を拡大することで支援が必要な児童等の発見に繋がるため）
- ・ 児童育成支援拠点運営に係る固定資産税や専用車両に係る税金の減免制度の創設
- ・ 子ども・子育て支援交付金の補助基準額の積算根拠が知りたい。
- ・ 昨年度は37人の児童生徒が施設に在籍し、安心して過ごせる居場所として、社会的自立に向けて着実に支援を実施しています。本市にとって、欠かせない事業であるため、補助の継続を望みます。また、規模に応じて職員配置が必要となることから、本市では補助基準額を超えて事業を実施しています。運営費（基本分）の基準額増額や、受入人数に応じた加算などをご検討いただくと幸いです。
- ・ 財政難の市町村でも事業実施の継続や、拡充を行うために、国県の補助割合を増やして欲しい。
- ・ 最低賃金の引上げ等で人件費が高騰しているため、子ども・子育て支援交付金の単価引き上げを望みたい
- ・ 国の対象者の要件は「支援等の必要な児童や保護者」だが、小規模な市では、児童育成支援の利用者がわかり、支援が必要な人が通う場所とレッテルを貼られてしまうおそれがある。
- ・ 現在、国補助金の対象となる基準は開所日数となっているが、本事業の運営にあたっては、開所日だけでなく閉所日にも打合せや個別ケース会議、研修、事務作業等が必要不可欠であるため、週4日の開所日に加え、週4日の事務作業日も含めて事業委託を行っている。については、事務作業日についても補助金の対象となるよう検討いただきたい。
- ・ 虐待経験に加え、発達障害を持つ児童も多く、特性に応じた支援を適切に行うために1日の利用者の人数を安易に増やせない。行動面・情緒面で不適応行動を日常的に示しているケースも多い。利用者が安心・安全に過ごせる居場所であるために、同日に複数の家庭の児童が利用する場合は、組み合わせの配慮、専門的な支援を行える人員を複数名確保しないと本来の事業目的を達成することが難しいように思う。支援を適切に行うのであれば、1日3～5名が適当に思う。
- ・ 運営経費のほとんどが人件費であるため、昨今の人件費の上昇により事業費の確保が困難です。安定的な運営、人員確保のためにも補助金については継続性のあるものとしていただくこと、また、補助率向上の検討をお願いします。
- ・ 1 虐待（要対協掲載の児童で、母から電話があった後、家に帰りたくないなどの発言）対応が、開設時間外の夜まで及び、対応できる人員が限られ、関係機関との連携も難しく、対応に苦慮した。2 長期間休暇中の人員配慮が特に難しく、来年度からは「児童育成支援拠点事業」とは違う事業として実施する予定をしている。
- ・ 「児童育成支援拠点事業ガイドライン」4（1）において、定員が「概ね20人」と記載されているが、これが「1日あたり概ね20人」の利用を想定しているのであれば、公益財団法人B&G財団が示す「子ども第三の居場所（包括ケアモデル）」における1日10人以上という規定と乖離が生じている。この乖離により、必要な職員数に大きな差が生まれ、現場の体制整備に支障を来すおそれがある。本事業がB&G財団の事業を参考としたものならば、定員に関する基準についても同様の考え方を準用すべきであると考えます。

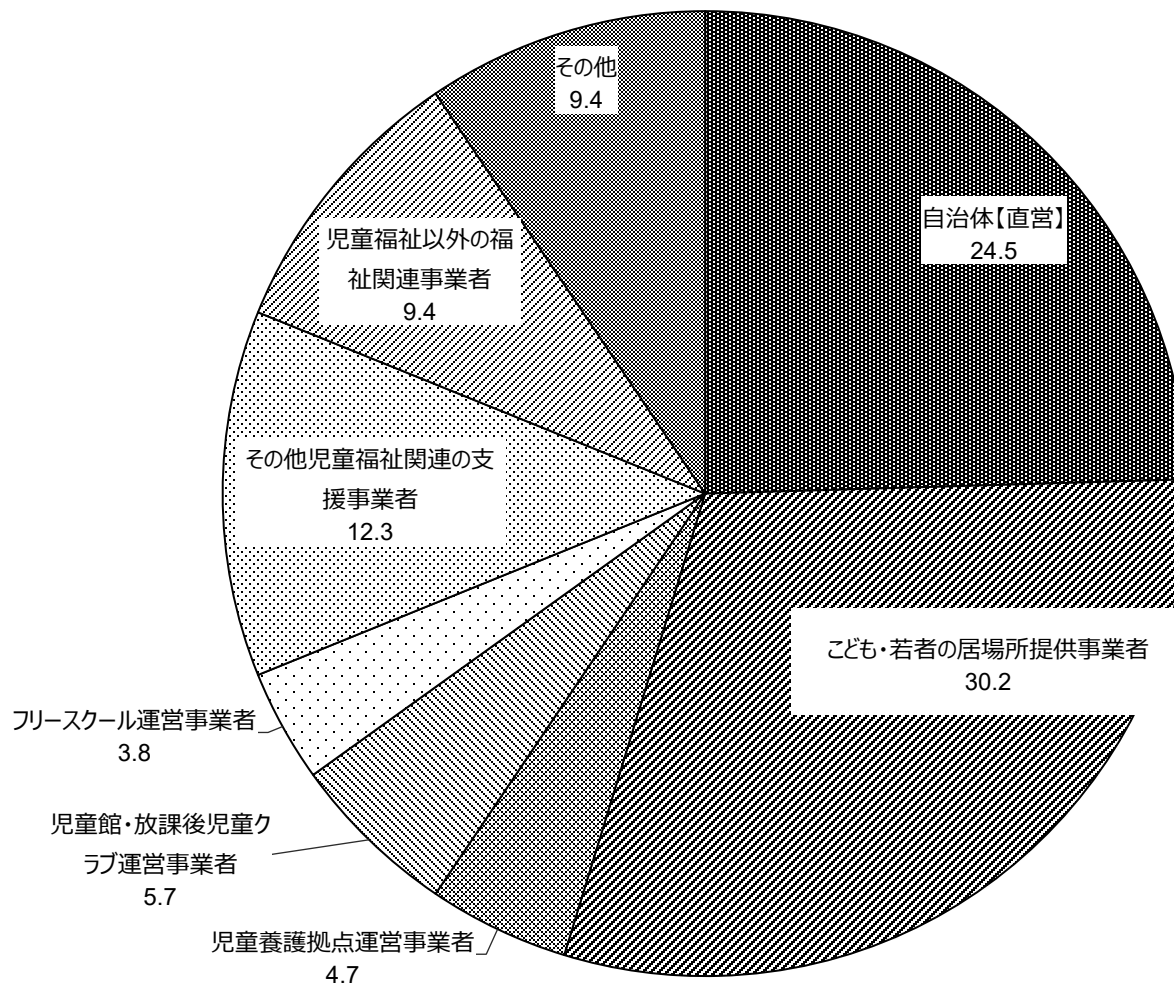
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 施設基本情報 運営事業者

事業の運営事業者は「こども・若者の居場所提供事業者」が最も多く、次点で自治体直営となる。

Q15. 拠点の運営者をお伺いします。運営者の分類として該当するものをお選びください。【単一回答】
(n=106、%)

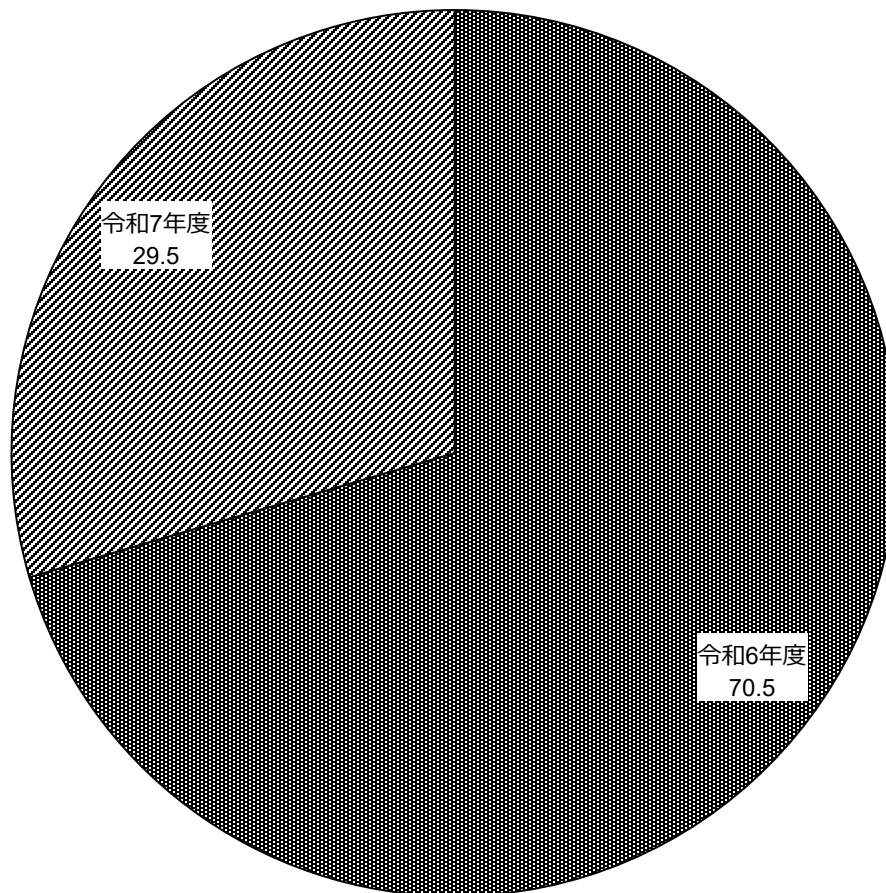


出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 施設基本情報 開始年度

令和6年度の事業開始が70.5%である。

Q16. 事業開始年月と令和6年度の利用者数（登録者数）、長期休暇期間とそれ以外の平日それぞれの定員・開所日数・開所時間についてご記入ください。
【自由回答】※利用者数（登録者数）は、「年間で一度でも利用登録があった方の総数」についてご記入ください。
(n=105、%)

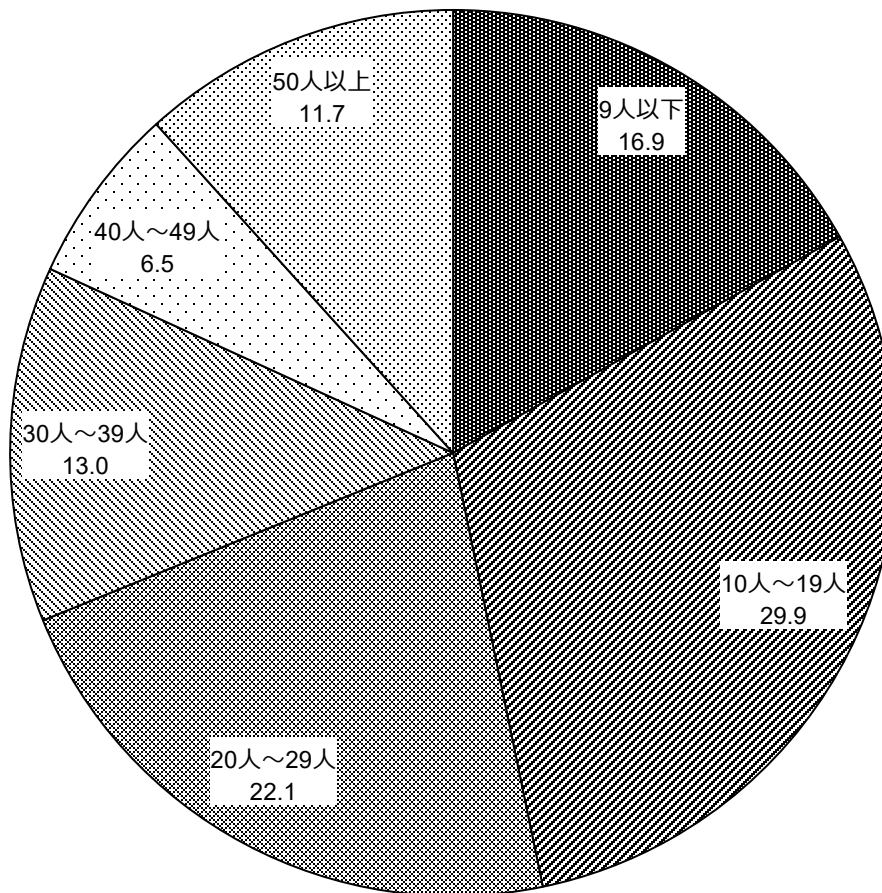


出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 施設基本情報 利用者数（登録者数）

利用者数（登録者数）は10人～19人が最も多く約30%である。

Q16. 事業開始年月と令和6年度の利用者数（登録者数）、長期休暇期間とそれ以外の平日それぞれの定員・開所日数・開所時間についてご記入ください。
【自由回答】※利用者数（登録者数）は、「年間で一度でも利用登録があった方の総数」についてご記入ください。
(n=77、%)

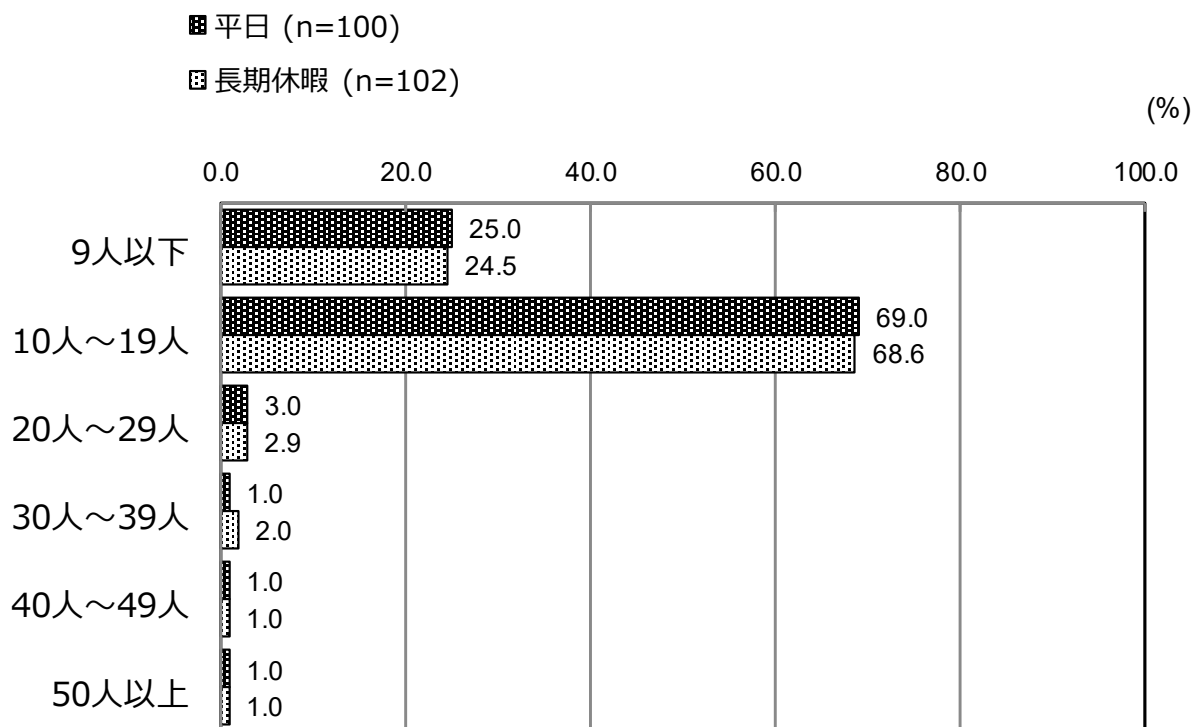


出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 施設基本情報 定員

施設の定員は平日・長期休暇ともに10人～19人が最も多い。

Q16. 事業開始年月と令和6年度の利用者数（登録者数）、長期休暇期間とそれ以外の平日それぞれの定員・開所日数・開所時間についてご記入ください。
【自由回答】※利用者数（登録者数）は、「年間で一度でも利用登録があった方の総数」についてご記入ください。
(%)

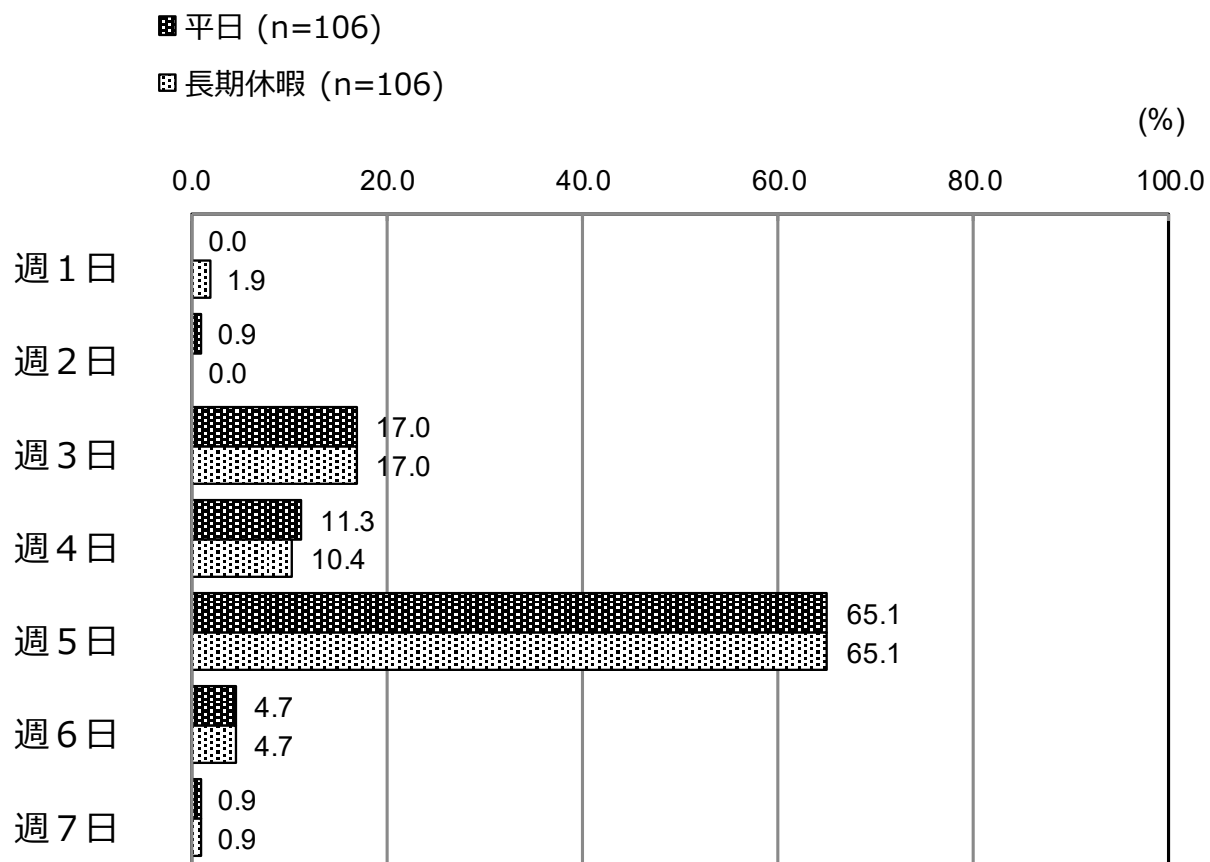


出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 施設基本情報 週の開所日数

施設の定員は平日・長期休暇ともに10人～19人が最も多い。

Q16. 事業開始年月と令和6年度の利用者数（登録者数）、長期休暇期間とそれ以外の平日それぞれの定員・開所日数・開所時間についてご記入ください。
【自由回答】※利用者数（登録者数）は、「年間で一度でも利用登録があった方の総数」についてご記入ください。
(n=106、%)



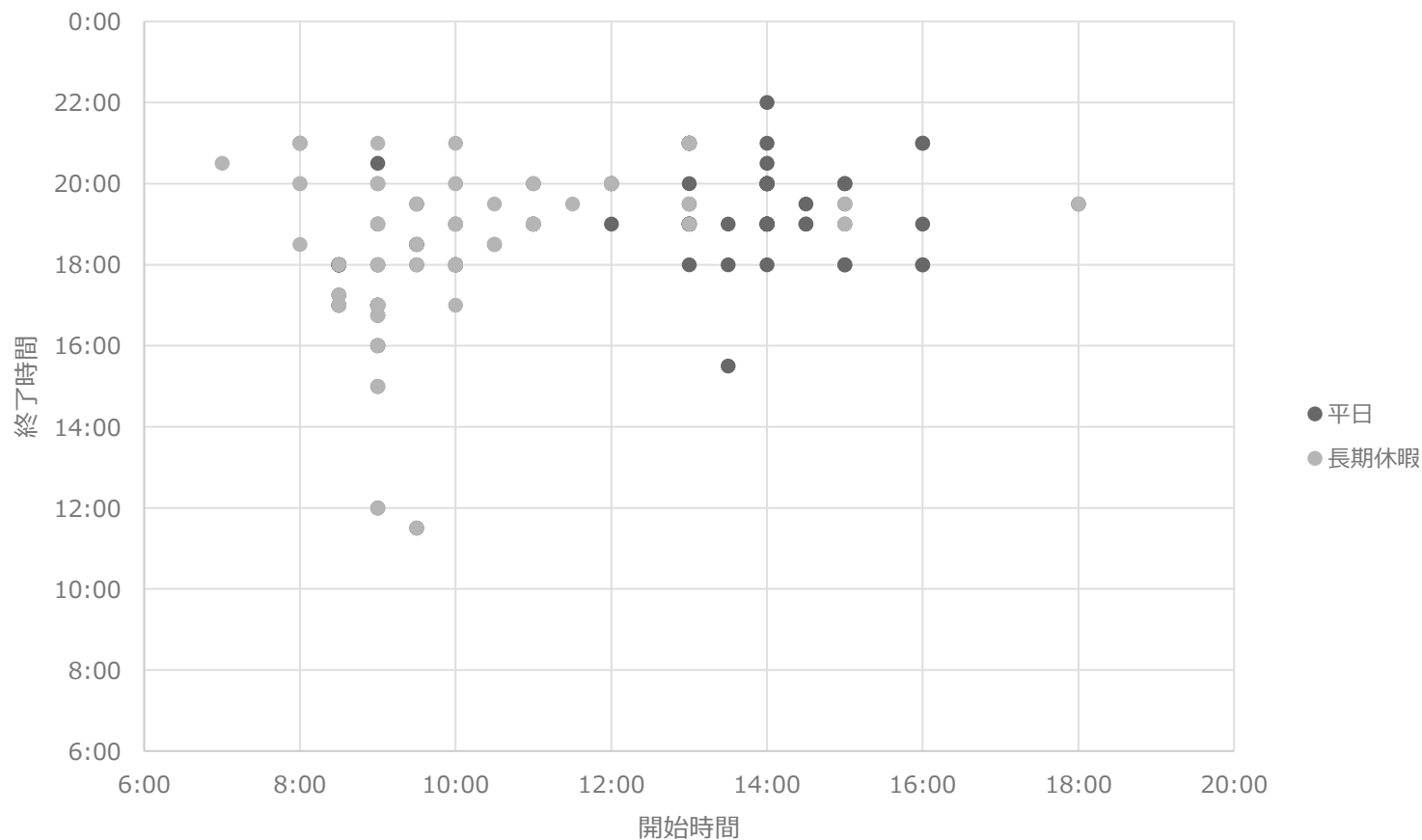
出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 施設基本情報 開所時間

実施要綱に記載のとおり、平日は放課後頃から開所し、夜まで空いている施設が多い。

長期休暇では朝8時～10時頃から開所し、18時～20時頃まで日中営業している。

Q16. 事業開始年月と令和6年度の利用者数（登録者数）、長期休暇期間とそれ以外の平日それぞれの定員・開所日数・開所時間についてご記入ください。
【自由回答】※利用者数（登録者数）は、「年間で一度でも利用登録があった方の総数」についてご記入ください。
(平日n=110、長期休暇n=107)

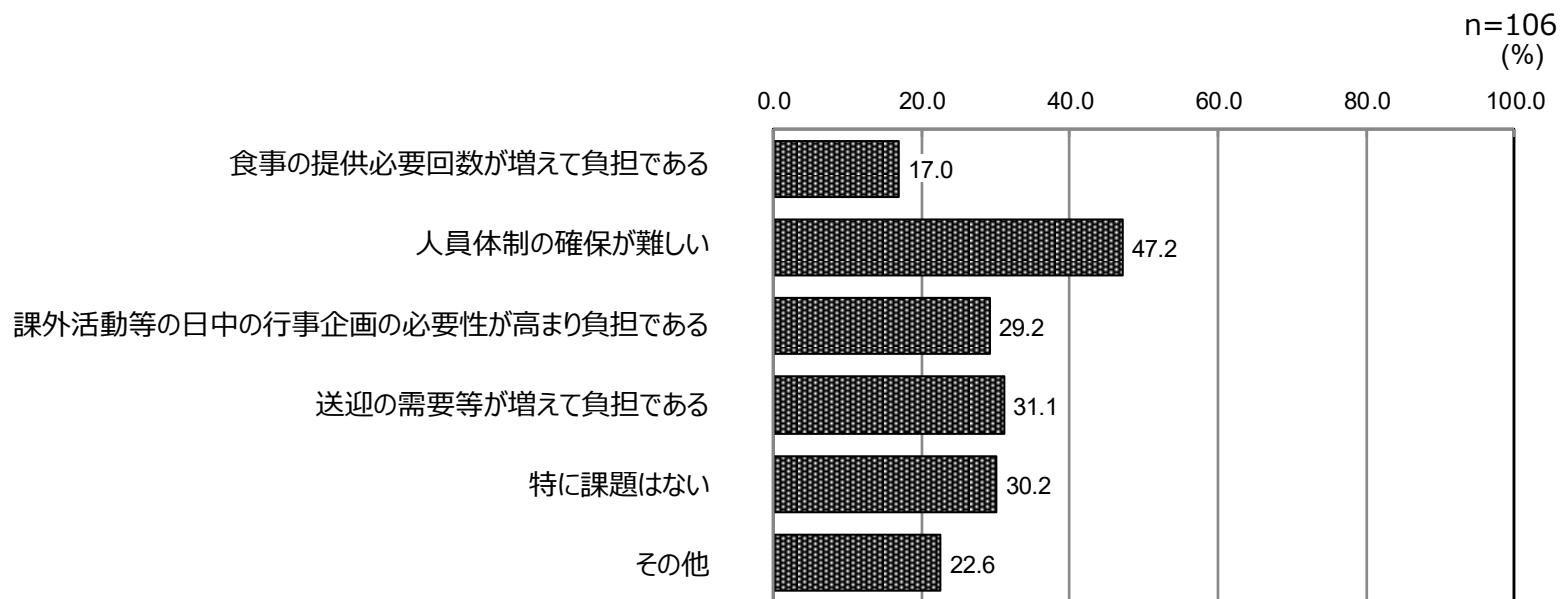


出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 施設基本情報 長期休暇中の課題

長期休暇中の課題として人員体制の確保が難しい自治体が47.2%となっている。

Q17. 長期休暇期間中の開所に関する課題について、該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q17. 長期休暇期間中の開所に関する課題について、該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

1. 利用児童・保護者に関する課題

- 年齢の幅（小学校低学年から中学生）が大きく、対応が困難。
- 児童たちが長時間共に過ごすことになるため、平日以上にトラブルが多発する。
- 長期中の開所時課題について、「2. 人員体制の確保」に付随するが通常の開所時と比較して利用児童数の増加に伴い、療育手帳所持児や要保護対策事業対象児、また発達面に課題があり個別対応が必要な児童数が全体の割合に比例して増加するため、ギリギリの人員体制で運営している中で厳しい面もある。
- 子ども達の登室について、開所しているが休み中なので来ない事が多い。
- 不登校児童は学校休業中の利用はない児童も多いため、学校開業日の方が人手がいる。開所日を減らしても問題なかった。
- 不登校の児童が登校している児童を気にせず学習に集中できる時間を設定したり、普段は放課後に来所するには時間の余裕がなく来れない隣島の送迎対応をする必要もあり、スケジュールと場所の管理に工夫が必要になる。

2. 職員・人員体制に関する課題

- 非常勤の職員が多くシフト制なため勤務日が安定していない、時間がない中での情報共有やイベントの準備
- 職員の休暇で職員の人数が足りなくなることや、新学期に向けての準備等が必要。もともと長期休暇は利用が少ないので利用者受け入れの時間を午前中に集中させて、午後は職員間で話し合いをすることが多い。
- 開所時間が増えるため、職員の拘束時間増え負担である。
- 利用人数の増加、一人当たりの利用時間数の増加により、児童対応のための時間が増えるため、業務量が増加する。事務作業等のための時間の確保が困難になる。
- 人件費がかかってしまう。

3. 施設開所時間の課題

- 長期休業中は8：00開所だが、保護者の仕事の都合で7：00や7：30になることもある。
- 長期中の開室時、午前中からの開室が負担である。
- 午前中からの開室が負担である。

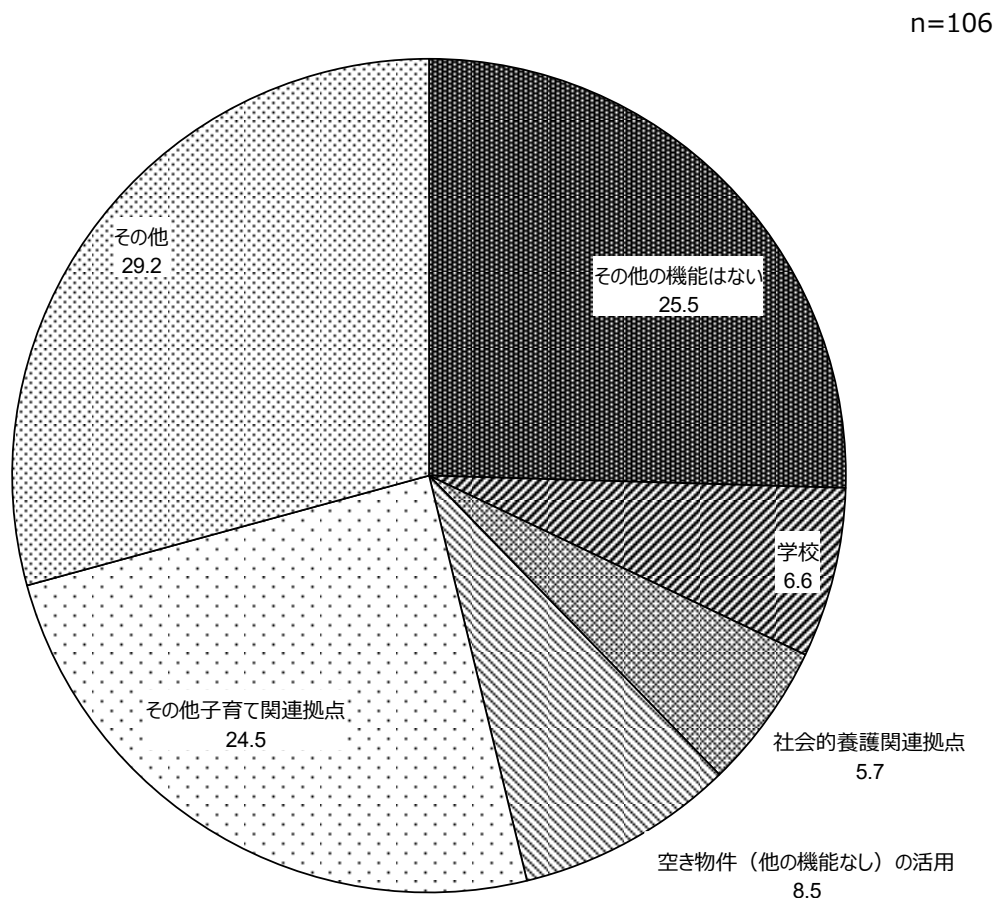
3. その他の課題

- 個別対応する場所（部屋）の確保が難しい。
- 今回は始まったばかりで負担に感じるものはなかったが、児童の人数が増えてくると、行事企画に関する負担は多くなるのではないかと感じる。企画のレポートだけでなく、イベント実施のための資金繰りとの兼ね合いにも課題が出てくるかと思われる。イベントがないと活動に単調さが出てきてしまう可能性も今回見受けられた。
- 夏休みは、ほぼ毎日「熱中症警戒アラート」が出ていて室内で長時間過ごすことになるためストレスが溜まりやすい。
- 夏季は熱中症や食中毒のリスクから、外での活動が制限される。室内のみでの過ごし方だと長時間利用（4時間以上～）になると疲労感も見られる。
- 事業を開始したところで、長期休暇の実績がまだ無い。
- 課題について聞き取りを行っていない。

実施自治体 施設基本情報 建物の他の機能

建物を事業専用として運用している自治体が25.5%、その他の子育て関連拠点と共有する自治体が24.5%である。

Q18. 本事業を実施している建物が持つ本事業以外の機能（その他の拠点機能）をお選びください。【単一回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q18. 本事業を実施している建物が持つ本事業以外の機能（その他の拠点機能）をお選びください。【単一回答】
(n=106、%)

「その他子育て関連拠点」自由回答

- ・ ども・若者交流施設に併設されている。
- ・ ども家庭センター・子育て支援拠点事業
- ・ フリースクール（子どもの第三の居場所）
- ・ 教育相談センター、教育支援センター（不登校対策）
- ・ 子ども若者総合相談窓口、ひきこもり支援推進事業
- ・ 子育て支援拠点、保健センター機能
- ・ 児童館
- ・ 児童館、子育て支援拠点
- ・ 自由来館機能、子ども食堂
- ・ 若者の居場所提供、学習支援、食事提供、ギフテッド児童支援、不登校支援など
- ・ 集会所を子育て支援拠点と活用している。
- ・ 生涯学習センター
- ・ 相談支援事業所（障害分野）、居宅介護支援事業（高齢者）
- ・ 地域子育て支援拠点、ファミサポ事務所、利用者支援事業
- ・ 通信制高校サポート校 フリースクール（子どもの第三の居場所）
- ・ 特別教育支援相談室
- ・ 福祉保健センター
- ・ 包摂的地域交流拠点・家庭教育支援チーム
- ・ 放課後子ども教室、図書館
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 放課後児童健全育成事業、フリースクール、子ども食堂
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 放課後等児童デイサービス
- ・ 幼保連携型認定こども園

「その他」自由回答

- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 放課後等児童デイサービス
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 放課後児童健全育成事業実施拠点
- ・ 放課後児童健全育成事業、フリースクール、子ども食堂
- ・ 放課後子ども教室、図書館
- ・ 包摂的地域交流拠点・家庭教育支援チーム
- ・ 福祉保健センター
- ・ 特別教育支援相談室
- ・ 通信制高校サポート校 フリースクール（子どもの第三の居場所）
- ・ 地域子育て支援拠点、ファミサポ事務所、利用者支援事業
- ・ 相談支援事業所（障害分野）、居宅介護支援事業（高齢者）
- ・ 生涯学習センター
- ・ 集会所を子育て支援拠点と活用している。
- ・ 若者の居場所提供、学習支援、食事提供、ギフテッド児童支援、不登校支援など
- ・ 自由来館機能、子ども食堂
- ・ 児童館、子育て支援拠点
- ・ 子育て支援拠点、保健センター機能
- ・ 子ども若者総合相談窓口、ひきこもり支援推進事業
- ・ 教育相談センター、教育支援センター（不登校対策）
- ・ ども家庭センター・子育て支援拠点事業
- ・ ども・若者交流施設が併設されている。

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

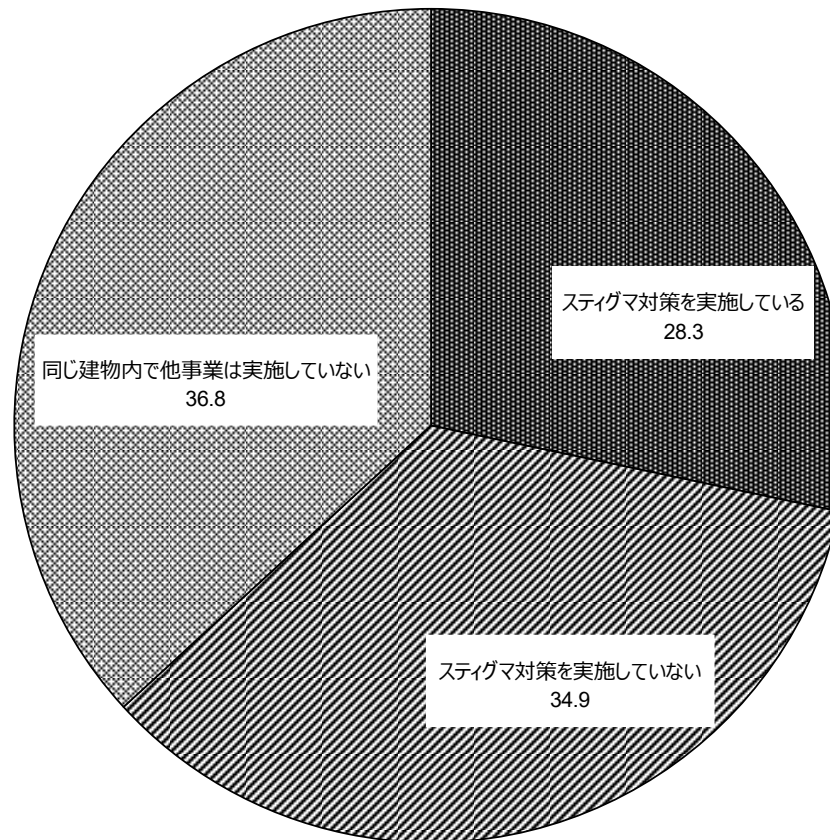
出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 施設基本情報 ステイグマ対策

本事業と同じ建物内で他事業を運営する建物を保有し、かつステイグマ対策を行っている施設が28.3%である。

Q19. 本事業を実施する建物内で他事業を実施している場合、本事業用の専用スペースを設置する中でステイグマ（※）対策を実施していますか。【単一回答】
※ステイグマとは、ある人や集団に対して、社会的に否定的なラベルや偏見が付けられ、それによって差別や排除が生じることを指します。
(n=106、%)

n=106



出所：株式会社日本総合研究所作成

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q19. 本事業を実施する建物内で他事業を実施している場合、本事業用の専用スペースを設置する中でスティグマ（※）対策を実施していますか。【単一回答】
※スティグマとは、ある人や集団に対して、社会的に否定的なラベルや偏見が付けられ、それによって差別や排除が生じることを指します。
(n=106、%)

1. 施設・空間の使い方・動線管理

- ・ 同一建物内だが、玄関入口は別で活動等は内部の往來を規制している。
- ・ 看板等を設置せず、入口も分けることで他事業に来る業者や来客の目に触れる機会をなくしている。
- ・ 事業実施スペースと他の事業スペースは、必要時はすぐに行き来できるが、原則施錠し、こどもが別エリアに侵入したり、別エリアの来所者から事業の様子が見えないようにしている。
- ・ 建物内の一部の部屋で実施しており、外から見て何の部屋かわからないようになっている。
- ・ 食事の場所および学習場所は、外から見えないようカーテンを使用
- ・ 通りに面していないところに別入り口を設けている。
- ・ 施設と拠点の子どもの出入り口を分けている
- ・ 同敷地内別棟で実施している放課後児童健全育成事業の利用児童も児童育成支援拠点の建物内への行き来を可能としている（学習支援の一部を放課後児童健全育成事業を利用している児童も一緒に受けれるようにしている）
- ・ 差別等にならないように入出入りや個人情報の管理に注意している
- ・ 専用スペースではないが、共有スペースで本事業以外の児童も利用していることで一定のスティグマ対策を行っている。
- ・ 表札、看板等は設置せず、利用しやすい環境づくりを実施している

2. 利用時間・曜日の工夫

- ・ 本事業の開所時間以外で他の事業を行っている。
- ・ 子ども食堂と児童育成支援拠点の活動日程がかぶらないように実施している。
- ・ 時間帯を分けている
- ・ 利用時間を分けている
- ・ 実施曜日を分ける、同じ曜日の事業については児童の動線を事業ごとに変え接触が少ない状態にする、当法人が複数の預かり事業を行っているため、それらの事業と同様の児童として他事業の児童には伝えるように職員間で統一した

3. 利用者・関係者への理解促進・説明

- ・ 使用する他団体（地元町内会など）に事業の説明をすることで必要性について理解を得ている
- ・ 事前に事業理念、事業内容の説明を行っている。福祉専門職による他事業実施のため職員の理解がある。
- ・ 利用者同士の交流が可能な他利用者に対して、本人の同意を得たうえで、本人の特性等を合わせて紹介している。

4. 多様な利用者への対応・交流

- ・ 拠点そのものが、不登校等何らかの課題を抱える児童生徒・家庭が対象である
- ・ 本業であるフリースクールの児童・生徒との隔離を行わない環境を整備している。
- ・ 同じ施設内に別の設備を開所し、学校になじめない等の課題を抱えていない子どもたちも利用できるようにしている。
- ・ サイクリストがトイレや自転車の修理に立ち寄れるサイクルオアシス、屋外の野菜づくりや建物管理をする高齢者や障がい者も訪れ、多様な方が来れる場所としていることで対策としている。
- ・ 自由来館機能を併設することでスティグマ解消を図る

5. その他スティグマ・差別防止のための配慮・工夫

- ・ ネグレクトケースの児童が体臭などで他の利用者からスティグマを抱かれないように、身だしなみの対策を講じている。
- ・ 募集段階で、保護者に対して「生活困窮」という言葉を使わないようにしている。
- ・ 施設に通う児童に偏見を向けられないように、グレーゾーン家庭やその他の家庭にも一定数対応している
- ・ 「児童育成支援拠点事業」の名称や事業の内容については表に出さずに運営している。
- ・ 施設利用者以外には、事業の内容について、詳細な説明を行わない。拠点名や場所も非公開としている。

実施自治体 人員配置状況 職員人数

施設は常勤は2～3人、非常勤は3～4人、ボランティアは1人～2人程度の職員が配置されている。

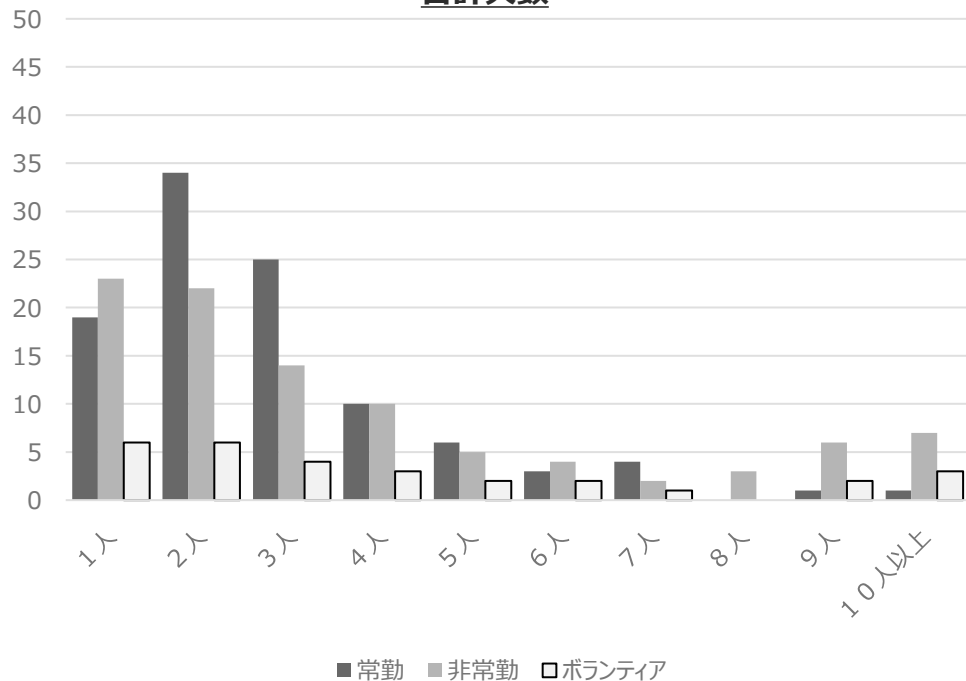
1日の運営に必要な職員は4人～5人程度となっている。

Q20. 実際に配置されている職員の人数について、職員の合計人数、1日に必要な平均的な人数をご記入ください。【自由回答（数値）】

※ボランティアとは、雇用契約に基づく報酬を支払わない職員を指します。

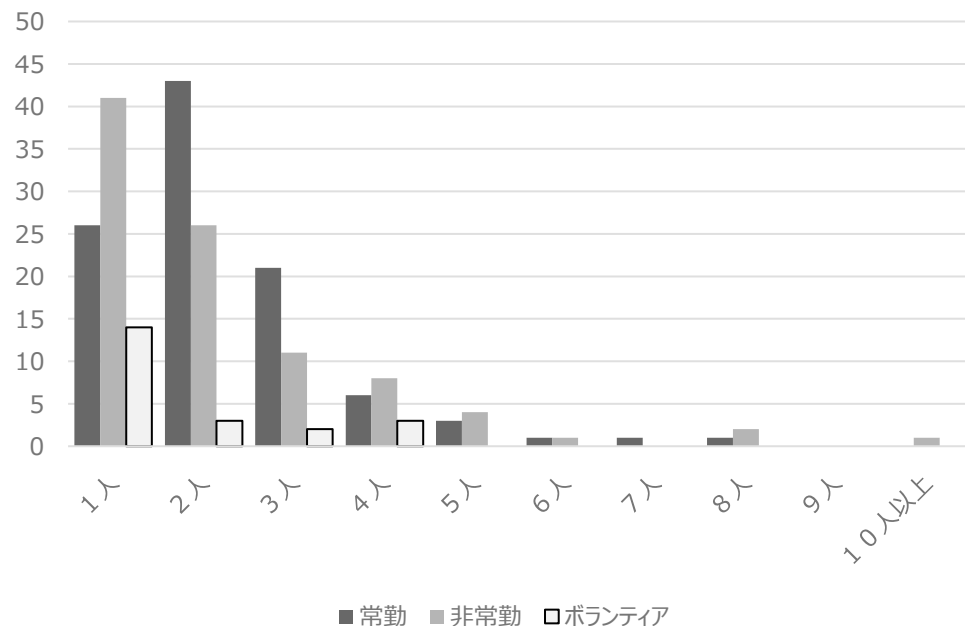
(n=104、件)

合計人数



	常勤(人)	非常勤(人)	ボランティア(人)
平均値	3.0	3.9	1.8
中央値	2.0	3.0	0.0

1日に必要な平均人数



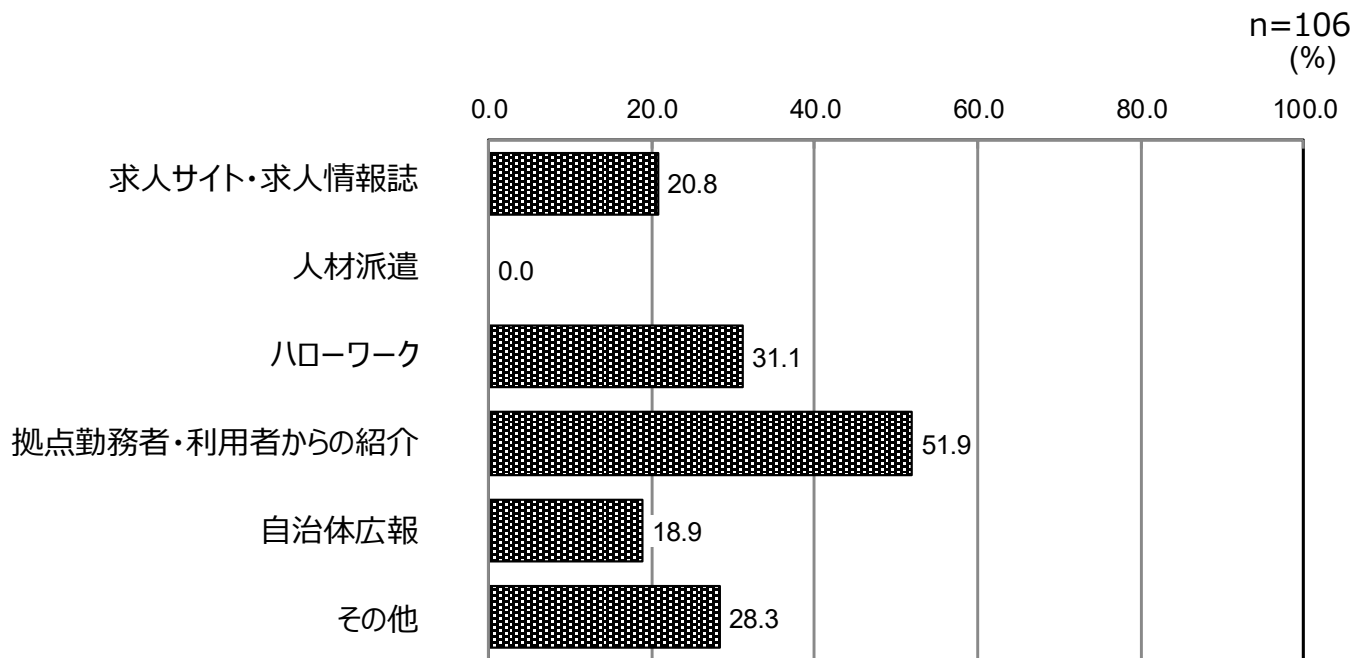
	常勤(人)	非常勤(人)	ボランティア(人)
平均値	2.3	2.0	0.4
中央値	2.0	1.5	0.0

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 人員配置状況 人材確保の方法

施設の人材確保方法として拠点勤務者・利用者からの紹介が51.9%と最も多い。

Q21. 人材確保の方法について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 人員配置状況 人材確保の方法

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q21. 人材確保の方法について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

1. 委託・事業者裁量による人材確保

- ・ 委託事業所に一任している。
- ・ 人材確保については事業所に任せている。
- ・ 委託先に委ねている。
- ・ 実施事業者の裁量により。
- ・ 委託先法人が法人内で要件を満たす支援員を募集し、確保。

2. 法人・団体内での人材活用・募集

- ・ 法人内の異動
- ・ 既存の職員、登録者の活用
- ・ 法人職員からの紹介
- ・ 運営法人の別事業からの配置転換
- ・ 運営母体であるNPO法人へ登録しているボランティアスタッフへ募集をかけています。
- ・ 団体独自

3. 紹介・関係機関からの人材確保

- ・ 社会福祉協議会勤務者からの紹介
- ・ 関係機関からの紹介
- ・ 市からの紹介、大学等に協力を依頼。
- ・ 元教員に直接声かけ
- ・ 居場所事業発足時に声をかけられたスタッフが継続して勤務している。

4. 公募・広報による人材確保

- ・ 公募
- ・ 地元新聞
- ・ 運営事業所のホームページ
- ・ 事業者のホームページ
- ・ 地元大学への周知
- ・ 大学生（教育・看護等）アルバイトへの広報

5. 学生・実習生の活用

- ・ 子どもに関わる仕事をしたいと考えている学生にアルバイトに来てほしいので、雇っている大学生を介して、アルバイトの打診をしている。（事業者対応）
- ・ 実習生への声掛け

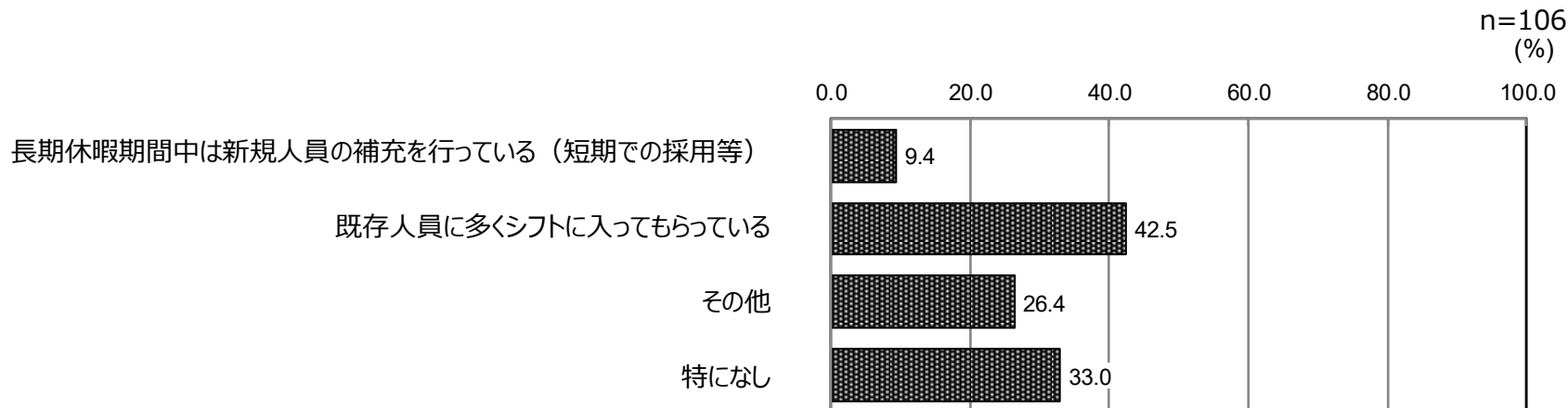
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 人員配置状況 長期休暇中の人材確保

長期休暇期間中の開所においては既存人員に多くシフトを入れてもらうよう依頼する施設が42.5%である。

Q22. 長期休暇期間中の開所に際して、人員体制整備のために行っている取組についてすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 人員配置状況 長期休暇中の人材確保

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q22. 長期休暇期間中の開所に際して、人員体制整備のために行っている取組についてすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

1. 他事業・他施設からのフォロー・応援

- ・ 非常勤（他事業との兼任職員）がフォロー
- ・ 欠員時は同法人他施設より、協力を得ている。
- ・ 運営事業者グループ内の応援により充足
- ・ 学校の生活支援員にも勤務してもらっている

2. ボランティア・短期アルバイトの活用

- ・ 短期アルバイトの採用とボランティアを活用している
- ・ 長期休暇のみのボランティアを募集
- ・ 高校生や大学生のボランティアに来てもらったり、イベントで講師を呼んだりしている。
- ・ 施設利用者OBやOGにボランティア依頼をしている。また、勤務者の出身大学や、実習を受けている大学、社会福祉協議会などに短期ボランティア募集の依頼を行っている。（募集内容⇒遊びボランティア、学習支援ボランティア、行事引率ボランティア、調理ボランティア）。

3. 実施団体・委託先による調整

- ・ 人員体制整備は実施団体で調整している。
- ・ 委託先に委ねている。
- ・ 長期休暇中の開所日の事前の段階で確定し、周知しました。

4. 既存体制による対応

- ・ 長期休暇期間中は、利用者が減少するため、既存の体制のままで開所している。

5. 勤務希望者が多く問題なし

- ・ 長期休暇中も勤務希望が多いため、問題は生じていない。

実施自治体 人員配置状況 人材定着の工夫（1/2）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q23. 採用した人材を定着させるために工夫している点があればご記入ください。【自由回答】
(n=106、%)

1. 制度・環境・働きやすさ（シフト等）の工夫

- 働きやすい職場環境づくり
- 職員にとっても居心地の良い職場になるよう、さまざまなことに気を遣っている。
- 働きやすい時間帯に入れるよう、配慮している。
- 可能な限り、希望される勤務時間の融通を利かしている。
- 可能な限りシフト時間をその人に合わせて勤務できるようにしている。
- 当人の状況、ご都合に合わせてシフト制とし、ボランティアさんを配置し、負担の軽減を図る
- 管理者のフォロー、賃金、休暇のとりやすさ
- 風通し良く、意見を言いやすい環境づくり
- 職場内の風通しを良くし、意思疎通を図る。また、職員全員が納得できる支援が出来るよう話し合いの時間をしっかり確保する。
- 福利厚生充実
- 賃金面の改善
- 人件費を確保
- 時間単価を高めに設定している
- 学習支援補助のため、大学生を雇用。時給を高めに設定している。（時給1300円）
- 勤務シフト作成時に希望休がとれるようにしている。
- 可能な限り、希望される勤務時間の融通を利かしている。
- 可能な限りシフト時間をその人に合わせて勤務できるようにしている。
- 当人の状況、ご都合に合わせてシフト制とし、ボランティアさんを配置し、負担の軽減を図る
- モチベーションを保つために研修に参加したり、家庭の事情に合わせて勤務時間や休暇には柔軟に対応している。
- 心理的安全性の確保。早出、遅出出勤などの柔軟性を持たせている。
- 委託事業者が法人として、従業員満足度調査の実施や企業型確定拠出年金の導入など、職員の労働環境の向上を図っている

2. コミュニケーション・相談しやすい職場づくり

- 話しやすい環境作り
- スタッフ同士がコミュニケーションをとれる機会をもつようにしている。
- コミュニケーション、働きやすさ、報酬
- コミュニケーションや声掛けを積極的に取るようにしている。また、子育て中のスタッフも多いので、お互いに声をかけあい、休みが取りやすい環境や相談しやすい関係を構築するようにしている。
- 管理者から勤務の前後に児童とのかかわりで困ったことがなかったかの声掛けを心がけており、いつでも相談に乗れることを伝えている。また、困りごとや必要なものについて、支援員から管理者へ文書で提出してもらい、回答している。
- スタッフ同士の声掛けを密におこなっている。また、毎朝のミーティングで心や体の状態を確認している。終業前に、振り返りを行い、モヤモヤをなくして帰宅するようにしている。
- 本居場所のマネージャーが居場所のスタッフに日頃から声をかけスタッフのよいところを言葉に出して認めたり誕生日には日頃の感謝を伝えたりしている。
- スタッフ会を月1回程度開催し、支援における悩み等について話し合える場を設けている。
- スタッフ間での話し合いの機会を密にして、お互いに納得感が得られるような関係づくりを築けるよう工夫している
- 適宜、振り返りや活動中に気になったことをスタッフ全体で情報交換をはかることで、スタッフが抱え込んでしまうことや燃えつきを防止した。
- 職員向けの研修、1on1などのコミュニケーション施策、心理士によるスタッフへのケア、ボランティア向けの学習プログラムの実施
特にはないが、こまめにコミュニケーションをとることを心掛けている

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 人員配置状況 人材定着の工夫（2/2）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q23. 採用した人材を定着させるために工夫している点があればご記入ください。【自由回答】
(n=106、%)

3. ミーティング・研修・情報交換

- 毎月職員ミーティングを実施して支援方針を共有し、一人の支援員だけに負担がいかないようにしている。
- 研修や情報交換会を開催、定期的な打ち合わせを行い支援員の意見を取り入れ改善している。年に1回は人事ヒアリングを実施する。
- 定期研修を実施。
- 定期的（月2回）に開催するケース会議の中で、支援に対する問題点の共有や解決を行いながら、事業に対する理解度を深めている。
- 毎月スーパービジョンを実施している
- 新任研修やOJTの実施、ミーティング等でのフォローアップ
- 日々業務終了後に打ち合わせを行い、職員のその日の悩みを管理者・統括責任者が聞き心理的負担を減らしている。
- 市担当職員も交えた定期的なミーティングを開催し、運営上の諸課題解決に努めている。
- 講師を呼んで研修を行う。支援の振り返りを毎週行う時間を設けている。
- 研修、情報交換会の開催。人事ヒアリングの実施。（※多数記載あり）
- 担当職員間の協力・連携による業務遂行
- 同じ法人が行っている研修に参加している。こどもへの接し方や考え方を学んでもらい柔軟性と広い視野を持って関わることで精神的に追い込まれることがないように配慮している。
- 専門的な業務に関わる研修、業務に見合った賃金の設定、定期的なMTによる職員の不安感の解消

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 人員配置状況 活用している既存研修（1/2）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q24. 活用している既存研修があれば、具体的にご記入ください。【自由回答】
(n=106、%)

1. 行政・自治体・教育委員会主催の研修

- ・ 放課後子ども教室や児童館向け職員研修
- ・ 市内ほっとルームで集合研修を実施している。
- ・ 発達障がい関係の行政主催の研修会等を活用
- ・ 人員配置がギリギリなので、出張の研修は参加できないので、県等のオンラインでの研修は出来るだけ受講している。
- ・ 社会福祉協議会の職場内研修
- ・ 支援機関主催の研修、社協独自研修など
- ・ 市民救命講習（胸骨圧迫、AEDの使い方など）、性教育の研修、SSWによる「子どもたちのかかわり方」に関する研修、県の事業を活用したコミュニティ創造協会による伴奏支援、B&G財団による研修などを実施している。※ 個々人で受けた研修の内容や得られた学びについても随時共有するようにしている。
- ・ 市区町村主催の地域福祉施設協議会主催の研修、社会福祉施設連絡会主催の研修、研修情報センター主催の研修、コドモン研修など
- ・ 市教育部局主催の市費教職員向け公務員倫理研修、大学や保健福祉環境事務所など外部機関が主催の不登校・ひきこもり支援に関する研修
- ・ 市虐待防止セミナー、子どもの居場所担い手育成事業研修会
- ・ 市が実施する虐待対応研修
- ・ 県教育委員会が主催する支援員を対象とした研修
- ・ 県の放課後等デイサービス事業者向けの研修や、相談支援専門員協会で実施している相談支援従事者研修など
- ・ こども政策課主催の研修、事業実施施設での研修、法人主催の研修
- ・ こども家庭センター向け研修など

2. 民間財団・団体主催の研修

- ・ B&G居場所事業拠点運営研修等
- ・ B&G財団によりフォローアップ研修
- ・ B&G財団主催研修
- ・ オンライン研修 日本財団、しゃちネット、かながわ国際交流財団
- ・ ライフスキル研修（日本財団から全拠点への紹介）オンライン研修または現地研修で職員が学んだことを児童に実践し、児童の生きる力を育むための研修です。
- ・ 各事業者の研修、年4回の児童育成支援拠点等連絡協議会主催による研修、Learning for

AllのWEB研修

- ・ 社会的養育地域支援ネットワーク（しゃちネット）の研修については、複数回利用している。
- ・ 日本財団、Learning for All、キッズドアなど
- ・ 日本財団などの民間支援機関の研修
- ・ 日本財団開催の「こども第三の居場所」関連の研修。
- ・ 認定NPO法人3keys開催の講座の受講

3. 施設運営者（法人・団体）やその他法人・団体による研修

- ・ 外部の専門家の協力を得て随時実施
- ・ 各事業者の研修、年4回の児童育成支援拠点等連絡協議会主催による研修、Learning for AllのWEB研修
- ・ 各種団体が実施している研修に参加
- ・ 公認心理師によるケース検討及び児童の見立て方等、ブレインジム
- ・ 事前の研修をスタッフ向けに行い、事業の性質、利用する子どもたちの性質、注意すること、守秘義務を確認している。スーパーバイザーを読んで定期的な支援の方針についての相談など、勉強会を行っている。
- ・ 相談業務に携わる職員は、地域の子育て支援ネットワークが主催する定期的な研修会に参加している。
- ・ 入職時に「子どもたちへの対応、社会人としてのマナー」について研修を行っている。また、外部スタッフに来所していただき、「特性の強い児童に対するかかわり方」について学んだ。市民救命講習（胸骨圧迫・AEDの使用など）。
- ・ 発達障害や配慮を要する子どもとの関わり方や支援の進め方などについて、心理士による勉強会を実施している。（自主研修）
- ・ 法人研修、しゃちネット研修

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 人員配置状況 活用している既存研修 (2/2)

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q24. 活用している既存研修があれば、具体的にご記入ください。【自由回答】
(n=106、%)

4. その他

- 様々な子どもが利用しているので『子どもの発達を支えるアセスメントツール』を利用し2, 3カ月に一度本居場所の具体的な事例を挙げて研修をしている。
- 不登校問題や居場所事業、児童育成支援拠点事業についてのオンライン研修、財団のマネージャーへのフォローアップ研修
- 子ども支援員研修
- 発達障害、こどもへの接し方、行政の仕組みについて等
- 保育サポーター養成講座(村) 放課後児童支援員認定資格研修(県) 等
- ①子どもの遊びとプレイワーク研修・「遊び」に関する基礎知識や、遊びから子どもが得ているものに関する講義および理解を深めるためのワーク・プレイワークに関する基礎知識の講義 ②子どもとのコミュニケーション実践研修・リフレームおよびほめ叱りに関するケース練習・アサーションに関する基礎知識の講義、ケース練習 ③子どもの権利に関する講義・セーフガーディングに関する研修・子ども基本法、児童福祉法に関する講義・ケースディスカッション
- 権利擁護・養育支援技術向上・感染症対策・不審者対応・救急救命・性(生)教育
- 都道府県の事業所に依頼して研修を実施予定。
- 区市町村より案内のあった研修(ヤングケアラー研修・要対協ネットワーク研修・こどもまんなかネットワーク研修)
- 当団体では、大学生スタッフを登用しているが勤務後に業務日報を提出してもらい、子どもの様子を事細かく確認している。

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

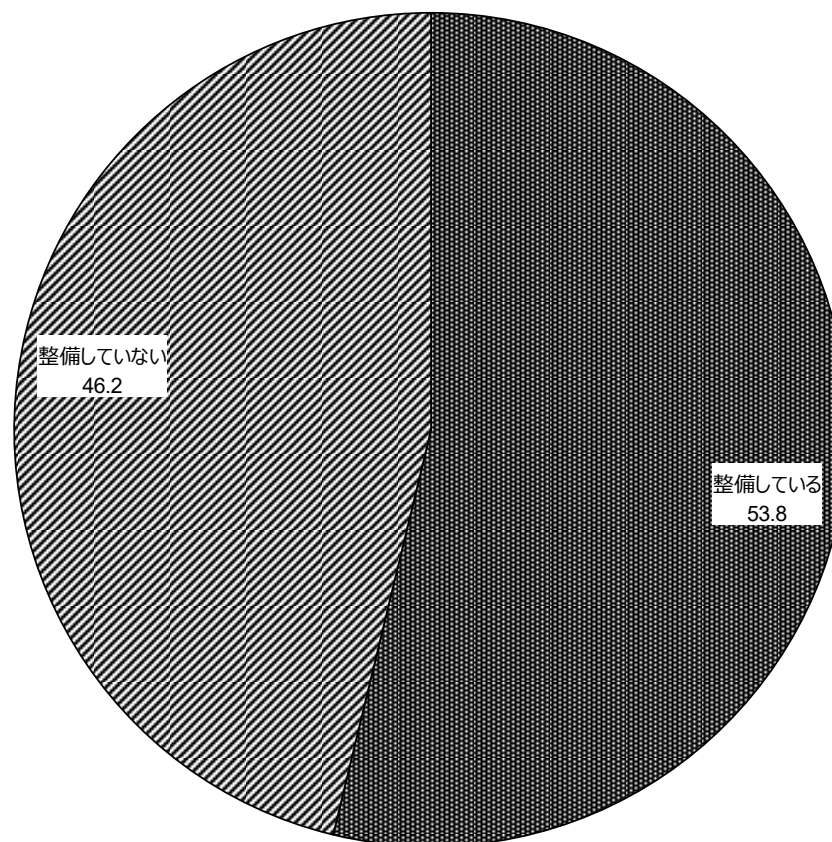
出所: 株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 入浴設備の整備状況

入浴設備を整備している施設は53.8%である。

Q25 (1) ①. 入浴設備を整備していますか。【単一回答】
(n=106、%)

n=106



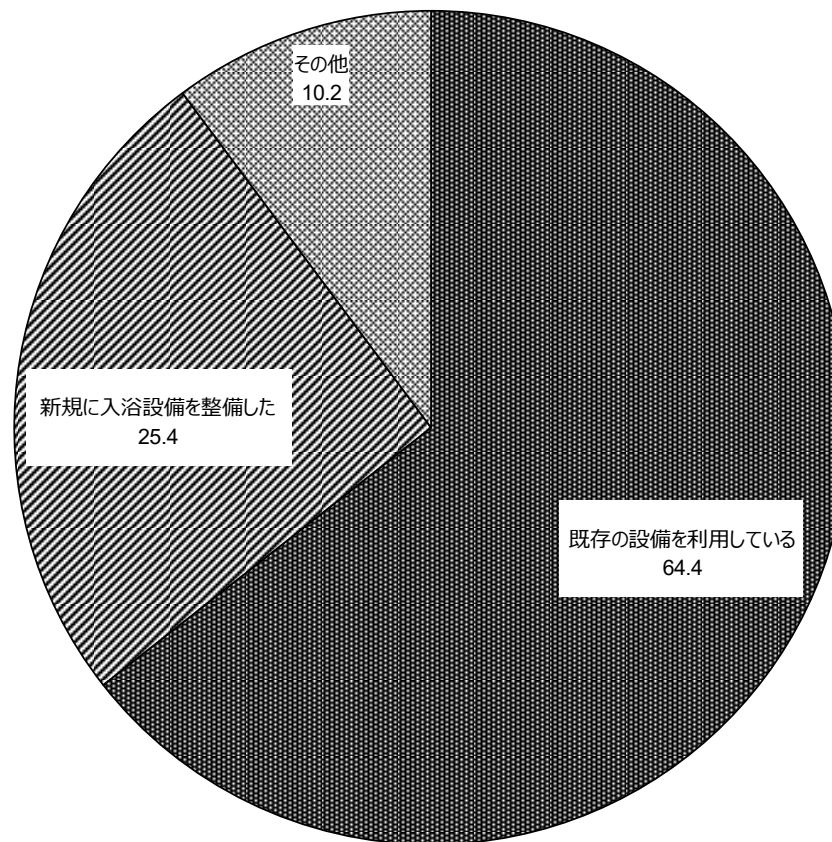
出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 入浴設備の確保方法

入浴設備について既存設備を利用している施設が64.4%、新規整備の施設が25.4%である。

Q25 (1) ②. 入浴設備を整備している場合、入浴設備の確保方法についてご記入ください。【単一回答】
(n=59、%)

n=59



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 入浴設備の確保方法

自由記述の回答結果は以下の通り。

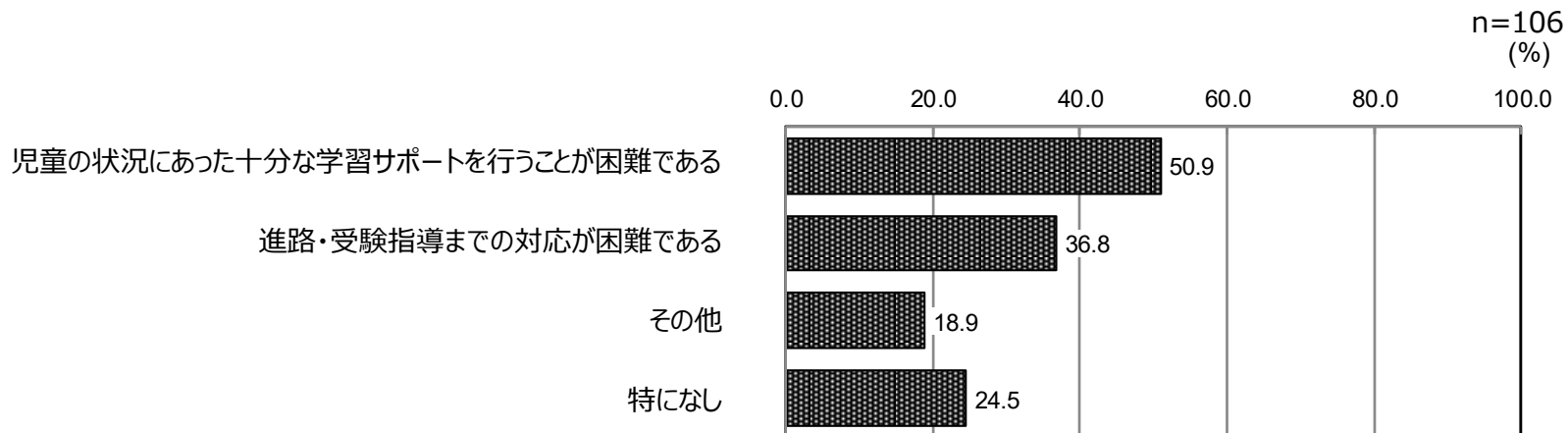
Q25 (1) ②. 入浴設備を整備している場合、入浴設備の確保方法についてご記入ください。【単一回答】
(n=59、%)

- 建設時に整備している
- 既存の設備を修繕して使用している。
- 法人内の入浴設備を利用している。
- 新たに福祉センターを建設。事業実施スペースにはあらかじめシャワー設備を備え付けた。

実施自治体 支援内容 学習支援の課題

学習支援の課題として児童の状況にあった十分な学習サポートを行うことが困難である施設が50.9%である。

Q25 (2) ①. 学習支援を実施する上での課題についてすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 学習支援の課題

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (2) ①. 学習支援を実施する上での課題についてすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

- 学習指導員の確保
- 学習習慣の身に付けを基本としている
- 学習支援について、日常の中での学習面（宿題等）のフォローはするが、受験対策や進路指導等
は行っていない。
- 当施設での学習支援は宿題の見守り等なので進路や受験指導までの対応は行っていない
- わからないところを教えたり、ひとりで宿題を取り組むことが苦手な児童のサポート 宿題は出ているけど
「ない」と言い反動的な態度をとる児童もいるためサポートしきれっていない状況でもあります
- 子どもたちから質問があったときのみ対応している
- 学力の低い児童が多く、ほぼマンツーマンでのサポートが必要になる
- 外国ルーツの子どもへの日本語での学習支援が理想に程遠い
- 学習用具が揃っておらず、宿題をする際は事業所のものを貸し出している。利用者が保護者に直接
購入を訴えることが難しいため、事業所職員から母への声掛けや学校への情報提供の下、改善を促
している。
- 児童の状況と宿題の量が明らかにマッチしていないことがある。
- 児童生徒のやる気をいかにおこさせるか課題
- 学習の積み重ねのためには、それなりの来所頻度が必要となる（頻度が低い場合、学習の連続性
が失われやすい）／学校との連携が不十分なため、進路・受験のサポートのハードルが高い（現在
体制作りを進めているところ）。
- 本居場所の利用頻度が少ない児童は学習支援が難しい。
- 個別の状況によっては支援が困難な場合もある
- 学校との連携に課題がある。支援学級在籍児童や不登校児童の学習進度の共有が難しい。
- 保護者会などを通じて、進路選択等の悩みについて聞き取っている。

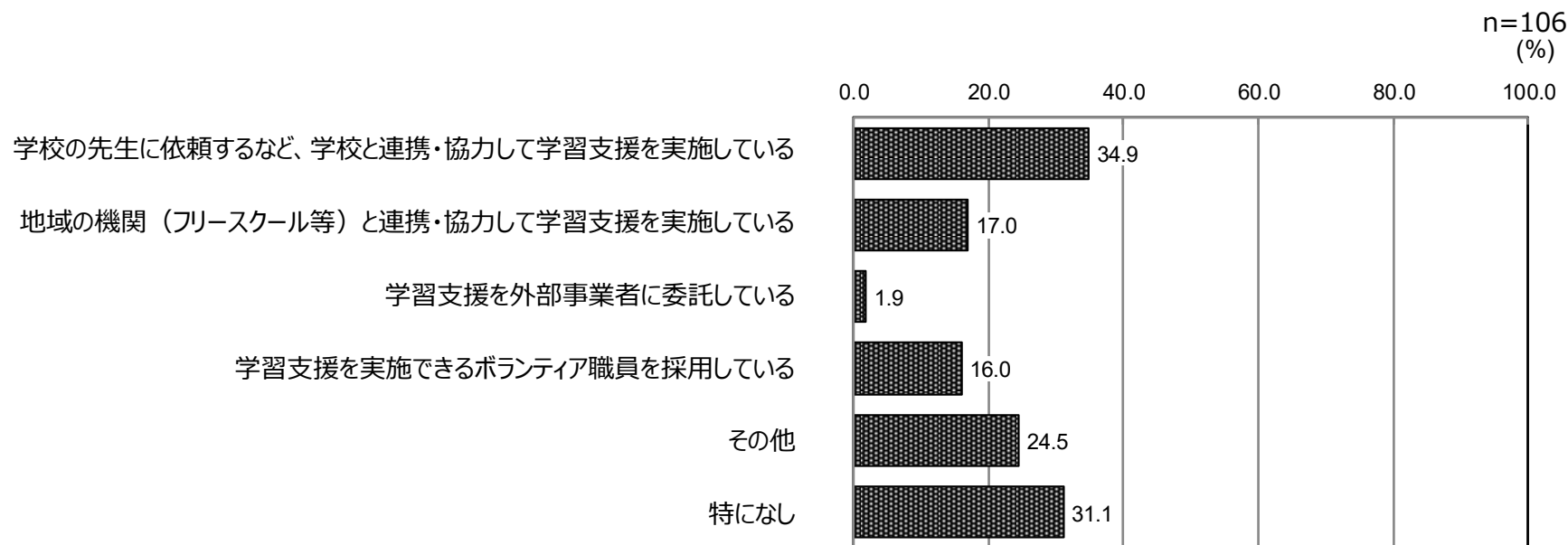
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 学習支援の工夫点

学習支援では学校の先生に依頼するなど学校と連携・協力して学習支援を実施している施設が34.9%である。

Q25 (2) ②. 学習支援を実施する上での工夫点についてすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 学習支援の工夫点

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (2) ②. 学習支援を実施する上での工夫点についてすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

1. 学習支援スタッフ・人材配置

- 非常勤職員に教員免許を持った者がいる
- 地域大学の学生会と連携して実施
- 大学生スタッフが対応
- 職員や大学生スタッフが対応
- 職員や講師が対応
- 市内の大学生に依頼している
- 元教員を配置している
- 元教員の支援員を配置するように努めている。
- 教職経験者を学習支援スタッフとして採用している。
- 教員免許を持つ職員が主に学習支援を担当している。
- 教員免許を持っている職員がいるため特別な工夫は行っていません
- 教員免許を持っている常勤職員を配置
- 学習塾での勤務経験がある人材の雇用
- 学習支援を実施できる職員の採用
- 学習支援を行える常勤・非常勤職員を配置している。
- センターの教員免許保持職員による対応

2. 外部機関・専門家との連携

- 学習支援をサポートするNPO法人と契約し、学力の判定や学習内容の選択について専門家のサポートを受けている。
- 近隣校と協力し、中学校の定期試験を拠点内で実施している。
- 児が所属している学校との連携
- 学校の先生等に児童の学習レベルを聞いて対応する

3. その他の個別対応・工夫

- 利用者が複数名いる場合、個々の特性などにより修正できない場合は、居室を分けて取り組むなど、落ち着いて学習に集中できる環境調整を行っている。
- 本人の興味関心のある事に合わせてできることを提案している
- 学年ごとの課題を複数用意し、それぞれの学習進度と希望に合わせて取り組めるよう準備している。
- 児童の特性に合わせた学習支援を実施
- 本人の意思に委ね、いつでも取り組めるよう各種ドリルを配架している。
- 児童の学年ではなく、レベルに応じた内容で学習を進められるように無学年教材を活用している。分かるところから始めていく学習とし、学習が楽しいものとなれることを大切にしている。
- ICT教材等の活用

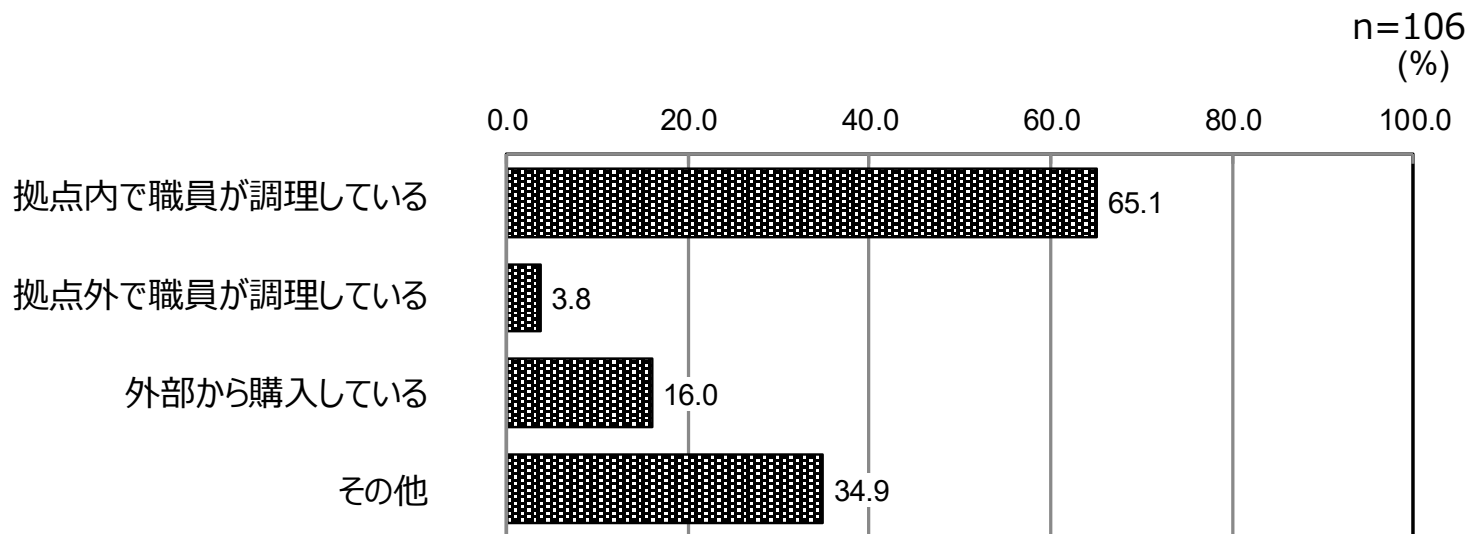
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 食事の調達方法

施設での食事については拠点内で職員が調理している施設が65.1%と最も多い。

Q25 (3) ①. 食事の調達方法として該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 食事の調達方法

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (3) ①. 食事の調達方法として該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

1. 食事の提供をしていない・必要がない

- 必要がないため実施していない
- 提供していない
- 食事は調達していない
- 食事を提供する準備はしているものの、希望する通所者がいないため、食事を提供していない。

2. 利用者が持参／持参を原則としている

- 自宅から弁当を持参してきてもらう
- 利用者が昼食持参するが、必要になった場合は、拠点にプールしている食材を提供している
- 必要に応じた食事提供ができる体制であるが、現在食事提供を必要とする児童はいない（自宅から昼食を持参する児童のみ）
- 利用者持参

3. 学校給食の活用

- 学校給食を活用している。
- 学校給食の利用もしくは弁当持参。
- 原則持参もしくは学校給食。ない場合は、購入や調理。

4. 調理実習・利用者と一緒に調理

- 調理実習として、利用者と一緒に調理している
- 調理実習として職員と児童と一緒に調理している。
- 利用者と一緒に作る
- 日曜日開室及び長期休業期間中は子どもと職員で調理をしている。

5. 弁当・外部からの提供

- 地域企業の社会貢献事業として、週2回お弁当をいただいている。
- 法人では学童も運営しているため長期休みの昼食は法人の調理部で作っているお弁当を提供しています

6. 調理ボランティア・別事業法人等による調理

- 調理ボランティアの人員確保により実施している。
- 運営法人の実施する別事業の職員が調理した食事を提供している。

7. その他

- こども食堂
- お菓子が準備されている。

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

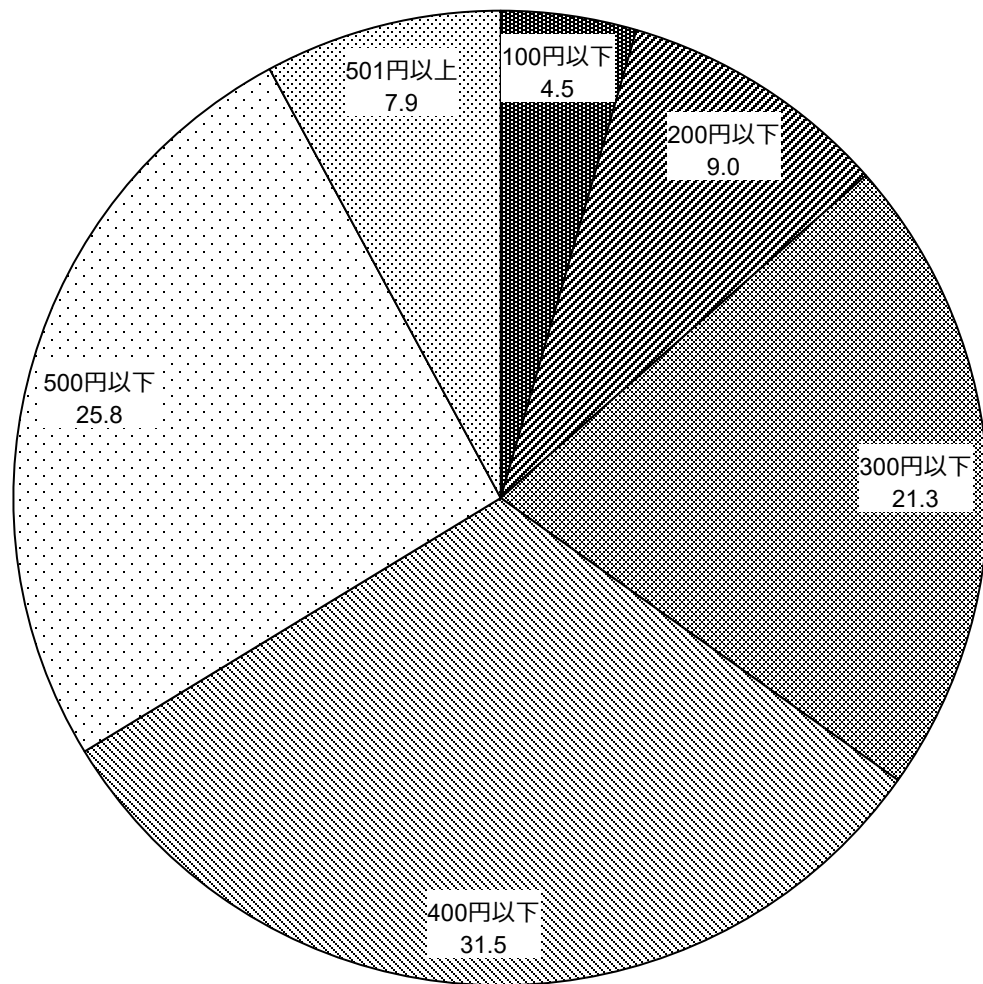
出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 1食の単価

1食の単価は400円以下とする施設が31.5%で最も多い。

拠点内で調理する場合は365円と最も安く、外部購入する場合は155円高い520円で調達している。

Q25 (3) ②. おおよその1人1食あたりの単価をご記入ください。【自由回答（数値）】
(n=106、%)



調理場所別 1食単価平均

分類	平均 (円)
拠点内調理	365円
拠点外調理	405円
外部購入	520円

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 課外活動 まとめ

施設では多様な課外活動を提供している。

Q25 (4) ①. 課外活動に関して、ガイドラインでは以下の具体例を記載していますが、実際に行っている活動について具体的にご記入ください。【自由回答】
(n=106、%)

1. 調理実習・食育活動

- 調理実習
- お菓子作り体験（どら焼き、クッキー、クレープ）
- ピザ窯を使ったピザ作り
- 一緒に食事づくり
- 夕食やおやつ調理実習など

2. 年中行事・季節行事

- 年中行事の体験（季節の行事等）
- そうめん流し
- 餅つき
- 父の日、母の日、敬老の日など
- クリスマス会、ハロウィンパーティー

3. 地域イベントへの参加・地域住民交流・ボランティア

- 地域イベントへの参加
- 地域住民・ボランティアとの触れ合い
- 地域愛好会による折り紙教室
- 親子参加型の芋煮会
- 地域住民と工作
- 近隣拠点との共同事業（人形劇、プール）

4. 農業体験・栽培・収穫

- 農業体験（田植え、稲刈り、脱穀、苗植え、枝豆狩り、さつまいも掘り、ピーナツ掘り、野菜栽培・収穫）
- 野菜の栽培収穫
- 野菜・柑橘類の栽培・収穫体験

5. 学校行事・学校・施設訪問

- 学校訪問（運動会応援、月例報告、支援会議参加）
- 小学校への訪問
- 学校行事への参加
- 児童館への訪問

6. 職業体験・企業/専門学校見学

- 職業体験
- 企業見学
- ファーストリテイリング（ユニクロ）店舗で職業体験
- 協力企業による空港見学・進水式・美術館ワークショップ

7. 工作・アート・文化・音楽活動

- 工作大会
- 工作イベント（ハロウィンのかぼちゃ作り等）
- ボードゲーム大会
- 物作り教室
- Tシャツ作り
- 紙飛行機大会
- 水族館見学

8. スポーツ・軽運動・野外活動

- 運動やスポーツ等（運動療育、体操教室、マラソン）
- 公園、港での釣り体験
- 海遊び体験
- カヌー体験
- 野外活動（川遊び、昆虫採集、川遊び遠足、ゆきあそび遠足、海水浴）

9. その他拠点外での体験活動・見学・遊びの提供

- 身近な観光地の見学
- 県内外の観光地への旅行
- 公園や港での釣り体験
- プール
- 奉仕活動
- フードパントリー見学
- オレンジジュース作り
- 4コマ漫画の書き方講座

10. その他（親子イベント、キャリア相談等）

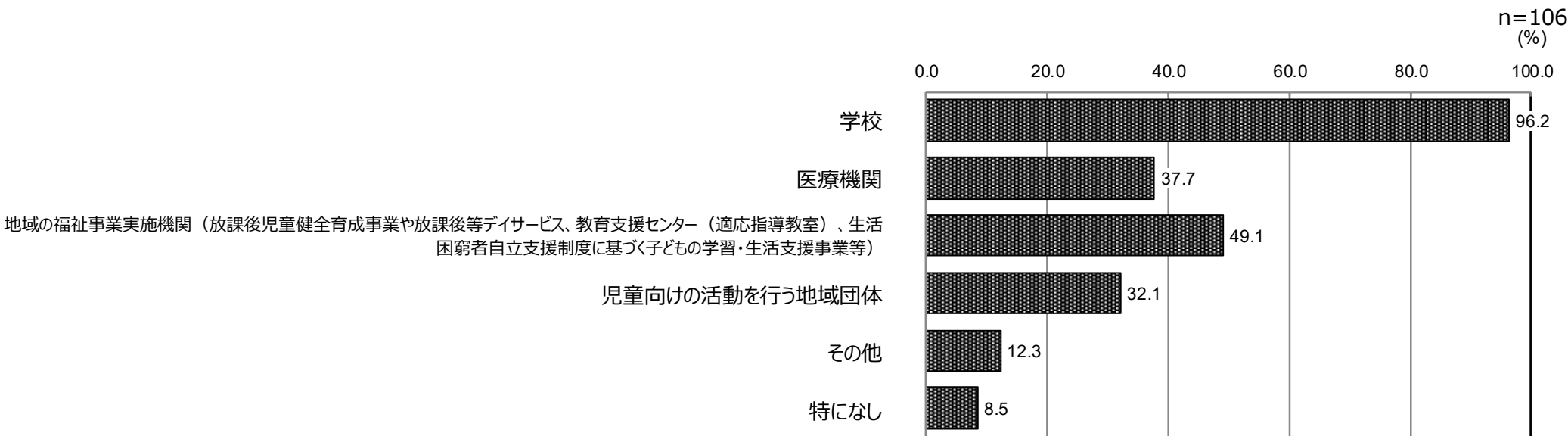
- 親子イベント
- キャリアコンサルタントによる相談機会
- キャリアコンサルタントとの交流
- 個別対応（各々のやりたいことの実現）
- 利用者企画による各種行事・イベント
- 子ども食堂への訪問
- こどもカフェ開催
- 公共マナー習得のための外出体験
- 放課後子ども教室への参加
- 近隣拠点との交流事業
- 宿泊体験
- 合流イベント開催
- 祭りへの参加

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 連携する関係機関先

施設の連携先として最も多いのは学校（96.2%）、次いで地域の福祉事業実施機関（49.1%）となっている。

Q25 (5) ①. 日ごろから連携している関係機関先についてすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 連携する関係機関先

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (5) ①. 日ごろから連携している関係機関先についてすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

「地域の福祉事業実施機関」の自由回答

- ・ 放課後等デイサービス、適応指導教室
- ・ 放課後等デイサービス、教育支援センター
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 放課後児童健全育成事業所、放課後等デイサービス
- ・ 放課後児童健全育成事業や放課後等デイサービス、教育支援センター（適応指導教室）、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等
- ・ 適応指導教室
- ・ 相談支援事業所
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業
- ・ 障がい者相談支援センター、発達支援室、要対協
- ・ 障がい者相談支援センター、発達支援室、こども若者家庭センター
- ・ 社協、他の子どもの居場所、児童館、児童クラブなど
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 児童相談所、要保護児童対策協議会
- ・ 児童館、放課後児童デイ、教育支援センター
- ・ 児童家庭支援センター、放課後デイサービス、生活困窮自立支援制度の学習支援
- ・ 支援対象児童等見守り強化事業、地域自殺対策強化事業
- ・ 子ども・若者総合相談センター、放課後等デイサービス、教育支援センター、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業、発達相談支援センター
- ・ 教育支援センター、放課後等デイサービス、訪問看護
- ・ 教育支援センター
- ・ 教育センターとの連携体制を構築中
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ こども家庭センター
- ・ こどもセンターをはじめ利用者が利用する外部機関など

「その他」の自由回答

- ・ 教育委員会
- ・ 私塾
- ・ 地域おこし協力隊、地域活性NPO法人
- ・ こども家庭センター、児童養護施設（ショートステイ）、児童館
- ・ 市こども家庭センター
- ・ 行政
- ・ 市
- ・ 学童保育施設
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 拠点を利用することがいいのではと思われる対象児童・生徒の把握が不十分である
- ・ 学習支援や生活困窮者支援を実施するNPO法人
- ・ 市の要対協事務局を通じて連携している。
- ・ 福祉サービス事業所
- ・ 児童福祉担当部署
- ・ 地場産業の団体
- ・ CSW、SSW

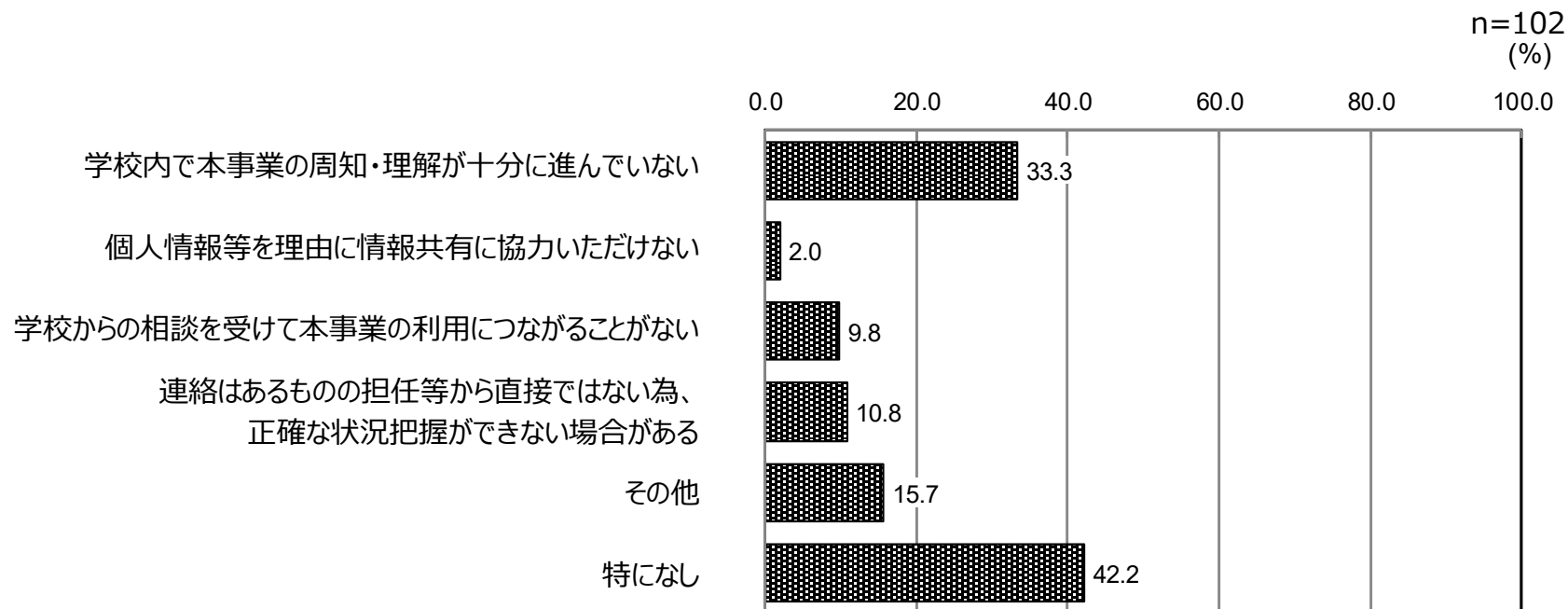
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 学校との連携課題

学校との連携における問題として学校内で本事業の周知・理解が十分に進んでいないことを挙げる施設が33.3%となっている。

Q25 (5) ②. 学校と連携している場合、学校との連携における課題について教えてください。【複数回答】
(n=102、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (5) ②. 学校と連携している場合、学校との連携における課題について教えてください。【複数回答】
(n=102、%)

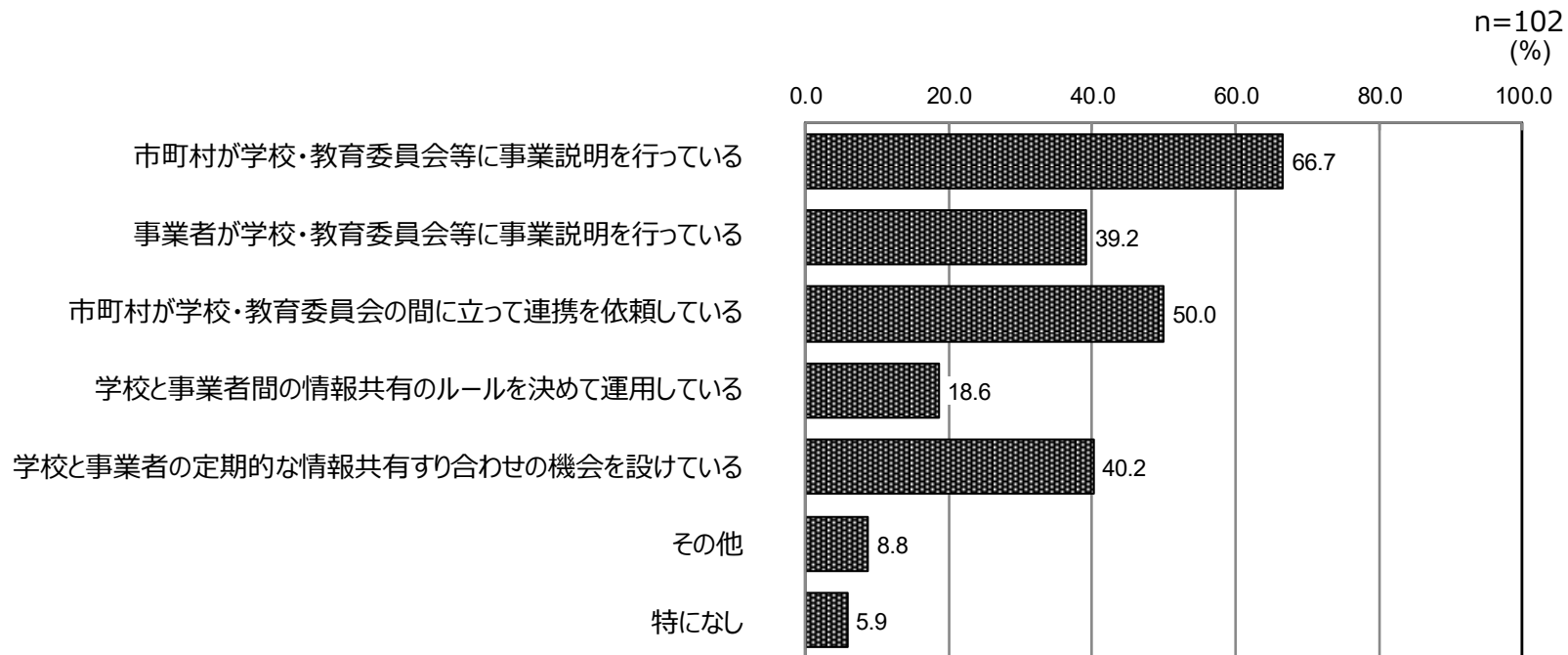
「その他」の自由回答

- 発達に課題を抱える児童についての学校との調整
- 担任の先生によっては全く連絡がない先生もいる
- 小規模な学校や大規模な学校により先生とのコミュニケーションが図れる、図りにくいなどの差がある状況です。利用している児童の担任の先生全員とは情報共有できていません
- 学習進度の共有や宿題等の課題への対応が難しい。
- 拠点を利用することがいいのではと思われる対象児童・生徒の把握が不十分である
- 連携体制（連絡の方法や窓口等）が定まっておらず、定期的な連絡、丁寧やりとりが難しい。
- 事業者から学校への連携が消極的
- 支援の役割りの分担（教育面と福祉面）の連携
- 現場の先生まで周知しきれていない。
- 支援会議など連携における時間の確保
- 人事異動で引継ぎがされておらず、情報が入りにくなる
- 支援の役割りの分担（教育面と福祉面）の連携
- 丸投げされる。
- 送迎

実施自治体 支援内容 学校との連携推進のための取組

学校との連携をスムーズに進めるため、市町村が学校・教育委員会等に事業説明を行い理解・周知を実施している割合が66.7%で最も多い。

Q25 (5) ③. 学校と連携している場合、学校との連携を推進するために実施している取組を教えてください。【複数回答】
(n=102、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 学校との連携推進のための取組

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (5) ③. 学校と連携している場合、学校との連携を推進するために実施している取組を教えてください。【複数回答】
(n=102、%)

「その他」の自由回答

- 毎月の利用報告の情報共有
- 送迎時を利用して常時訪問している。また問題がある時には常に訪問している。
- 教育委員会直営の施設である。
- 管理職に事業説明をしても、末端の担任にまで伝わらないので、職員会議の時間で説明の機会ももっている。
- SSWが間に入っている
- 利用児童のいる学校に事業者が訪問し情報共有を行っている
- 事業説明は行っていないが、市が間に入って利用調整等を行っている
- 要対協の実務者会で事業説明
- 教育センターSSWに学校との連絡調整窓口を担ってもらえるよう依頼している。
- SSWを通して連携している。

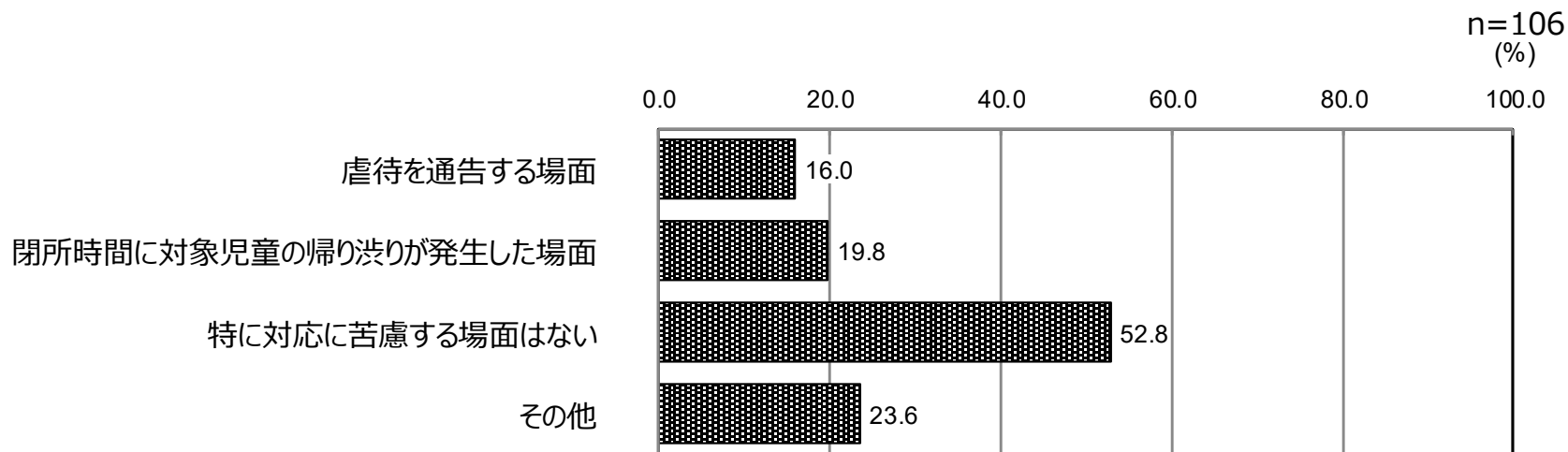
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 対応に苦慮する場面

対応に苦慮する場面として閉所時間に対象児童の帰り渋りが発生した場면을挙げる施設が19.8%となっている。

Q25 (5) ④. 以下のような「対応に苦慮する場面」はありますか。該当するものがあればすべてお選びください。【複数回答】
※ここでの「対応に苦慮する場面」とは関係機関（市町村、児童相談所、警察等）と連携する必要があるような場면을指します。
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 対応に苦慮する場面

その他の自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (5) ④. 以下のような「対応に苦慮する場面」はありますか。該当するものがあればすべてお選びください。【複数回答】
※ここでの「対応に苦慮する場面」とは関係機関（市町村、児童相談所、警察等）と連携する必要があるような場면을指します。
(n=106、%)

1. 児童同士・児童個人への対応

- ・ 利用児童同士のトラブル時の対応
- ・ 児童の育ちの背景や特性により、些細なことから暴言・暴力が激しく、収まるまでに時間を要する。
- ・ 発達特性がある児童が暴れたり他児に危害を加えるようなことを行った時
- ・ 利用児童の他害行為について
- ・ 万引き事案や家出事案が発生した場面
- ・ 拠点内での暴言・暴力・窃盗など
- ・ 室内での自傷行為
- ・ 継続した利用が難しい点

2. 障害・発達特性への対応

- ・ 重度の精神的課題、発達障害を有する児童生徒への対応
- ・ 障がいの特性が強い方に対する対応について苦慮する
- ・ 発達面に特性のあるこどもへの対応
- ・ 強い発達特性への対応。
- ・ 養育と療育の境界線上にいる児童・生徒への対応
- ・ 小学校低学年の利用に係る対応（発達障害等）

3. 保護者への対応

- ・ 利用予定日に保護者が起床しておらず通所がキャンセルになる場合がある。
- ・ 暴力等、保護者から子どもへの問題行動が確認された場合の保護者への対応の場面
- ・ 送迎時に保護者が不在または連絡がつかないこと等
- ・ 保護者対応
- ・ 保護者が病気など緊急の場合の見守り、家庭内で問題が起きた後の兄弟で受入れ対応

4. 虐待・保護措置に関する対応

- ・ 虐待疑いで家に帰すことが心配な時に、一時保護所や養護施設（ショートステイ）等の空きが無い場合がある。
- ・ 虐待(ネグレクト)が疑われる場面

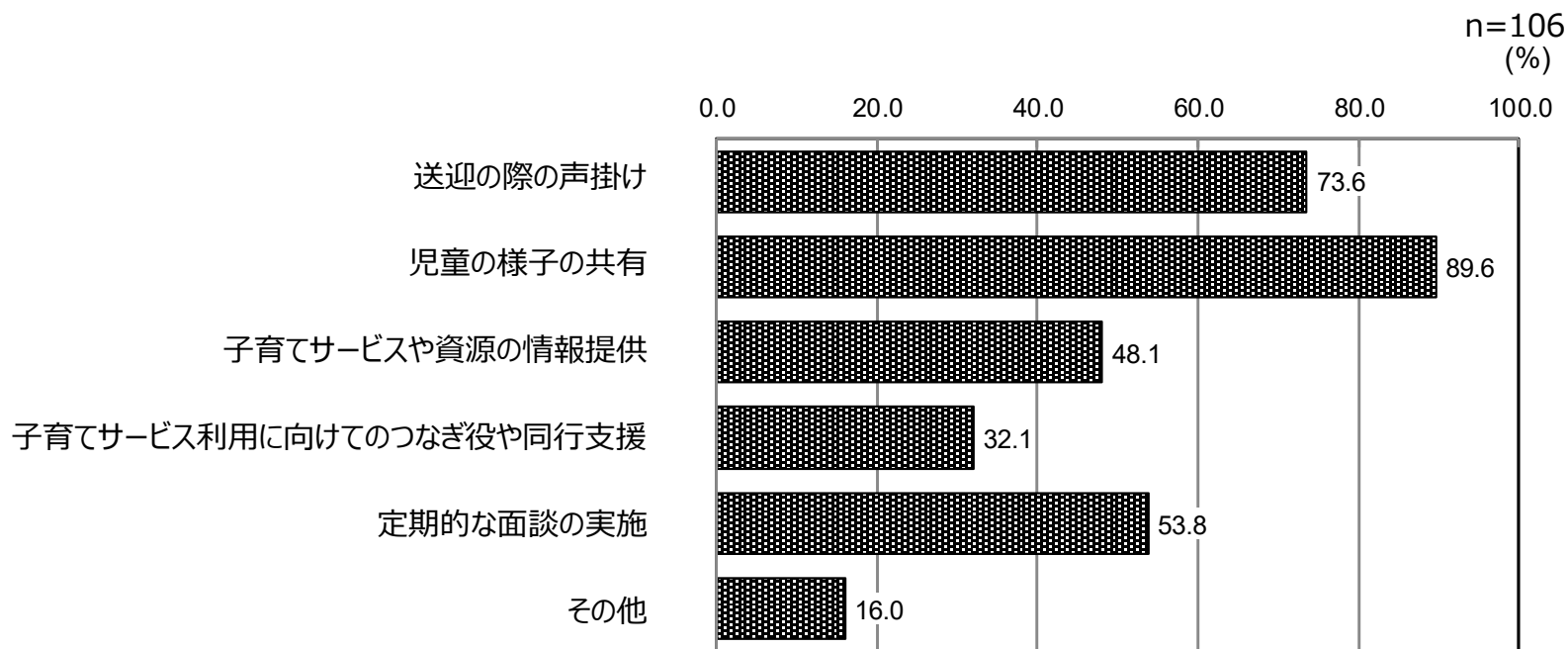
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 保護者支援

保護者支援として児童の様子共有や送迎の際の声掛けを7割以上の施設で行っている。

Q25 (6) ①. 保護者へ実施している支援の内容について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (6) ①. 保護者へ実施している支援の内容について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

「その他」の自由回答

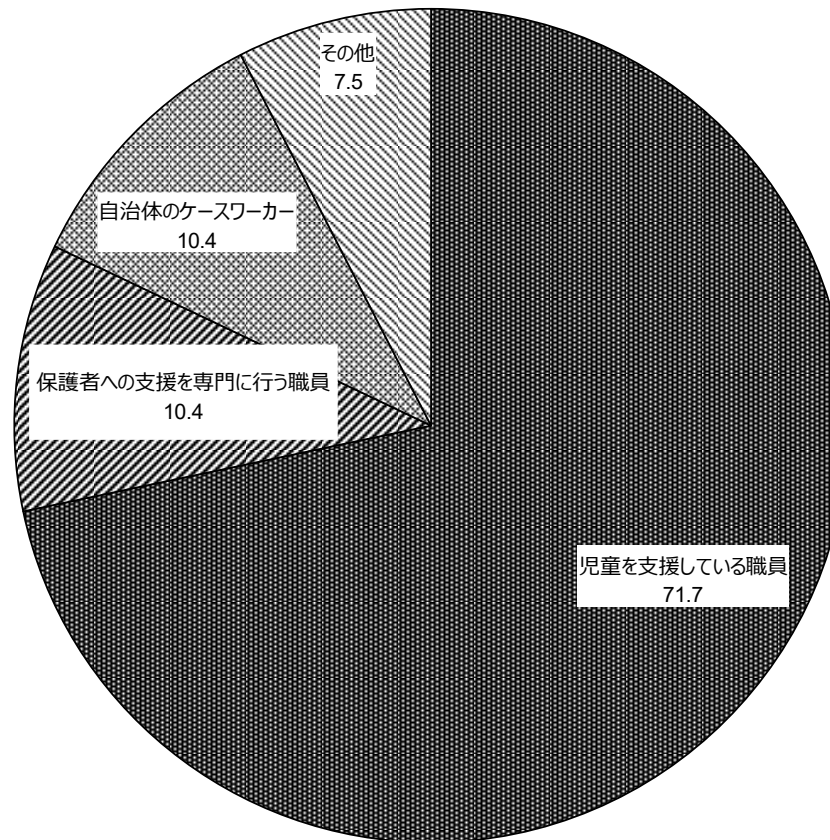
- 保護者自身の面談等
- 保護者に問題がある家庭の児童が多いため、情報提供が難しい。
- 通院への同行支援
- 生活相談、介護相談、進路相談の支援
- 随時多様なケースに対応
- 情報提供や個別面談など、今後の実施を検討している。
- 債務に関する相談窓口へのつなぎ
- 合同参観などを通じて保護者同士の関係づくりを行う
- 公式ラインを用いた連絡、相談可能なシステム提供
- 区子ども家庭支援センターが対応
- 希望する保護者へのカウンセリング
- フードパントリー
- ニーズがあれば保護者の応援ミーティングを実施
- 24時間365日常に相談を受けれる体制づくり

実施自治体 支援内容 保護者支援の担当

保護者の支援については児童を支援している職員が担当する施設が71.7%である。

Q25 (6) ②. 保護者への支援を行う主たる担当として該当するものをお選びください。【単一回答】
(n=106、%)

n=106



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 保護者支援の担当

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q25 (6) ②. 保護者への支援を行う主たる担当として該当するものをお選びください。【単一回答】
(n=106、%)

「その他」の自由回答

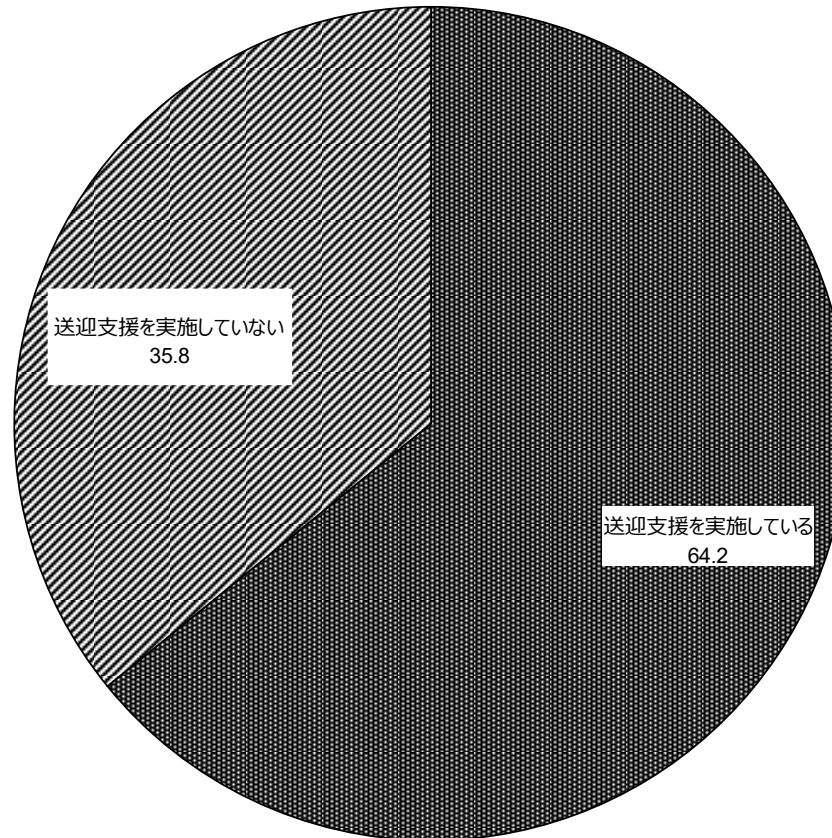
- 自治体担当職員
- 担当所管課職員
- 拠点の支援員が自動支援と保護者支援を厳密に分けずに対応している
- 支援、どちらも行います。
- 市の要対協事務局を通じて連携している。

実施自治体 支援内容 送迎支援の実施有無

送迎支援を実施する施設は64.3%である。

Q25 (7) ①. 送迎支援を実施していますか。【単一回答】
(n=106、%)

n=106



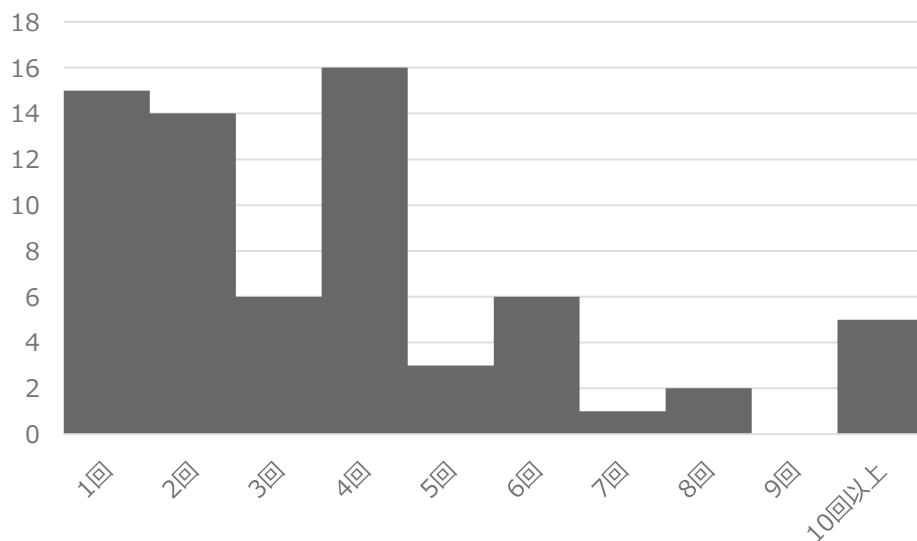
出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 送迎支援の回数・時間

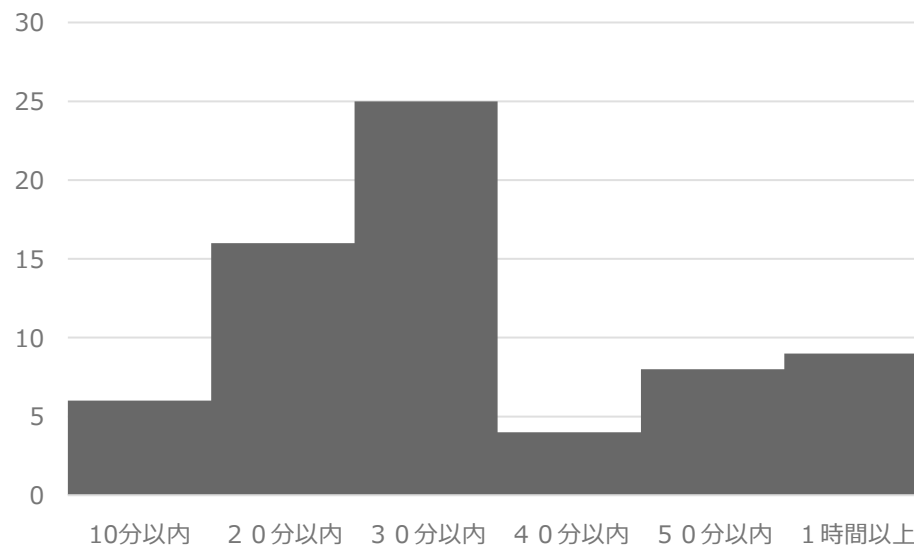
送迎回数は1日4回程度、1回あたりの送迎にかかる時間は30分程度となっている。

Q25 (7) ②. 送迎支援を実施する際、1日当たりの送迎の回数をご記入ください。また1回あたりの送迎にかかる時間をご記入ください。【自由回答】
※送り/迎えはそれぞれ1回とカウントしてください。例えば1日に対象児童1人に対して送り・迎え双方を行った場合、その日の送迎実施回数は2回となります。
(n=68、%)

1日あたり送迎回数 (平均3.9回)



1回あたり送迎にかかる時間 (平均35分)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 独自で工夫する取組（1/2）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q26. 当該拠点において、対象児童への支援の質の向上のために上記事項以外で特に工夫している取組があれば、具体的にご記入ください。【自由回答】
（例：ガイドラインに記載されている事項以外に実施している取組、児童との関係づくりのために実施している取組、利用者側に拠点が選ばれる工夫など）
（n=106、%）

1. 密な情報共有

- 行政主管課と拠点職員の定期的な会議の開催（情報交換会）
- 月1回のミーティングで、児童の利用中の様子から対応について検討を実施している。
- 関係する職員が多角的、多面的に支援できるように情報共有やその機会をもつ工夫
- 定期的なスタッフミーティング
- 児童受け入れ前にミーティングを実施し、月に1回の職員会議で全体の共有を行っている。
- 拠点職員や教育委員会職員、学校支援者で研修会を開催し、課題の共有、意見交換等を定期的に行っている。
- 保護者や子どもにとって身近な話し相手（相談相手）となるべく努力し、気になる行動、言葉などあれば学校、行政などと情報共有し支援を見直す

2. こども支援の独自の取り組み

- 理屈ではなく常にこどもファーストであること
- 集中力向上のための脳トレ、ニンテンドースイッチ等を活用した居心地の良い場所の提供
- 拠点での生活ルールを子どもたちと話し合っている。
- 児童や生徒が過ごしやすい環境づくり、児童や生徒を中心にミーティングを行い、決まり事や行事を決めている
- 不登校で数年間学校に行けていない児童が来る場合などはまず楽しく過ごしてもらうためにできるだけ負担がかからないように時間の配慮や大人からの押し付けがないように対応している。
- 児童相互の関係性向上のための交流行事（誕生日会等）
- 児童の声を聴き実現可能なことは実施（例）パン屋さん行きたい、○○で遊びたい、ピザを作りたいなど 保護者の方が話しやすいようにLINEでこまめなやり取り
- こどもの思いを聴くこと
- 児童と児童の特性を鑑み、利用日を調整する（合わない児童がいた場合は、利用日を分ける等）ことでより快適に拠点を利用できるよう工夫している
- 児童の挑戦を応援するといった視点から、拠点に通う間に何か挑戦したい柄、趣味嗜好が見つかるように、拠点内に楽器やゲーム、ボードゲームの設置等を実施している。また、安心できる拠点となるには通所継続が重要と考えているため、職員と関係性が築けるよう、職員のことは先生呼びではなくあだ名で呼んでもらう、児童と仲良くなることに注力するなど取り組みを実施している。
- 遊びや活動に関しては子供たちの希望を聞きながら実現可能なものは実施、今後のイベントや課外活動で希望を叶えられるように企画をしていく予定にしている。

- 対象児童それぞれに合わせた遊びの場や内容の工夫
- フリースクールに通所する子どもとの異学年交流の実施。通所する子どもの個別報告書および支援計画の策定
- 定期的な児童との1対1での面接・日記を通じた児童と職員との日々のやりとり・「生活」を意識した空間の提供・イベントや食事メニュー、あそび等児童の希望をもとにした内容の決定
- 課外活動や調理を一緒に行うことで、児童との信頼関係を深めている。また、送迎を行っており、保護者あから利用拠点として選ばれる理由のひとつとなっているように思う。
- 拠点を利用しているからこそ、家庭ではできない体験ができ、地域を元気にするための活動をしていることを前面に出している。島のCMづくりなど。

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援内容 独自で工夫する取組 (2/2)

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q26. 当該拠点において、対象児童への支援の質の向上のために上記事項以外で特に工夫している取組があれば、具体的にご記入ください。【自由回答】
(例：ガイドラインに記載されている事項以外に実施している取組、児童との関係づくりのために実施している取組、利用者側に拠点が選ばれる工夫など)
(n=106、%)

3. 保護者・家庭支援

- 家庭から出ることが困難な児童生徒に対して、家庭訪問を実施しています。家庭訪問から当該施設の通所につながるケースもあります。
- 外国籍の子供が多いため、日本語指導を長期休業中に実施し、困難な家庭については、その後の施設利用にもつなげている。
- 公式LINEを活用して保護者の相談対応を行っている。・支援の必要な世帯に対してアウトリーチを行っている。・ひとり親世帯や生活困窮世帯に対して食料等の支援を行っている。
- 多くの家庭が、保護者（特に母親）が何かしらの問題を抱えていて、その影響が子どもの問題行動となって表れている。そのため、保護者のメンタルケアに重点を置き、そのための時間を取っている。また、普段からしっかり児童の話聞き、問題行動があった場合には、必ず振り返りを行い、本人の思いを否定することなく受け入れつつ、どう行動するのがより良い結果に繋がったかを自ら考えられるようにサポートすることを心掛けている。尚、特に利用初期は、児童と本気で遊ぶことで心の距離を縮めている。
- 児童との面談や保護者との定期的面談の実施と保護者への心理カウンセラーによるカウンセリング
- 必ず事前に保護者や児童に見学に来てもらい、施設や職員の雰囲気を感じてもらった上で、利用を検討してもらっている。児童の意向を最大限尊重するために、児童が来所を拒む場合には自宅付近の公園での遊び支援を行った。
- 利用者が在籍する学校の教員も出席する保護者面談を実施している
- 通所児童の保護者を対象にした保護者会を毎月開催している。・通所児童だけでなく、誰でも参加できる「オープンロック」というイベントを毎月1回実施している。拠点の外に活動の場を設定することで、通所者だけでなく、地域の方や入所を検討している方など、幅広い方が参加できるように工夫している。・活動の質を向上させるために、生徒や保護者を対象にアンケート調査を実施した。
- 子どもの支援のためには家庭環境の安定が不可欠なため、保護者自身が抱える課題の解決のため、面談等を実施し、医療機関や手続きの同行等もやっている。
- 全体的に送迎や食事の提供をしていることを伝えてはいるが、個別ごとに必要なケースに関しては、提供できるように努めている。
- 社協の事業を通じて家庭全体への支援を組み合わせることにより、包括的な支援につなげている

4. 職員・組織運営の工夫

- 管理者が支援員とともに児童支援にあたり、関わり方を見せるとともに悩みや困りごとについても共有できるようにしている。
- アドボカシー研修・アドボケートとして活動している。
- 心理士による専門職のスーパーバイズ、団体内の研修機会、他団体視察
- 事業要綱で規定されている基準以上の職員配置の実施／開所日程以外の日程での職員ミーティング、研修等の実施／アセスメントに基づく児童対応の実施／学習支援の質向上のためのNPO法人との契約／専門教育課程の実習生をボランティアスタッフとして配置することによる支援の質の担保／記録やケース管理のためのシステム導入／利用児童、保護者との連絡のためのシステム導入／事業所の実施する他事業からのサポート体制の整備
- 個別記録については、児童一人ひとりの様子が具体的にイメージできるよう、行動・発言・表情などを詳細に記載するよう努めました。記録を読むことで、その場の状況や児童の思いが分かりやすく伝わる内容としています。
- 学習支援を実施する外部事業所に加えて、学習をサポートする大学生を配置している。
- 個別支援計画を策定。個別ケースの面談。市の要対協担当者がケースと拠点職員を繋ぐ架け橋となる。
- 利用登録者が不登校の場合は、出席扱いとなるよう学校に活動報告書を作成している。
- 町の協力を得ながら心理担当の職員が必要に応じてアセスメント資料として、発達検査（WISC-V）やVineland-II等を実施、学校への情報提供を行っている。発達障害や虐待に関わる知識を職員が学べるように研修の機会を随時設けている。
- 拠点へ、心理相談や発達の専門職の巡回事業を入れている。また、町支援員が拠点を訪問し、利用者やその保護者が必要な医療や福祉サービスにつながれるよう関わっている。
- ・子どもたちの自己肯定感が少しでも高まるように普通にできていることを言葉に出して認めるように心がける。・トラブルの際にはその背景にある子どもの気持ちや思いをしっかりと分かろうと努め、そのうえで指導に当たる。・学習の量を子どもの実態に合わせて工夫する。 など子どもが安心していることのできる居場所になるよう取り組んでいる。

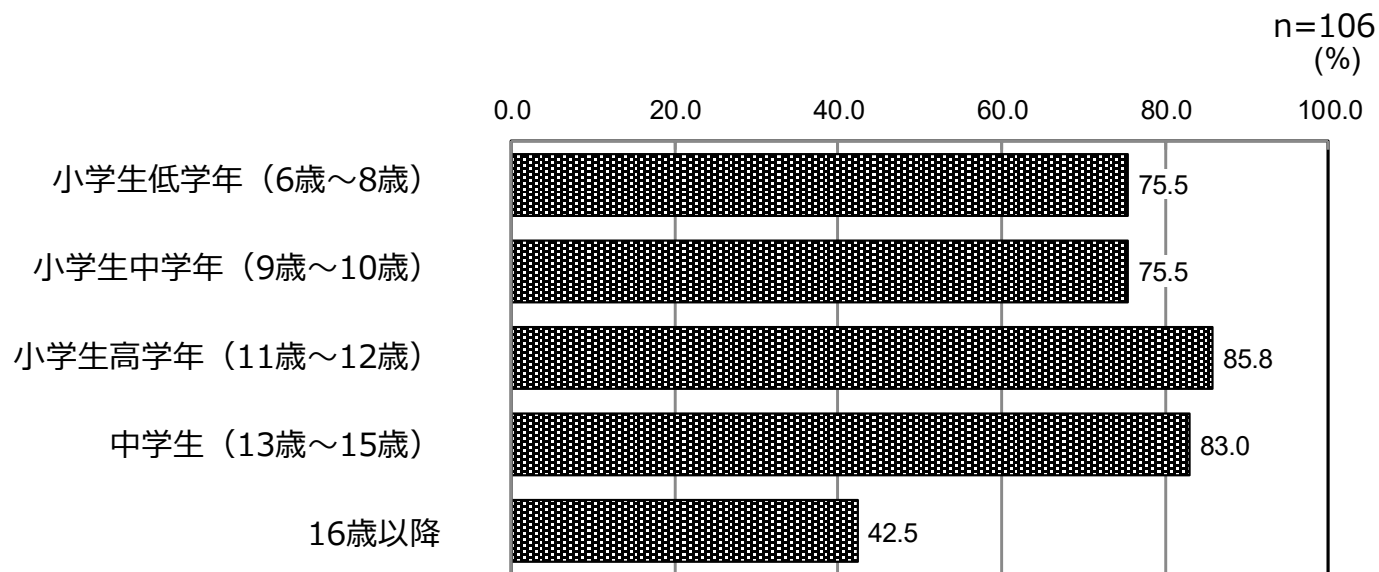
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 利用対象者 利用者年齢

施設の利用者は小学生～中学生が多い。16歳以降は42.5%の施設で登録がある。

Q27. 実際に登録されている児童（されたことのある児童も含む）の学年・年齢について、該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
※令和7年8月時点の状況を回答ください
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

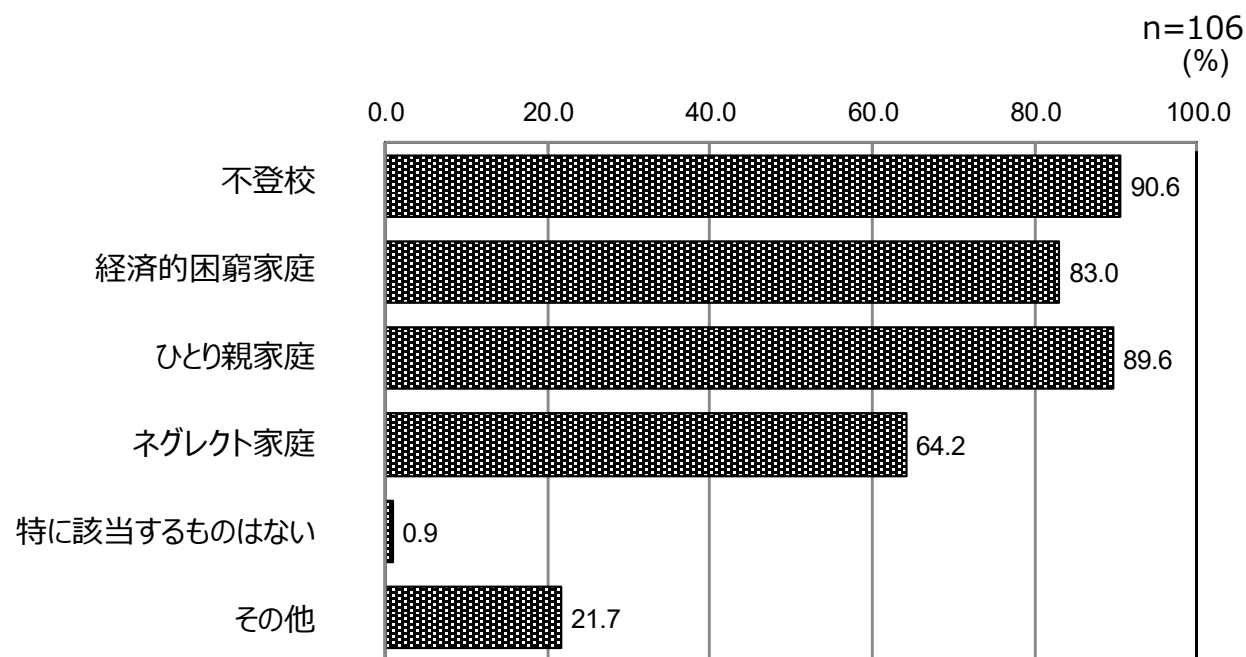
実施自治体 利用対象者 利用児童の背景

利用する児童は不登校・経済的困窮・ひとり親家庭などの背景を持つことが多く、特別な背景がない利用者はほとんど見られない。

Q28. 当該拠点を利用する児童が抱えている背景として、該当するものをすべてお選びください。【複数回答】

※実際に利用者がいた選択肢について選択してください。（対象者として設定しているが利用が無い選択肢は選ばないでください。）

(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 利用対象者 利用児童の背景

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q28. 当該拠点を利用する児童が抱えている背景として、該当するものをすべてお選びください。【複数回答】

※実際に利用者がいた選択肢について選択してください。（対象者として設定しているが利用が無い選択肢は選ばないでください。）
(n=106、%)

- 要対協の要保護・要支援児童
- 保護者精神疾患・支援者不足
- 保護者の精神疾患、児童虐待、DVなど
- 発達障害
- 発達障がい・親の精神疾患
- 発達に特性のあるお子さん
- 昼夜逆転
- 多様な児童のニーズに対応
- 精神的・身体的な被虐待
- 児童又は家族が希死念慮を抱えている。
- 在宅看護中の保護者の終末期病態、ヤングケアラー
- 共働き孤食、多子世帯、発達障害
- 虐待
- 外国ルーツのため居場所がなく、学習支援が必要な児童
- 家庭内暴力の疑いのある子ども
- ヤングケアラー、被虐待児
- ヤングケアラー、身体的虐待、保護者の精神疾患
- ひきこもり

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

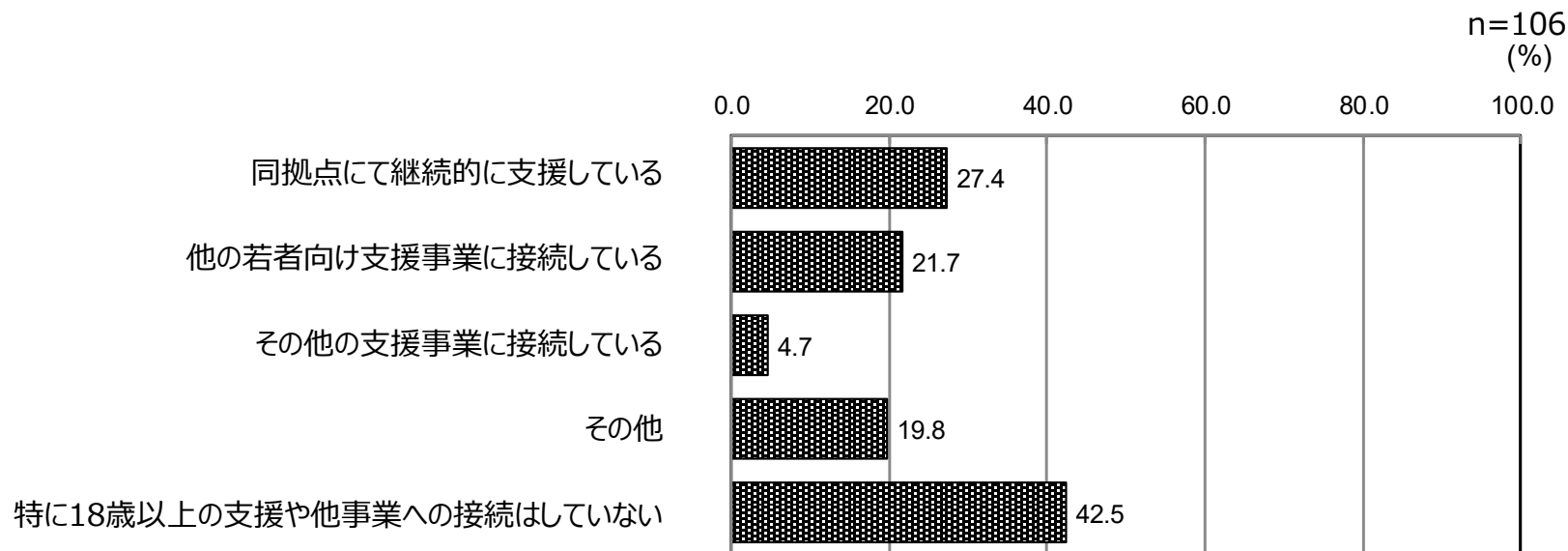
実施自治体 利用対象者 18歳以上の支援

18歳に到達した後の支援として同拠点で継続的に支援している施設が27.4%である。一方で特段支援を行っていない施設は42.5%となっている。

Q29. 18歳以上への支援について、ガイドラインにて以下の通りの整理となっています。どのように対応しているか該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
【ガイドライン引用】

加えて、18歳到達後に継続的に支援が必要と認められる場合は、継続利用も可能とするが、本事業の対象は、18歳未満であることを踏まえ、年齢やニーズにあったほかの適切な支援が利用できるように、市町村は子ども家庭センターを含む関係部署と連携して支援を検討することが必要となります。

(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 利用対象者 18歳以上の支援

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q29. 18歳以上への支援について、ガイドラインにて以下の通りの整理となっています。どのように対応しているか該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
【ガイドライン引用】

加えて、18歳到達後に継続的に支援が必要と認められる場合は、継続利用も可能とするが、本事業の対象は、18歳未満であることを踏まえ、年齢やニーズにあったほかの適切な支援が利用できるように、市町村はこども家庭センターを含む関係部署と連携して支援を検討することが必要となります。

(n=106、%)

「他の若者向け支援事業に接続している」の自由回答

- 若者支援事業（ひきこもり支援、就労サポート）
- 若者自立・就労支援事業
- 労働福祉センター、授産施設など
- 子ども若者自立支援総合推進事業
- こども・若者居場所支援事業
- 若者の自立を支援する事業
- 中退防止支援事業
- 子ども・若者自立支援センター
- こども若者家庭センター

「その他の支援事業に接続している」の自由回答

- 重層的支援体制整備事業
- 就労支援A型作業所
- ひきこもり支援推進事業
- 重層的体制整備事業
- ひきこもりサポート事業

「その他」の自由回答

- 利用登録はないが、相談として対応している。
- 民生課（福祉係、地域包括）、民生委員、
- 本項目の事例がない
- 特に支援はしないが、居場所として受け入れている。（支援員と一緒に児童と遊んでくれる。）
- 当機構が実施する若者の居場所事業
- 地域活動支援センターにつないでいる。
- 児相開設後は、社会的養護自立支援拠点と連携する
- 支援対象年齢の範囲外となるときではなく、入所時から子ども家庭センター及び教育部局と情報共有し、早期に適切な支援につながるよう注力しています。
- 個別に応じた支援事業（障害者支援など）に接続
- 現在は該当する事例がないため実施はないが、将来的には継続支援や他事業へのリファーなどの実施を視野に入れている。
- 原則小学校低学年を利用対象者としている。
- まだ実績はないが、支援事業所等につないでいく
- まだ該当はないが、必要と思われる支援に繋げていく予定。
- まだ18歳到達の事例がないため実績なし
- こども家庭センターで支援や見守りを継続している。
- 18歳以上となる対象者の利用がまだない。

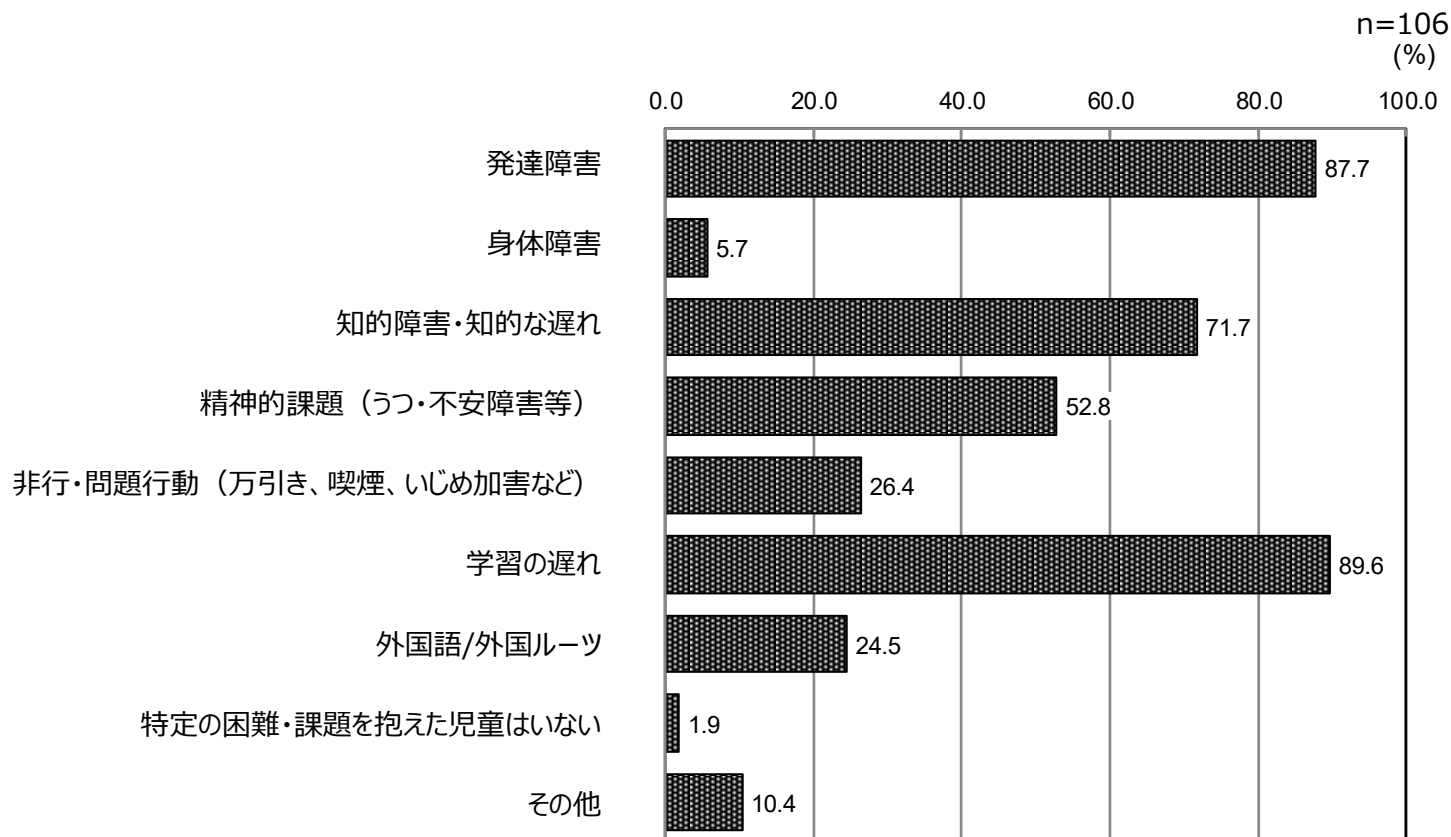
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 利用対象者 障害・困難や課題を抱えた児童

児童が抱える障害・困難や課題として学習の遅れ（89.6%）、発達障害（87.7%）が多くの施設で挙げられている。

Q30. 実際の利用者の中に、以下のような障害や困難・課題などを抱えた児童はいますか。該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
※今の利用者だけでなく過去にいた、という場合も含めてご回答ください。
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 利用対象者 障害・困難や課題を抱えた児童

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q30. 実際の利用者の中に、以下のような障害や困難・課題などを抱えた児童はいますか。該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
※今の利用者だけでなく過去にいた、という場合も含めてご回答ください。
(n=106、%)

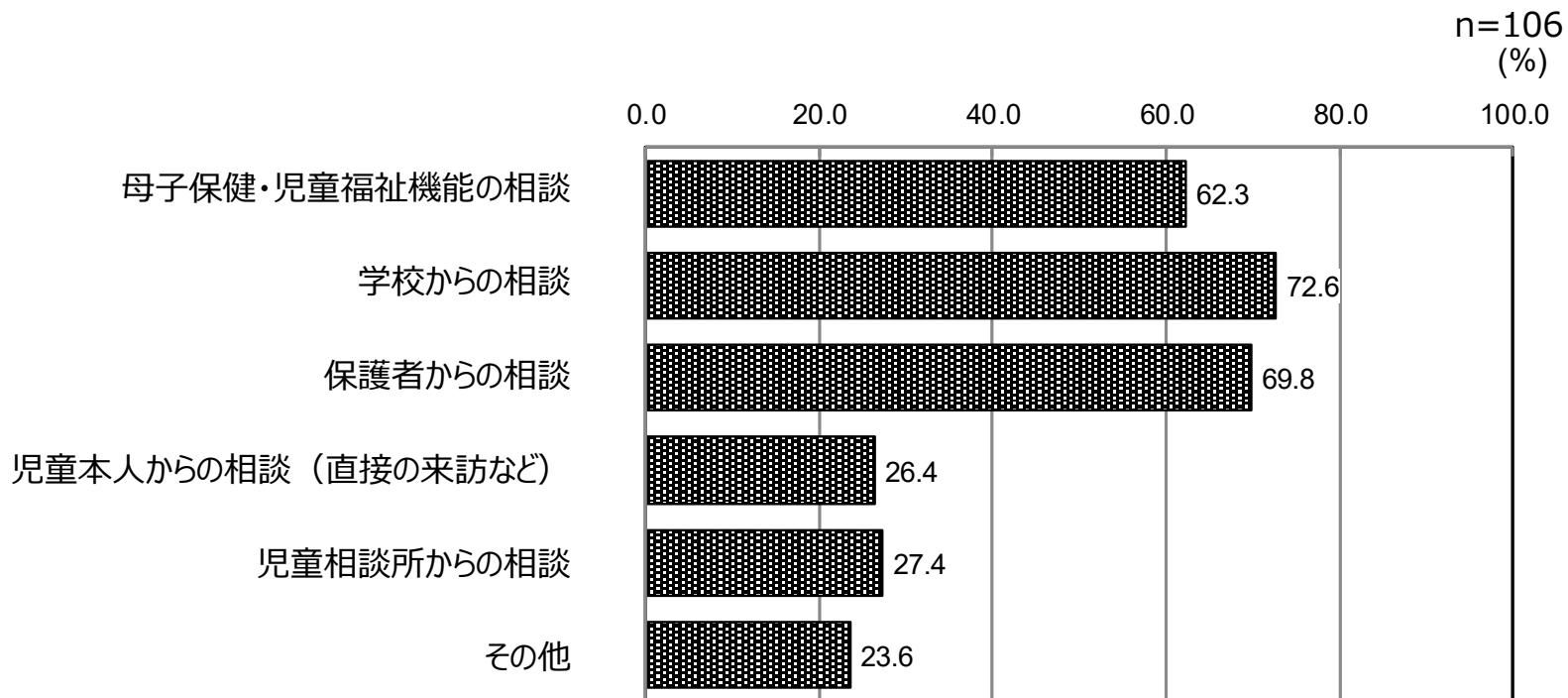
「その他」の自由回答

- 愛着の課題
- 親の介護、看護（ヤングケアラー）
- 虐待ケース
- 多様な児童のニーズに対応
- 性的マイノリティ
- 愛着に課題を抱えた児童が大半を占めている。
- 家族からの心理的・身体的虐待経験、ネグレクトの環境下にある
- ヤングケアラー、発達障害疑い
- 家庭環境
- 社会経験の少なさによる精神的な幼さ、知識の少なさ
- 不登校

実施自治体 支援の流れ 利用までの流入経路

利用にあたっての相談については学校や保護者からの相談、母子保健・児童福祉機能からの相談が多い。

Q31. 当該拠点の事業者が利用にあたって相談を受けるまでの流入経路について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援の流れ 利用までの流入経路

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q31. 当該拠点の事業者が利用にあたって相談を受けるまでの流入経路について該当するものをすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

「その他」の自由回答

- 要対協ケースの中から、児童育成支援拠点事業を利用したほうが良い家庭を選定し、利用勧奨する
- 民生児童委員からの相談、子ども園から就学前に相談
- 放課後児童クラブ経由
- 保護者の情報共有（口コミ）
- 地域住民
- 地域子育て支援拠点事業、児童館、保育園など地域の児童施設
- 祖父母、介護サービス事業所
- 自治体職員からの利用提案
- 支援対象児童等見守り強化事業、地域自殺対策強化事業、要保護児童対策地域協議会などからつながる。
- 市役所からの委託事業であり、市からの相談
- 子ども家庭支援センターからの相談、事業所の実施する別事業からの紹介
- 子どもに関わる支援者からの相談
- 学校を通じてSSWからの相談、相談支援専門員・民生委員・子ども家庭支援センターからの相談
- 委託元（市こども家庭センター）
- すべて市から紹介があった児童です 学校や母子保健などから児童の情報が入り、市の担当者が保護者の方へ居場所紹介を行ってくれます
- スクールソーシャルワーカーからの相談
- スクールソーシャルワーカーからのつながり
- こども総合支援センターほっぷ
- こども家庭センターからの相談

Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

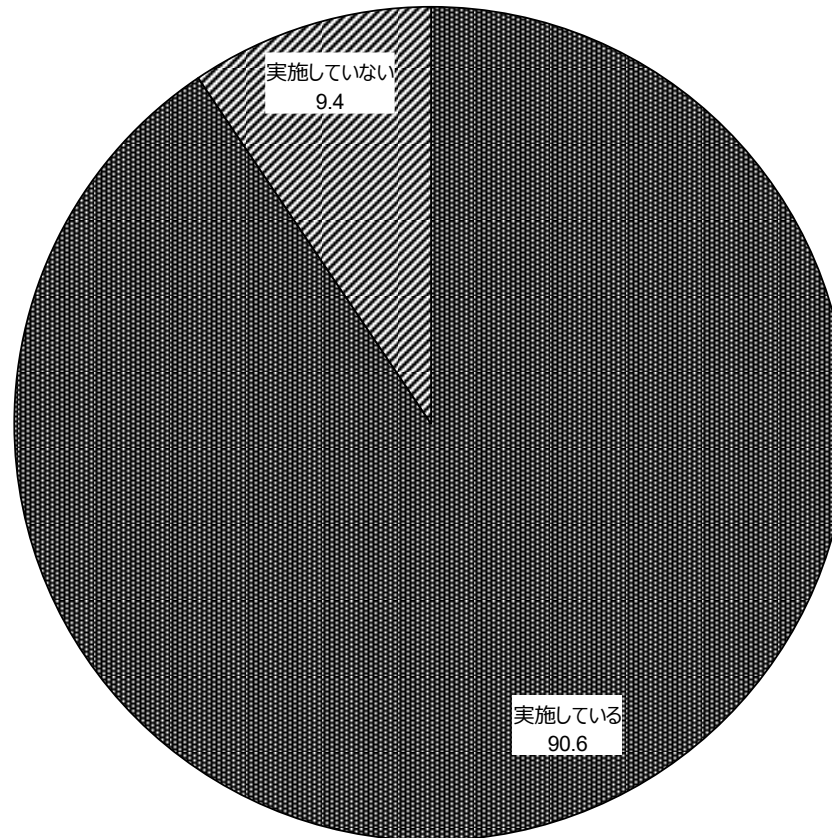
出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援の流れ アセスメント実施

利用決定においてアセスメントを実施する施設が90.6%となっている。

Q32. 本事業の利用を決定するにあたって、児童及び家庭のアセスメントを実施していますか。【単一回答】
(n=106、%)

n=106

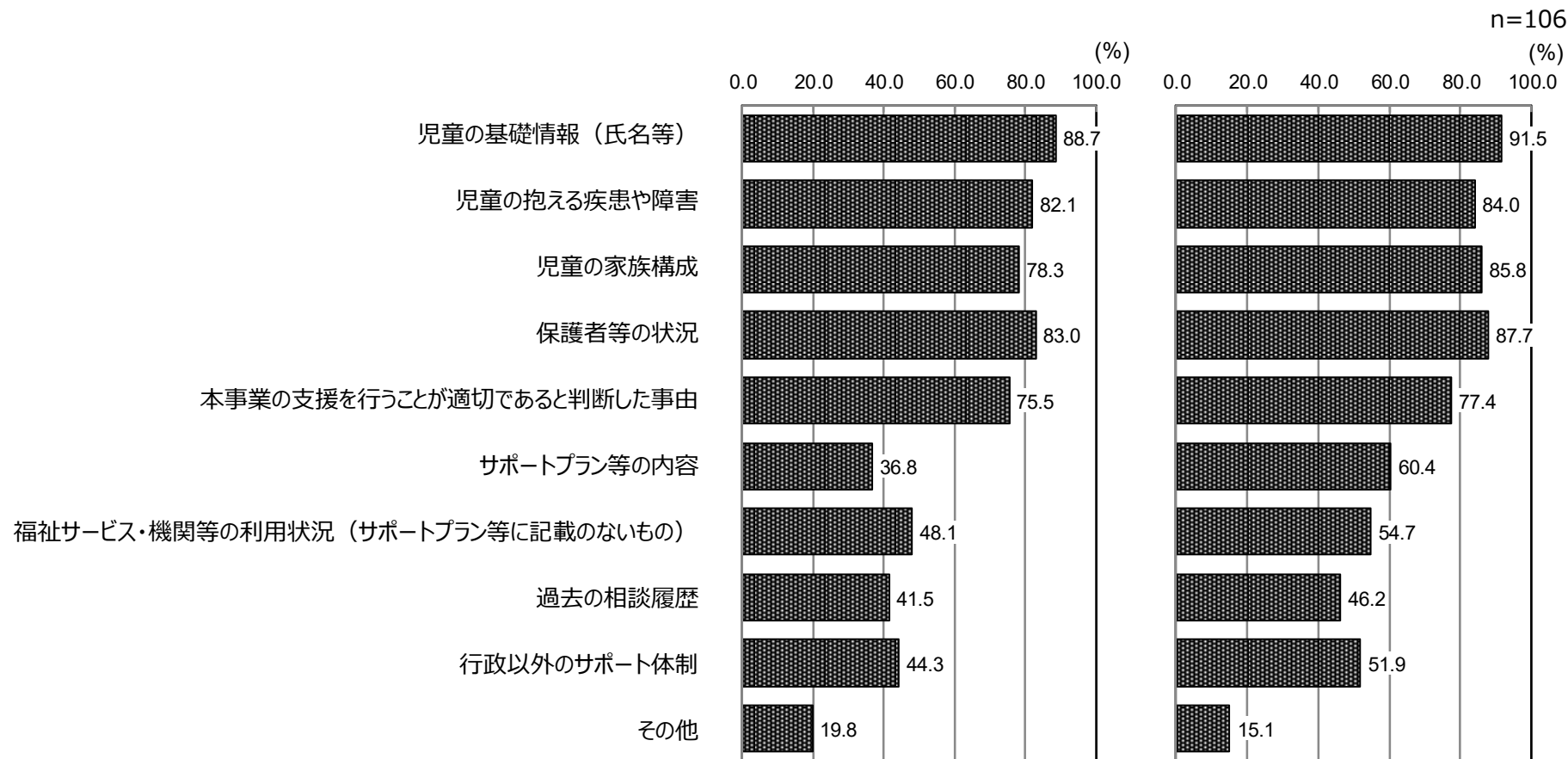


出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 個人情報取り扱い 共有情報

利用決定前と利用決定後で児童に関わるより詳細な情報（サポートプラン等）が施設に共有される。

Q33. 利用決定前の調整段階と利用決定後のそれぞれのタイミングで、利用対象者情報として当該拠点に共有している情報をすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q33. 利用決定前の調整段階と利用決定後のそれぞれのタイミングで、利用対象者情報として当該拠点に共有している情報をすべてお選びください。【複数回答】
(n=106、%)

「その他」の自由回答

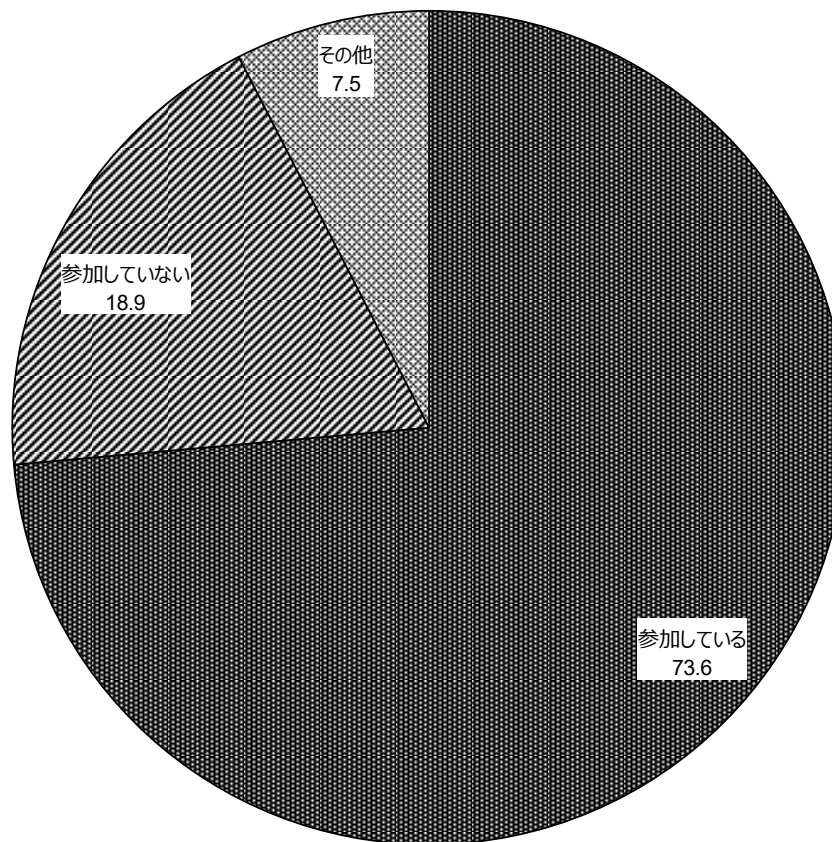
- 利用前の児童紹介の段階で必要な情報を共有していただいています
- 利用決定前には共有していない
- 利用勧奨の実施が決定されるまでは、共有される情報は限定的／事業所も要対協に参加しているため、要対協でケースの取り扱いのある家庭についても当初は個人情報を伏せたうえで、ケース像の共有をおこなっている。
- 地域からの家庭情報
- 身体、健康面、アレルギーの状況
- 拠点側から市に毎月報告書を提出いただく中で、相談者や施設見学者の情報を把握している。
- 学校名、送迎の関係
- 学校から得た情報
- 家庭の経済状況（所得情報）
- 運営事業者が把握した児童及び保護者に関する情報について、児童・保護者同意の上、委託元及び自治体の担当課に提供している。
- すべて市からの情報で基本的には1～5の情報のみです サポートプランが組まれている家庭はその情報、支援学級を利用している児童は利用している放デイの場所や担当の方へ直接連絡をとることの了承を得ています
- （不登校生徒のみ）出席扱いの確認

実施自治体 外部機関との連携 個別ケース会議参加状況

事業者が個別ケース会議に参加している施設は73.6%である。

Q34. 事業者の個別ケース会議（要対協に限らない）への参加状況をお選びください。【単一回答】
(n=106、%)

n=106



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 支援の流れ 個別ケース会議参加状況

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q34. 事業者の個別ケース会議（要対協に限らない）への参加状況をお選びください。【単一回答】
(n=106、%)

「その他」の自由回答

- 令和7年8月開所のため、まだ事例はないが必要があれば参加予定。
- まだ参加したことはないが状況に応じて参加する方針
- 利用児童が対象となる場合
- ケース会議に参加していないが、会議の前後で支援方針などの共有をしている。
- 参加予定
- 実施したばかりの事業となるため、現時点では事例はありません。
- 必要に応じて個別ケース会議に参加している

実施自治体 外部機関との連携 外部機関連携の工夫（1/2）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q35. 当該拠点における外部機関連携に関して、外部機関との関係づくりや日々の連携に関して工夫している点があれば、具体的にご記入ください。【自由回答】
(n=106、%)

1. 学校連携の工夫

- 学校との連携が重要であり、支援員は、元教職員を配置している。
- 平日において、必要に応じて開所時間前に学校訪問等で児童の様子を見に行く。月に1度こども家庭センターと利用状況等を対面で情報共有している。
- 市（委託元）から毎年市内の小・中学校を訪問し、拠点の周知啓発や利用児童の情報共有を行い、スムーズな連携に努めている。
- 学校のケース会議、要保護児童生徒対策会議への出席。他機関との連携のための個人情報の取扱いに係る保護者の承諾。
- 要対協への参加。また、特に学校は送迎時に担任の教諭と顔を合わせるように心がけており、予定外の出欠や変わった様子があれば連絡が取りあえるよう協力している。
- 学校訪問や視察受け入れ等
- 中学校の不登校生徒については、生活記録を毎月学校に提出して、登校扱いにしている。また、必要に応じて家庭支援センターや医療機関に繋げ、情報共有をし、要望があれば同行支援も行っている。
- 拠点事業者から提出された利用実施報告書を児童の各学校へ共有している。・要保護児童対策地域協議会において、児童育成支援拠点事業について説明し、拠点事業者より実際の支援内容について紹介を行った。利用児童の学校担任等が拠点へ見学に来てもらっている。
- 学校や教育センター、その他一部のNPO法人など地域の支援団体に対して事業の内容を説明し、協力と連携を依頼している。
- 児童育成支援拠点及び教育支援センターに通う児童生徒について、福祉部局、教育部局が集まる会議を月に一回開催し、現状の共通理解、懸念事項の共有、今後の支援の具体化を図っています。
- 教育員会事務局配置のスクールソーシャルワーカーが、必要に応じて機関連携のコーディネートを行っている。

2. 行政連携の工夫

- 毎月一回行政との定例会議の実施、SSWとの児童・生徒の状況を共有している
- 行政との積極的な連携
- 行政や学校との情報共有及び連携に日頃から努めており、定期的なモニタリング会議に加えて状況や要請に応じて関係者会議等や随時のモニタリング会議も実施している
- 市と運営事業者の間に、中間支援団体として市の外郭団体が入っている。そのため、団体を介して、市の教育・福祉部局やこどもセンター、子育て応援企業との連携や協力を図ることができている。
- 拠点のスタッフが、市の教育相談員を兼務しており、日々の相談をもとに、施設利用を案内している。また当該拠点は、要対協メンバーでもあるため、児相や市保健師等家庭に介入する機関との連携も図っている。
- 要対協調整担当課の直営なので特になし。
- 相談業務について、連携機関との調整を市と相談しながら進めている。

3. 地域連携・複数機関連携の工夫

- 個別ケース会議で関わる機関すべてを招集し、今後の支援等検討と共有を実施。町が情報集約機関として連携を行い、共有を行っている。
- 密な情報提供や共有。丁寧な対応や交流を心がける。支援のステージが変わる場合への備え。
- 法人として子ども・若者支援地域協議会に参画しており、各領域における関係機関との連携を深めている
- 子ども・若者支援地域協議会に加入し、協議会内で支援連携を行っている。
- 地域の協議体（西の里たすけあい会議）との連携（地域資源やボランティア人材の紹介）や拠点の建物の貸主である銀行との連携（金融講座の実施等）
- 地域の方との交流やボランティアで行事に参加している。
- 子育て短期支援事業や放課後等デイサービスと状況に応じて話し合いをしている
- 外部機関との連携会議への参加
- 学校のケース会議、要保護児童生徒対策協議会への出席。他機関と連携するための個人情報の取扱いに係る保護者の承諾。
- 要保護児童生徒対策協議会への出席。他機関と連携するための個人情報の取扱いに係る保護者の承諾。

出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 外部機関との連携 外部機関連携の工夫（2/2）

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q35. 当該拠点における外部機関連携に関して、外部機関との関係づくりや日々の連携に関して工夫している点があれば、具体的にご記入ください。【自由回答】
(n=106、%)

4. 情報共有・会議の工夫

- 常に直接お会いすることを心掛けている。また、拠点に来てもらい利用児童の過ごし方を直接見てもらうようにしている
- お互いに何か気になることがあったら都度情報共有している。
- LINEなどを使って個人名は伏せながら情報共有を行ったり、機会あるごとに情報共有を行っている。
- 利用児童の気になる点や、保護者とのやり取りについてこまめに連携機関へ情報共有している。
- 児童と関わる中で気になる言葉や情報があれば市の担当者に共有しています
- 毎月の広報誌や法人の機関誌を届けるタイミング等を利用する形で、対象児童がつながりを持つ社会資源先を訪問して情報共有している。
- ケース情報共有及び支援方針の取り決めを目的とした委託元子ども家庭センターとの月次定例の実施、SSW・行政相談員の拠点見学、学校との情報共有
- 要対協の定期開催やその構成機関を中心とした情報共有の機会の設定。
- 関係機関との連携会議の出席以外にも、検査や相談を通してそれぞれの機関のお手伝いをする事で日頃からの大人どうしのつながりがある。
- 登録者はすべて要対協ケースのため、より細やかな家族の変化に対応できるように情報共有を実施している。
- 要対協ケースや他の気になるケースについても、日頃から関係機関との情報共有を行うようにしている。
- 利用者の生活状況や支援状況についての情報交換を目的に定期的な訪問を実施している
- 各ケースで緊急対応が必要な場合や月の活動報告などをもとにケース担当者との関係を構築している。
- それぞれの機関での子どもの様子や家庭の状況を共有し、それぞれの関わり方の方針、支援機関での役割分担を確認している。
- 施設訪問や拠点見学を通じて日頃より職員同士の顔の見える関係づくりを目指している
- ケース会議、研修等での顔合わせ、内部機関への事業説明へ同行してもらう等
- 情報共有と顔の見える関係づくり
- 行政と協議しながら適切な外部機関と連携している。
- 対象者と関連する外部機関とは定期的に情報交換する。対象者や家族が専門家への相談を希望すれば、日程調整や希望があれば付き添うなどの対応をしている

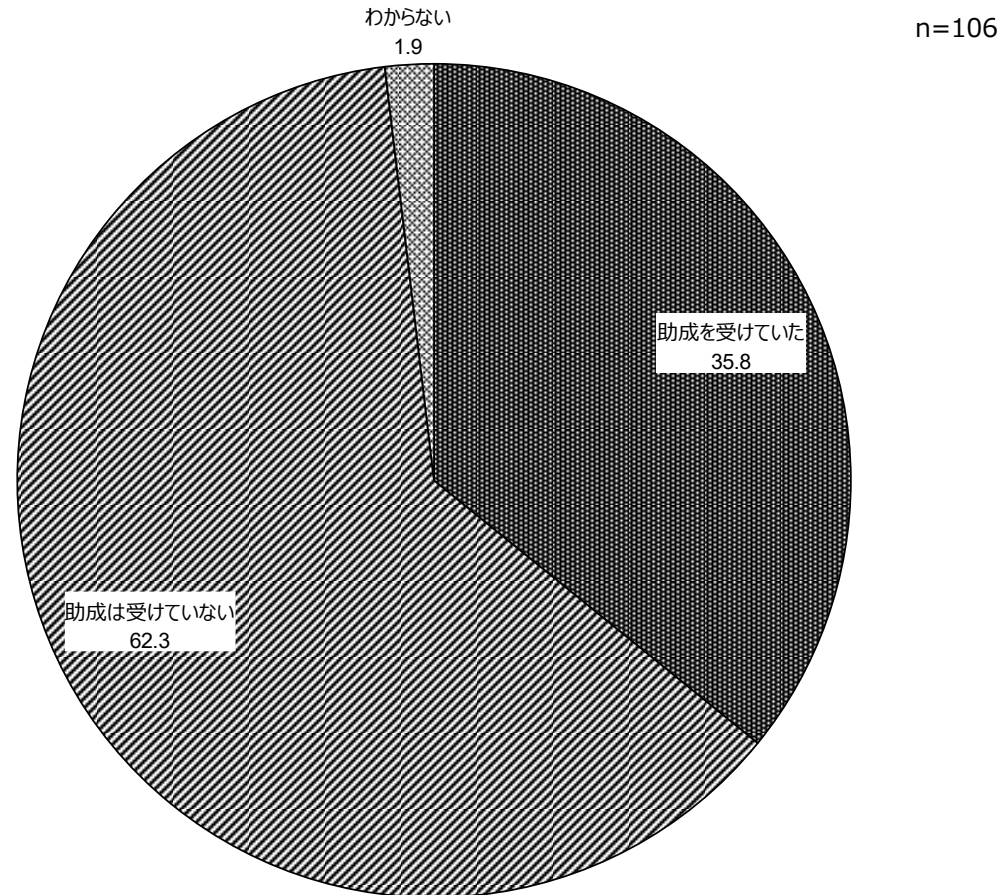
5. その他

別事業所との連携により、ケース会議の開催を市へ依頼中。また、個別のケース会議の開催を依頼するも日程が合わず開催できていない。

実施自治体 財団 財団等からの助成実績

本事業開始前に助成を受けていた施設は35.8%である。

Q36. 当該拠点は本事業開始前に財団等からの助成を受けていましたか。【単一回答】
(n=106、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

実施自治体 財団 財団等からの移行の課題

自由記述の回答結果は以下の通り。

Q37. Q36で財団等から助成を受けていた場合、本事業への移行で苦慮した点・課題はありますか。具体的にご記入ください。【自由回答】
(n=38、%)

1. 事業目的・利用対象者に関する課題

- ・ 移行に伴い事業目的、利用対象者を定める点で難航した
- ・ 教育委員会で児童福祉事業を実施するにあたり、対象児童をどのように設定するか等の整理について苦慮した。
- ・ 財団の助成を受けて運営していた時から利用していた児童を、本事業への移行に伴ってアセスメントした際、本事業における対象外の児童をどのように取り扱うか。(本市では本事業とは別の委託先事業所による事業として受け入れている)
- ・ 様々な困難さを抱えた利用児童の中から、本事業の対象者を選別するのに苦慮した。また、財団の事業では、様々な子どもが入り混じっていたことで、子ども同士で遊び学び合うことが可能な環境だったのが、本事業では、職員が1対1対応を強いられる場面が多く、職員にとっては、精神的にも肉体的にも負担感が大きくなった。

2. 財政・予算に関する課題

- ・ 現在も財団の助成金を基に運営しているが、自立化した後の財源の確保や運営の継続等について今後検討が必要なると思われる。
- ・ 財団からの支援終了後、町持ち出し額が増えたこと。また負担額を検討するにあたり、利用者の実費負担額を、どの程度まで自己負担とするか等。
- ・ 財政担当課へ予算規模の継続を要望するのに、事業の必要性や費用の根拠等を理解してもらうのに苦労した。
- ・ ほば活動費の100%助成であったが、本事業へ移行することで一般財源が必要となり予算確保に苦慮した
- ・ 財団からの補助期間が終了し、市の委託事業へ切り替わる際の予算要求で財政担当部署の理解を得ること及び市単独予算では厳しかったため活用できる国や県補助金を探すことに苦慮した。財団からの補助金額と同等の予算を組むことが難しかったため、人件費や物件費の切り詰めを行った(必要な備品を補助期間中に計画立てて購入など)
- ・ 財団の助成を受けていた頃と比べると利用者単価が下がったところ。
- ・ B&G財団からの助成が事業開始から3年間で切れてしまい、子ども・子育て支援交付金を活用できるものの、B&G財団からの助成がなくなる分だけ一般財源の持ち出しが増えてしまう点
- ・ 日本財団の助成を受けた第3の居場所事業で施設整備等を行っており、財団からの助成終了後は自主運営の方向が示されていたが、運営資金不足とのことで、令和7年度、本事業を活用し

居場所づくり事業を継続するかたちとなった。これまでの連携不足もあり、事前情報が少なかったこともあり、担当課としては予算確保に苦慮した。
補助率の変更(3/4→2/3)
補助対象経費の精査
財団では事業費として認められていた経費が児童育成支援拠点事業では認められないものもあり、自己負担が増えたことについて苦慮しております

3. 運営・実施体制に関する課題

- ・ B&G財団から助成を受けて開設。開設時点で児童育成支援拠点の要件を満たす形で委託実施している。今後、財団からの補助期間終了後は、要綱の名称変更と、国、県への補助金申請の対応を予定。内容については移行に係る大きな変更はないと考えている。
- ・ 開室時間、食料料金の運営内容の変更を行ったため、保護者への理解を頂くのに時間がかかった。
- ・ 子どもの居場所を担当する部署が代わったり、他の市町村の例を伝えながら事業開始に向けて努力していただいたが、結果的に財団の助成終了から自主運営となる空白期間があったこと。
- ・ 行政機関との連携、受入れ児童が市内全域で地域拡大

4. 助成元や事業内容に関する課題

財団が主催する事業への協力が求められるが、必ずしも課題を抱える児童に寄り添った内容ではないこともあり、対応に苦慮することがある。(財団の助成対象が課題を有する児童のみ対象とする施設に限られていないためこうした事態が発生する)

5. その他

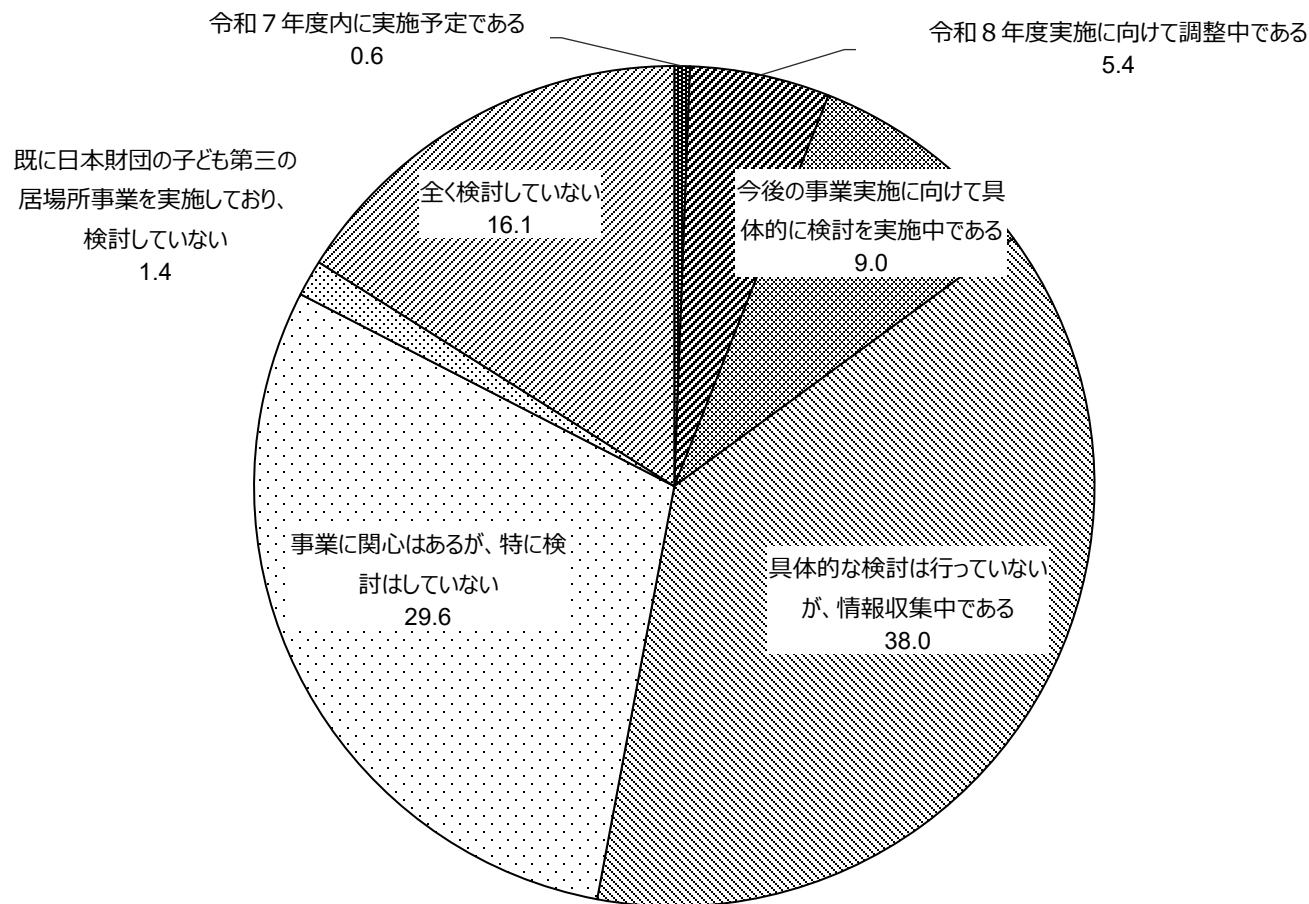
- ・ 「児童育成支援拠点事業」と「財団等の助成」を同時に運用しているため、「移行」における課題はない。
- ・ 本事業に類似した事業であるため特に問題なし。
- ・ スムーズに移行できたため特になし
大変ありがたかったです。フォローアップ研修が市の事業と重なることが多く調整に苦慮しています。

出所：株式会社日本総合研究所作成

未実施自治体 本事業検討状況

児童育成拠点事業の検討状況は令和7年度内に実施予定の自治体が0.6%、令和8年実施に向けて調整中の自治体が5.4%である。

未Q10. 貴自治体の本事業検討状況をお選びください。【単一回答】
(n=1003、%)

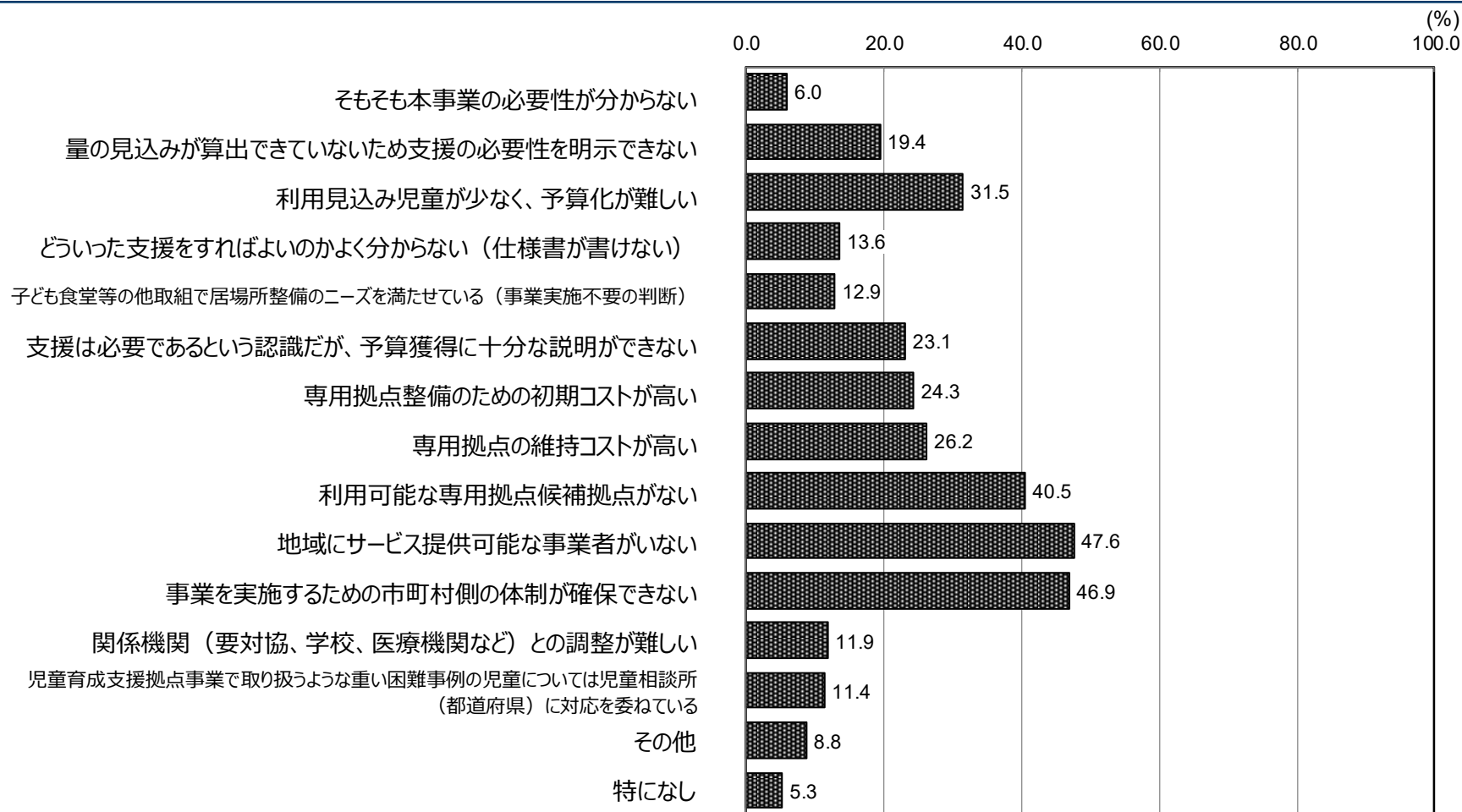


出所：株式会社日本総合研究所作成

未実施自治体 事業開始にあたっての課題

事業開始にあたっての課題として、地域にサービス提供可能な事業者がないが47.6%、事業を実施するための市町村側の体制が確保できない自治体が46.9%である。

未Q11. 本事業開始にあたっての課題について該当するものをすべてお答えください【複数回答】
(n=1003、%)

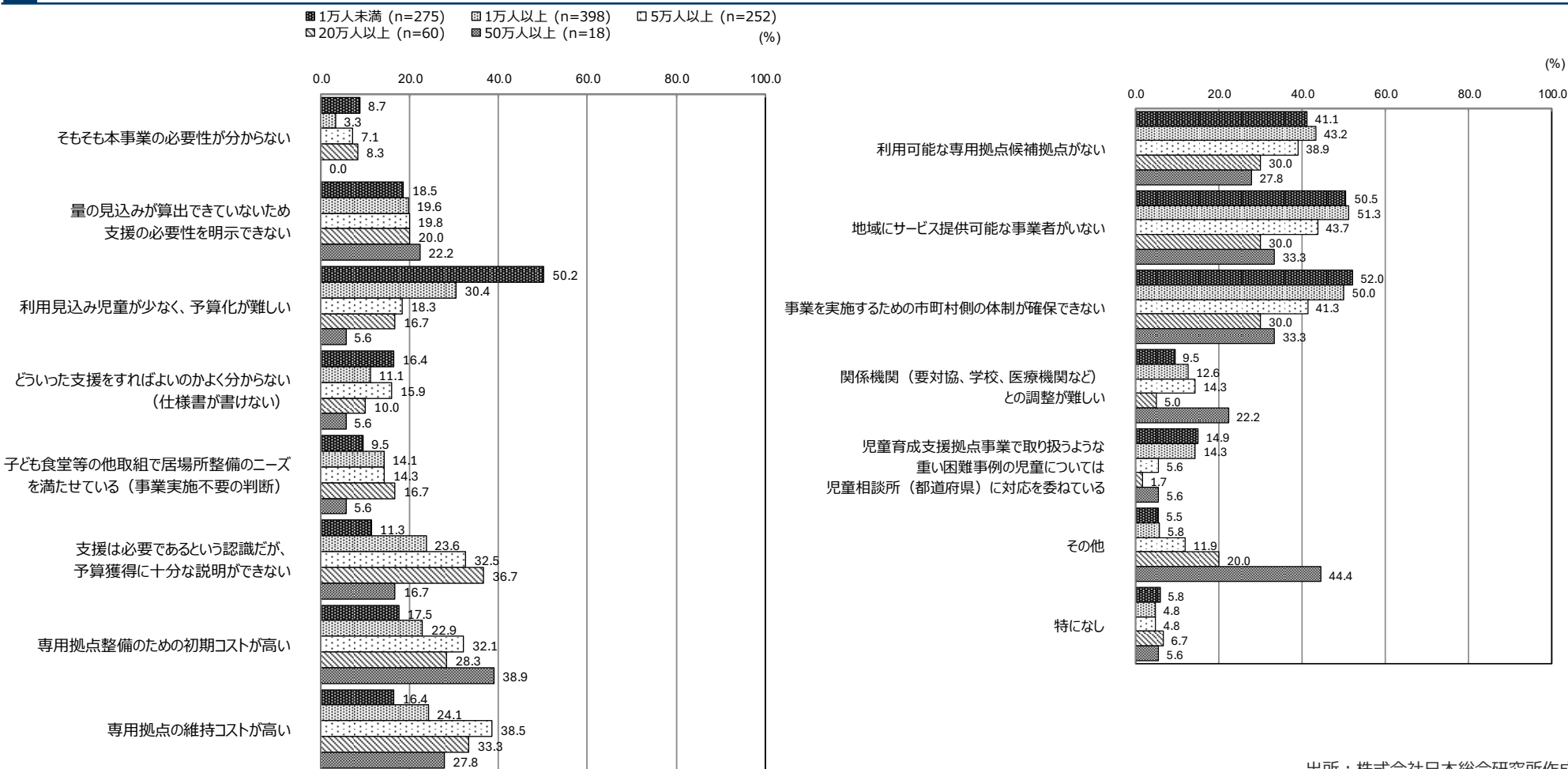


出所：株式会社日本総合研究所作成

未実施自治体 事業開始にあたっての課題×人口規模

「利用見込み児童が少なく、予算化が難しい」、「利用可能な専用拠点候補拠点が無い」、「地域にサービス提供可能な事業者がない」、「事業を実施するための市町村側の体制が確保できない」といった課題について、人口規模が少ない自治体の方が課題と回答した割合が高い。

未Q11. 本事業開始にあたっての課題について該当するものをすべてお答えください【複数回答】
(n=1003、%)



出所：株式会社日本総合研究所作成

未実施自治体 事業開始にあたっての課題の理由 回答概要

課題の選択肢を選んだ理由として、ニーズ・対象児童の少なさ、人材不足、財源確保困難、物理的資源の不足、委託先不足、既存事業とのすみわけ等を挙げている。

未Q12. Q11で選んだ選択肢についてその選択した理由をご記入ください。【自由回答】
(n=1003)

■ 選択肢理由の回答分類（代表的な回答、多い順）

1. 利用見込みが少ない／いない

- 利用見込み児童が少ない（いない）状況で設備投資、運営費に予算を充当することは難しいため。
- 利用見込み児童がほぼおらず、また基本的に人手不足のため事業と言う形をとるのが困難。
- 事業としては難しいが、実際に該当児童がいた場合は個別で対応を考える。対象児童数が非常に少ない見込みである。拠点となる施設の用意がないため選択した。

2. 人材・担い手不足（専門職・従事者・受託事業者がいない）

- 専門的人材の確保や関係部署との連携体制が整っていない
- 受け手がいない。
- 事業実施に必要な設備を備えた物件が限られていることに加え、賃料高騰により予算上の制約が生じているため。

3. 予算・財政面の課題

- 予算の面では、準備・開設・維持等にかかるコストを要する。特に困難性が高い児童を長時間の開設時間のなかで見ると、対応する職員数が多く必要であることに加え、交代制を施す必要もあることから、どうしても年間3,000～4,000万円のランニングコストがかかると思われる。
- 当事業補助に係る市町村の負担は1/3となっており、財政状況が厳しい中で、運営コストも高額であることから、予算獲得の説明が難しい。事業実施を検討している事業者から、専用拠点候補地が無いと相談を受けている。
- 事業費が多額であり、財政面での課題はある。

4. 拠点・施設の確保が困難（専用拠点候補地・改修・維持の問題）

- 利用可能な専用拠点がなく、地域にサービス提供可能な事業者もいないため、ハード面・ソフト面共に整備が難しい。
- 拠点となる場所や委託先の確保が課題となる。
- 専用拠点の維持費用が高額。

5. 既存事業・地域資源で代替できる（他事業等でニーズを満たしている）

- 他取組により、居場所が整備されており、当該事業実施不要と考える
- 既存の社会資源を活用しつつ、関係機関と連携しながら対応しているため、当該事業の具体的な内容は検討できていない。
- 子ども食堂等の取組でニーズを満たしているため。

6. 実施要件・費用対効果・運営条件が厳しい（開所日数・人員配置等がハードル）

- 週3日以上、平日6時間以上、18時を超えて、長期休暇中は8時間を超えて職員を当てる人材も予算も整備が難しい。
- 費用対効果が疑問（定員20名に対し、生活習慣の形成（入浴支援）、食事の提供、課外活動の提供など、必要な人員・設備・補助額等との均衡がとれるか）
- 開所日数や開所時間数、人員配置など事業実施のための条件が厳しく、事業実施可能な事業所を現時点では見つけることが難しいため。

7. 検討中・情報収集中

- 事業実施までにクリアなくてはならないことがあるが、なかなか手が回らないのが現状です。検討段階であり、課題についても精査中
- 現時点では、当市子ども家庭センター自体の充実が課題であって、児童育成支援拠点の設置検討まで至っていない。

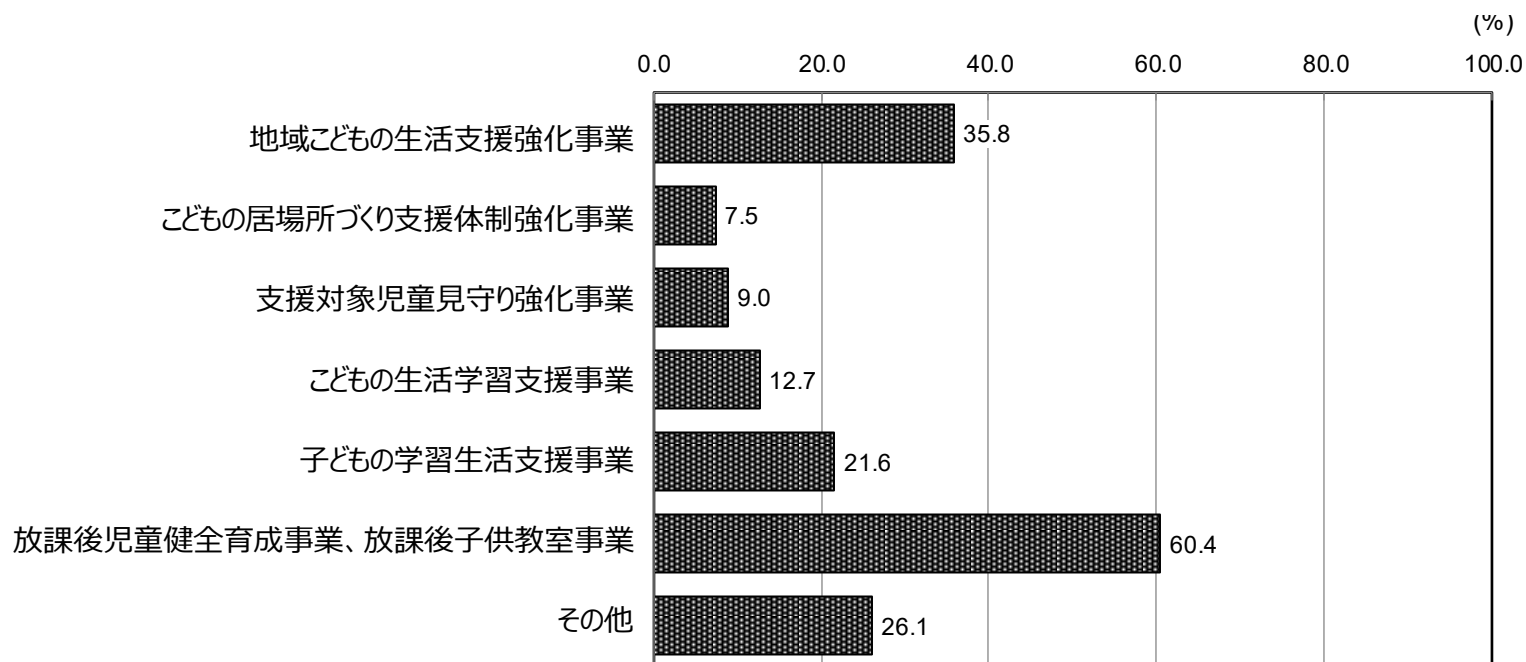
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

未実施自治体 実施している他事業

未実施自治体のうち、ニーズを満たす他事業として放課後児童健全育成事業・放課後子供教室事業を挙げる自治体が60.4%、次いで地域こどもの生活支援強化事業が35.8%である。

未Q13. Q11で（子ども食堂等の他取組で居場所整備のニーズを満たしている（事業実施不要の判断））をお選びの方にお伺いします。実施されている事業名をすべてお選びください。【複数回答】（n=134）



出所：株式会社日本総合研究所作成

未実施自治体 実施している他事業 その他回答

その他の自由記述の回答結果は以下の通り。

未Q13. Q11で（子ども食堂等の他取組で居場所整備のニーズを満たしている（事業実施不要の判断））をお選びの方にお伺いします。実施されている事業名をすべてお選びください。【複数回答】（n=32）

- 民間の子どもの居場所づくりに対する町単独補助事業
- 未実施だが、地域こどもの生活支援強化事業を活用検討している
- 母子家庭等対策総合支援事業
- 地域こどもの生活支援強化事業は令和8年度から実施予定
- 生活困窮者等支援のための地域づくり事業
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 小型児童館
- 自主事業
- 児童厚生施設の設置
- 児童館・児童センター事業
- 市地域こどもの居場所づくり支援事業補助金
- 市子育て支援活動促進事業費補助金（市単独事業）
- 子供食堂推進事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 子ども食堂
- 子ども居場所づくり支援事業
- こどもの貧困対策事業（こどもの居場所運営支援事業）
- 沖縄こどもの貧困緊急対策事業補助金を活用し拠点型居場所を運営している。
- こどもの居場所づくり支援事業
- こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業，地域子育て支援拠点事業
- こどもカフェ

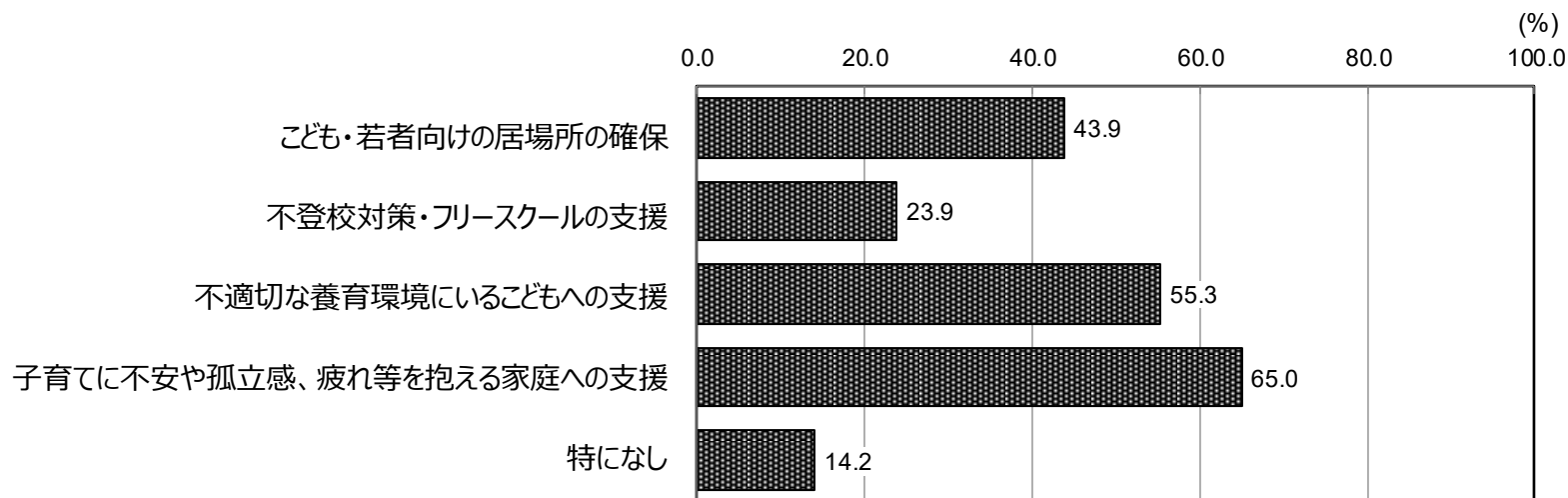
Note: 1) 無回答、無効回答、重複回答を除く

出所：株式会社日本総合研究所作成

未実施自治体 今後取り組んでいきたい支援

- 今後取り組んでいきたい支援として、子育てに不安や孤立感、疲れ等を抱える家庭への支援と回答した自治体が65.1%、不適切な養育環境にいる子供への支援と回答した自治体が55.4%である。

未Q14. 貴自治体において今後取り組んでいきたいと考えているものとして該当するものがあればすべてお選びください (MA)
【複数回答】 (n=1003)



出所：株式会社日本総合研究所作成

未実施自治体 国・都道府県への要望 概要

- 国・都道府県への要望として、財政支援、事業事例・情報提供、事業運営・体制の整備支援、事業要件の緩和、人材・事業者確保支援、地域資源の活用・マッチング等を挙げている。

未Q15. 本事業の実施にあたり国や都道府県からどのような支援が必要か、ご要望がございましたらご記入ください。
【自由回答】(n=1004)

■回答の分類（代表的な回答、多い順）

1. 財政的支援（補助金・補助率・継続的資金）

- 補助率の見直しをお願いしたい。
- 長期かつ継続的な補助金等経済的な支援を希望します。
- 財政的支援の拡充が必要。子ども・子育て交付金を活用したとしても、町の負担が大きいです。

2. 事例・ノウハウ・仕様書等の情報提供

- 先進事例の詳細情報（事業実施までのプロセス、委託のための仕様書や設計書等）を提供していただきたい。
- 事業開始にあたっての準備や受託先の選定（要件・課題の協議経過）、契約方法、拠点構成・支援内容の実施事例を、できれば5～10万人の市や5万人以下の市町等、類似人口の地方都市の例で情報提供いただきたい。
- 事業効果を表す評価シートのようなものを用意してほしいです。
- 事業実施にあたっての準備や調整が必要な事項等がまとめられたガイドラインや委託する場合の参考仕様書の提供

3. 広域実施・小規模自治体支援

- 町村単位では、本事業を実施するために委託する事業者が不足していることから、広域的に取り組むことができるように、国及び県で主体的に取り組んでいただきたいです。
- 小規模自治体では受託事業所が無い場合が多い。また、受託事業所があったとしても、利用者が少なく費用対効果がかかなり低くなる。そのため、小規模自治体においては、県が主体となって、圏域で事業を行った方が良いのではないかと。
- 市町村の枠をこえた広域的な事業実施

4. 人材確保・育成の支援

- 人材育成のための研修等の実施、補助率の拡充
- 相談員などの人材確保
- 事業を始めるための人材派遣をお願いしたいです。

5. 要件緩和・運営要件の柔軟化（開所時間、対象、食事提供等）

- 対象者の選定、利用の見込み、支援内容、支援体制の確保等、実施に向けての課題が多い
- 児童育成支援拠点事業において、事業実施のための補助金を活用したいが、長期期間の開所時間等に制限があり、活用ができていないため、柔軟な対応をお願いしたい。
- 対象者の要件を緩和していただきたいのに加えて、運営上の要件を緩和したメニューを新設していただきたいです。

6. 事業者紹介（受託事業者名簿の提供等）

- 実施可能事業者名簿の提供
- 実施可能な事業所の紹介、事業の担い手の育成及び発掘への協力が必要。
- サービス提供可能な事業者情報一覧の提供（地域ごと）
- 事業委託の広域契約について、県でとりまとめをしていただけると助かります。

7. 施設ハード整備支援（建物改修、拠点確保、設備）

- 建物改修の助成、事業実施施設の確保支援
- 児童館のような拠点が既にある自治体の整備についてはイメージが描きやすいが、本市では適当な施設がなく、相当な新たな財政負担が見込まれる。既存施設を持たない自治体の本事業を開始する事例の共有をお願いしたい。

8. 省庁周知・連携

- 文部科学省から小中学校へ、事業の仕組みや必要性を周知してもらいたい。
- 各省庁で同じような事業を展開しているが、同じコンセプトの事業を統合して事業展開ができるよう、財源確保のため、補助金を重複利用（市財持ち出し分）できるようにするなどの配慮をお願いしたい。

出所：株式会社日本総合研究所作成